

- 一、高百四十七石四斗八升七合
- 一、高十一石四斗二升一合
- 一、高六十四石三斗五升八合
- 一、高九石五斗四升八合
- 内九升六合
- 一、高七十四石一斗一升四合
- 一、高十二石一斗七升四合
- 一、高三百十八石六斗二合
- 一、高十石四斗七升一合
- 一、高百四十二石九斗七升二合
- 一、高十二石一斗八合
- 一、高二百四十九石六斗三升七合
- 一、高八石七斗二升七合
- 一、高百四十九石五斗六升六合
- 一、高四石三斗六升五合
- 一、高六十五石七斗二合

- 庄屋村
- 同村新田
- 惠良村
- 同村新田
- 拜領後改出
- 西畑村
- 同村新田
- 常盤村
- 同村新田
- 湯原村
- 同村新田
- 城前村
- 同村新田
- 大岩屋村
- 同村新田
- 有寺村

- 一、高二石九升七合
- 内二斗六升五合
- 一、高百十七石三斗二升九合
- 一、高二石六斗二升四合
- 一、高百七十石一斗八升
- 一、高二石二斗八升
- 一、高五十石四斗九升五合
- 一、高一石三斗二升
- 一、高九十八石七斗六升
- 一、高五石四升一合
- 小以高七千六百四拾四石八斗九升五合
- 内七千六百廿二石七斗八升七合
- 廿三石一斗八合

- 同村新田
- 拜領後改出
- 黒土村之内
- 同村新田
- 小河内村
- 同村新田
- 三畑村
- 同村新田
- 菊山村
- 同村新田
- 拜領
- 拜領後改出

同國 速見郡之内

- 一、高二百八十二石四斗八升

- 山崎村

- 一、高四百廿三石一合 石松村
- 一、高九十七石四斗七升八合 平村
- 一、高五十五石二斗五升七合 妙祖村
- 一、高二百四十三石三斗八升 中依村
- 一、高百十六石六斗六升二合 下依村
- 一、高百廿石八斗四升六合 中蘭村
- 一、高二百十三石七斗二升二合 水地村
- 一、高一石一斗八合 同村新田
- 一、高二百七十八石四斗九升二合 幸野村
- 一、高一石七斗七升二合 同村新田
- 一、高百八十八石四斗五升八合 北乙丸村
- 一、高百卅四石一斗九升一合 南乙丸村
- 一、高二斗八升 同村新田
- 一、高百四十四石三斗八合 前徳野村
- 一、高二百廿八石七斗八升一合 津々良村
- 一、高七斗八升 同村新田

内四斗五升

- 一、高百八十七石三斗五升一合 拜領後改出 畑村
- 一、高百六石八斗四合 小平村
- 一、高百四十六石九斗五升四合四夕八才 温湯村之内
- 一、高三石三斗七合 拜領後改出 同村新田

小以高貳千九百七拾五石三斗二斗五合四夕八才

内二千九百七十一石五斗六升八合四夕八才 拜領 高

三石七斗五升七合 拜領後改出

高合八萬四百九十九石八斗二升四合一夕一才

内七萬石 拜領 高

壹萬四百九十九石八斗二斗四合一夕一才 改出

内九千六百九十一石二斗八升二合二夕四才 前々ヨリ改出

八百八石五斗四升一合八夕七才 拜領後改出

右者、今度、牧野備後守、從_二日向國延岡_一常陸國笠間江所替被_二仰付_一、書面之村々、上知に成、從_二當卯_一物成郷村並山林小物成見取場等、御引渡申候。以上。

延享四卯年八月

牧野備後守内 樋口治部左衛門 印

岡田庄太夫殿

右之通引渡申候。以上

卯八月

岡田庄太夫 印

内藤備後守殿御内

内藤治部左衛門殿

第二節 年中行事

延岡藩内、年中行事を定むること左の如し。

〔年中定式〕

正月四日

一、御城附郷方之者、並豊後宮崎高千穂惣代、五日御禮申上候ニ付、同日夕、役所ヨリ出席人面並上物等吟味之事。

但、御禮式帳取調之事。

同五日

一、郷方御禮ニ付、當役下部御代官掛合之御勘定人登城、御禮式差配リ之事。

但、御在府之節ハ當役會釋。

御在城ニハ御取次御披露。

一、同日、役所出初之事。但、十七日ヨリ出席。

同六日、富高御手代ハ當役ヨリ年始書狀可ニ差出事。且、又、細島觀音寺ト漂着御用御頼ニ至候間、一同年始書狀並椎之内一箱壹斗相贈候事。

但、持人御中間壹人、地方同心ニ召添遣。

一、同七日、方御領内村々ハ御書出御用渡ニ付、認置候而、御城附之分ハ同十二日ニ御代官ト相渡、豊後、宮崎、高千穂ハ幸便ヲ以可ニ差遣事。

但、御城附之分ハ、當時下部ヨリ御代官兼役可申候ニ付、下部取計之事。

一、同十二日、當春御抱御中間人面見届ニ付、當役始何モ出席之事。

但、病氣等之節、繰合ニシテ大目付ハ不相斷例有之。

一、同十六日迄十七日ヨリ出席。

一、去年中村々不定夫之内、赤米被下候分、遣高申達、村々ハ相渡候事。

但、郡役ニ相立候分ハ、扶持米不被下候事。

一、井堰用水掛合勘定人、舊年ヨリ人面相極置、中旬頃ヨリ村々ハ出役之事。尤、出來揚リ見分、當

役下部出役致候事。

一、年中銀報 御城附豊後、宮崎、高千穂村々定例御代官へ相渡之分、大數積帳ヲ以仕立、本々方御勘定所へ引合之事。

一、同十一日、當役支配之内、七十餘歳五十餘年前ヲ以調置、大目付ト可ニ申達事。
但、七十餘歳之者御奉公ニ出、十五ヶ年相勤候。

二月

一、當春御抱御中間並長小頭並御中間小頭引渡之事。

一、獻上狗脊候時節、十方村ヨリ申出次第、御賄方へ申候事。

三月

一、御城附村々夫食願吟味之上、御勝手方へ申達夫々相渡候事。

一、御城附高千穂村々御條目、爲ニ申渡、五人組改年ヲ當役平年ハ御代官廻村庄屋、辨指五人組合相揃申渡。

且又、右之節、貸鐵砲吟味致候事。尤、豊後宮崎御條目ハ御代官申渡候事。

附、豊後宮崎御條目之儀、南吉太夫長坂三右衛門申立之上、御五人組改年ニハ當役廻付度候様御下知相添候而、大見作兵衛申聞有之伺末ニ有之。

一、五人組改年 子卯午酉

一、去年御惣代上下帳例年初旬ヨリ取掛、勘定相添候上、帳面御用部屋ハ差シ出、御勘定所ハ相廻、

外向諸納高附札ニシテ相下候ニ付、書入候事。

四月

一、御城附村々春免狀相渡候事。

但、御勘定人更書イタシ、出來之上、役席ニテ御勘定人可ニ罷出、當役續合御代官へ相渡。

一、村々自普請出來上リ見分、道橋奉行廻村之事。

但、當時、下部ヨリ常橋奉行兼勤ニテ下部廻村致ス。

五月

一、御城附當夏方刻付帳下組取掛、當十五日前免狀出來、御用部屋へ差出、御用席連印相添、村々へ

相渡候事。尤、下部並御勘定人御用部屋へ罷出候節、當役會釋有之、其節之被、下方委細之儀、

當役心得之部ニ有之。

一、夏刻付御勘定出來候上ハ、御勘定人頭へ役席ニ而續合之事。

一、十四日上ケ下帳上納帳、其外共御勘定人持參、當役へ下部ニ而續合候事。

一、大小麥直段、御近領相場宮崎ヨリ申來候上、當町相當場爲書上平均合本々高ヨリ御勝手方へ申達石代直段御紙相渡候上、御代官ヨリ村々へ相觸候事。

一、小物成品納御入用高本々高本々高對續之上、村々へ納高申付候事。

一、御城附夏御物成村々割賦下札並勘定帳、村方ヨリ差出候ニ付、吟味ノ上役所聞届イタシ、本帳御代官奥書ニテ相渡候事。

六月

一、村々ヨリ納口之内品相納御入用高、本方ヨリ申來次第、其組大庄屋へ申付、割賦納小前村方ヨリ爲差出候事。

一、同鶏尾羽品納御入用有之節ハ申付候事。

但、入用無之節ハ代銀納之事。

一、細島表甚五右衛門へ漂着船御用之船品御預ケ被置候ニ付、年ニ土用一丁地方同心見届ニ差遣候節甚右衛門へ金百足送候事。御用之品左之通。

一、幕一走

一、御關札貳枚

一、御紋附高灯燈三張

一、同手灯燈貳張

一、同御船印貳拾本

一、看板物四ツ

一、高松本方並手代へ土用爲見舞豊後御代官ヨリ目錄左之通遣候付、御勝手方へ申達ス。

一、金三百足ツ、

本方兩人へ

一、同貳百足ツ、

御手代四人へ

金三兩貳歩、人數ニヨリ増減有之。

一、御城附高千穂村賄帳、去十二月ヨリ五月迄取揃、吟味イタシ候事。

一、御城附藥品納御入用高、本方ヨリ申來次第、組々大庄屋へ申付、村々納割賦小前帳爲覺書候事。

一、暑中見舞、日田御手代並本方富高詰へ可差立事。

七月

一、御城附豊後宮崎高千穂御代官御物成銀報御勘定仕上日限之義、御勘定所へ引合之上、相極、御勝手方ト申達候事。

但、三ヶ所御代官壹人ツ、出仕之事。

一、御用經費本方對談次第、島之浦へ買上申付候事。

一、十四日ヨリ十六日、盆中ニ付休日、尤、詰番モ無之。

一、當秋引納書上之義、村々觸出候事。尤、長井村見取場並南方村畑田成書上之義、一同申付候事。

一、御城附村々賄帳、六月分取揃吟味之上、去年七月ヨリ以來之分ハ、御勘定前ト相廻候事。

但、豊後宮崎村賄帳モ同様之事。

一、日田御陣屋ヨリ御貸附有之ニ付、御郡代始本方掛リ御手代へ中元之御祝儀並歳暮相贈。尤モ用達へハ中元無之借中歳暮計差遣ス。且、五ヶ年目ニ證文切替又ハ借人其外證文ニ名前有之面々之内、前替等之節モ同様、目錄差贈ルニ極、目錄頁數ハ諸向目錄帳ニ有之。

一、村々ヨリ盆供養踊内竟有之候テ、十日頃ニ願出次第可ニ承届一段、紙面ニイタシ、御用番へ差出置當役聞届之事。

八月

一、村々築掛之義、願出次第、吟味之上、前々相定候連上銀ニ而差免候事。

但、御城附入郷迄、本川小川其場所ニ寄、運上銀四拾目位ヨリ拾五匁位迄高下有之。

一、田畑不作ニ付、願出候村方有之候得ハ、悉吟味之上、出來方平均申付、定式ノ三步以上痛ミニ候得ハ承届、當役下部御勘定人出役勘辨之上、引方申付候事。

九月

一、當役村々引納爲ニ見分初旬ヨリ御勘定人廻村ノ事。

但、其節南北へ三四人宛罷出候事。

十月

一、村々井堰川除普請所披積見積、十一月初迄ニ書出候様觸出候事。

一、御献上小鯛大武町、土々呂村、鯛名、赤水村ヨリ買上定式有之相納候事。

小鯛 七百枚

内 三百五拾枚

大武町

三百五拾枚

土々呂、鯛名、赤水村

一、當秋御物成割付下組先月ヨリ取掛リ、當月中迄追々免狀出來之上、御用部屋へ差出、御用席連印相添村々へ相渡。尤、御在城之節ハ當役下部於御殿御目見被ニ仰付、御勘定人ハ御用部屋へ罷出、御在府之當役會釋。尤、會釋方悉ク義ハ心得之部ニ有之。

但、豊後宮崎種子夫食願、是又兩所ヨリ申來候上、尙又口約申達候事。

一、豊後、宮崎、高千穂來年始御禮罷出候惣代之者、名面申越候様可ニ申遣事。

一、門川組ヨリ御年具米郷藏へ詰置、地方同心並其村々庄屋合對ニ爲致候ニ付、見届トシテ御勘定人差出候事。

一、御料所手代へ歳暮、當役ヨリ書狀添、左之通相贈候事。

一、金 三百疋ツ、 高松

一、同 二百疋ツ、 日田

一、同 二百疋ツ、 富高

文化七年極

一、日田御貸附 借ニ付、左之通相贈候事。

一、金 五百疋ツ、 御郡代

一、同 三百疋ツ、 本々兩人

一、同 貳百疋ツ、 掛リ御手代兩人

一、同 貳百疋ツ、 三松寛右衛門へ
外

一、同 三百疋ツ、 三松昨平へ

天保七申年改

一、鹽谷大四郎様御支配所

日田表詰御用頼、山本吉右衛門、服部權六江戸詰、菊田鐵藏、長谷部口助、増田良作、同所御
貸銀掛合、渡邊團十郎、村尾市次郎、富高御手代、織田治兵衛、志賀榮助、日田御用達、三
松平同人伴 三松平之助、細島漂着船御用頼、歌津孫右衛門、

一、三松寛右衛門へ御扶持方被ニ下置候間、毎年暮ニ至リ、代銀相贈候事。

一、細島觀音寺へ年始 物御用意申在候事。

一、七月ヨリ十一月迄村々賄帳取揃、吟味イタシ置候事。

一、御城附村々千石夫銀年中口勤之分、村々ヨリ書上、諸向ニ而遣候手形取集、吟味之上、納差引ニ
相立候事。

一、來年御物成銀報納拂大圖御積帳仕置候事。

一、速見郡御物成米御領別府へ津出積立之節、御代官御勘定人出役ニ付、同所升屋繁右衛門方定宿、
其外諸世話イタシ候ニ付、茶壹斗箱詰ニシテ相口候事。

一、日田御用達へ被ニ下御扶持代銀、御勘定所ヨリ受取、歳暮 當役ヨリ相饌ル。尤、大坂平均相場ヲ
以テ、本々方へ引合、小前書差添遣ス。

一、十四日迄ニ當役所ニ於テ糶之類取調ベ置、十五日御用部屋へ差出ス。

一、廿日迄皆勤調置、廿一日御用部屋へ差出ス。

一、近來五月初旬、御參府御乗船ニ相成、當役壹人ハ紺屋町川端ニ而御見立申上ル。尤、支配郷士大
庄屋共、同所ニ而御見立披露有之。御參府之節ハ川上町奉行川下へ出ル。御下之節ハ當役川下紺
屋町へ立宿有之。

一、壹人ハ方財出役濱沙瀬下ニ而御待受致シ、御乗船相濟候ハ、直ニ御本所へ罷出、御機嫌伺御目
見有之。尤、下 御代官御徒目モ同所宿ヲ東海へ差配リ有之。翌朝、御出帆ニ相成候得バ、一番
貝揚候得バ、方財洲鼻へ相廻リ、同所御通船之節、少シ進ミ、敷物ヲハヅシ平伏致候事。

十一月

一、高松本々へ見舞、千歳御代官ヨリ金貳百疋ツ、相贈候事。尤、右金子受取方等、署中同様取計候事。

一、御厩入用糖員數、本々方ヨリ掛合次第、村々割付候事。

一、唐物荷御停止之趣、例年之通、御領内中へ相觸候事。

一、御城附村々自ニ普請所ニ爲ニ見分道橋奉行並勘定人、初旬ヨリ致ニ廻村候事。

一、井堰用水破損所見分、當役下部掛合勘定人出役之事。

十二月

一、來春御抱御中間出代リ人高本^レ方ヨリ掛合之上申付候事。

一、御近領米大豆石代相場、豊後宮崎ヨリ申來候上、當時相場爲^ニ書上^ニ平均合候而、本^レ方へ相談之上、本^レ方ヨリ勝手方へ申達、石代直段御差紙相渡候上、御代官ヨリ村々へ相觸候事。

一、御城附村々種子夫食願吟味相約^レ貸米高御勝手方へ申達候。

但、前日差出候様御沙汰有^レ之候ニ付、其段廣間へ申。尤、大目付へモ、心得ノタメ案内イタシ置可^レ然候。

一、當日、御用書ヨリ唯今差出候様御沙汰有^レ之候得共、廣間へ申揃^シ御用書へ可^ニ差出^レ旨申達ス。

一、差出候節割付、唯今御用部屋へ差出候旨、大目付へ案内之上、御用部屋小供呼出、割付爲^ニ差出^レ同役筆頭ヨリ^{當夏}當秋割付差出候段、御用書へ申達ス。

秋割付帳仕立方左之通。

一、中割付帳 一、割付目録 一、定納帳

一、割付寄帳 一、引合寄目録

是ハ石高不^レ認取立斗

御城附 貳冊
豊後 壹冊

宮崎 壹冊
高千穂 壹冊

是ハ割付之内、定納高書拔帳面御代官へ相渡候帳面。

一、引帳 一、永引帳

夏方割付帳仕立方左之通。

一、割付帳 一、定納帳 一、割付寄帳

一、寄目録 一、上下帳^{冊貳} 一、引合目録

一、月番之當役ヨリ、是ハ春仕立ニ付、夏割付一同ニ差出ス。

御前帳袋入御用書へ差出ス。控ハ御勝手方へ差出ス。

但、始テ割付認候者有^レ之節ハ、其割付へ張紙イタシ、名面認貫出シ、且、又、恒富、岡富貳通モ拔出シ置、御用書へ差出可^レ申候。尤、始而認候モノ無^レ之節ハ、恒富、岡富斗差出ス。

第三節 延岡藩史要

第一代政樹

享保三年五月廿一日、政樹、義父義稠^{しじゆ}の後を承け、岩城國平藩主となる。尋いで、延享四

移封と事務
戸扱

年三月十九日、政樹封を日向國延岡に移され、同國臼杵、宮崎兩郡及び豊後國大分、速見、國東三郡、總高七萬石を賜ふ。政樹、乃ち五月十二日、新に延岡船奉行二人○片岡權右衛門、宿屋丈右衛門、近藤十右衛門、今泉郷左衛門、三宅權左衛門を選び、先づ延岡に赴き頭一人○加藤友、長柄奉行一人○三浦、使番一人○三松幾、道具方二人○關新五右衛門、小野三十郎を定めて移轉事務を掌らしめ、更に五人○片岡權右衛門、宿屋丈右衛門、近藤十右衛門、今泉郷左衛門、三宅權左衛門を選び、先づ延岡に赴きて諸般の政務を處理せしむ。廿二日、二使門○長谷川吉左衛門、山本爲右衛門を派して朱印、文書、内書、判物を延岡に齎らしめ、又延岡に於ける宗門改役○使者福島藤、勝手方○長坂徳右衛門を定む。七月廿八日、延岡町妙專寺を政務所とし、留守居○和田、大目付○三宅權左衛門、郡奉行○増田稻、町奉行○今泉郷、普平兵衛請奉行○近藤十、勘定頭○山田伊、船奉行○片岡權右衛門、宗門改門○福島藤右衛門、賄役○藤田用、等相會し○宿屋丈右衛門、宿屋丈右衛門、江上左太夫て庶務を議す。尋いで、八月、給人○松井彌、代官○宇沼、勘定人○黒木、等に從者七人を附して豊後に遣はし、千歳役所を引繼がしめ、給人○佐伯團、代官○猪狩庄、等に從者八人を附して宮崎陣屋を請取らしむ。

組々代官

十月廿三日、組々代官を定め、岡富組、六箇組○古江、須怒江、市振、宮之浦、島之浦、浦尻に赤坂平太左衛門、勝島嘉左衛門を、南方組、北方組、恒富組に赤坂金兵衛、駒木根新兵衛を、門川組、山陰組、田代組、神門組に館市郎右衛門、横田喜右衛門を命じ、千歳代官に宇沼嘉兵衛、小林彦右衛門を、宮崎代官に津山四郎右衛門、猪狩庄右衛門を、高千穂代官に小林左左衛門、大平勘右衛門を、千歳勘定人に黒木伊兵衛、猪狩幸右衛門を、宮崎勘定人に小川角右衛門、猪狩幸助を、高千穂勘定人に大平勘藏、小林祐八を命じ、且つ、新に口屋番三十五人を置く、口屋番は、出入の船舶貨物を點檢して、口銀を課する所なり。○當時、川口、沙坪、土々呂、尾末等に在り。十二月七日、政樹令して、岩城より移住せるものの風俗粗暴なるを警め、且つ、大に文武兩道に精勵すべきを勸む。同五年二月、町中掟書を定む。其の要に曰く

口屋番

町中掟書

- 一、所々へ被_レ建置候御制札の通、忠孝を專に仕、諸親類むつましく、町中和順、家業無_レ怠、召仕等迄憐愍を加へ、人品相嗜可_レ申事。
- 一、切支丹宗門御改之儀、常々堅被_レ仰付候通、五人組仲間無_レ斷絶、吟味可_レ有_レ之事。
- 一、不忠不孝の者、並心立惡敷、人の害をなし、商ひをも不_レ致、職人にも無_レ之、諸人の爲に不_レ成事業を以、喧嘩口論を好、用なくして辻立夜歩き致し、不行迹の者有_レ之候はゞ、五人組申合、急度意見を加へ、其上相用不_レ申候はゞ、其所の別當へ内意申聞、再三取扱候ても相止不_レ申候はゞ、訴出可_レ申事。
- 一、博奕賭の諸勝負、一切仕間敷候。若相背候者、又は宿致候者承出候はゞ、密に可_レ申出候。其者御褒美可_レ被_レ下事。
- 一、誓約をなし、徒黨を結び候儀、堅仕間敷候。願訴訟有_レ之節は、支配方へ可_レ相達候。存も無_レ之

不順の願、堅之間敷候。勿論證據も無之公事出入、會て之間敷事。

一、投文、はり札、落書等の儀堅無用に候。意味有之儀に候はゞ、支配頭へ密に可申出_レ事。

一、諸役人へ賄賂かましき致方、かたく無用之事。

一、往還の侍へ無禮不_レ仕、尤御家中中小役人等迄慮外無_レ之様、急度可_レ相慎_レ候。若慮外の仕方於_レ有_レ之者、當人は不_レ及_レ申、依_レ品其町の別當乙名迄、曲事可_レ被_レ仰付_レ候。惣て乗打不_レ可_レ致候事。

一、田畑山屋敷永代賣買御停止に候。實地の儀も十ヶ年を限り可_レ申候。尤庄屋辨指五人組印形證文取置て、出入無_レ之様可_レ仕候。惣て假初の物にても、無_レ手形取引一切之間敷事。

一、諸帳面其外證文等へ致_レ印形候節、面々手放に不_レ致、自身致可_レ申候。惣て印形任替候はゞ、町年寄、別當、乙名其外頭立候者は支配所へ可_レ申達_レ候。其以下の者任替候印判は、別當方にて見届置可_レ申事。

一、男女駕籠に乗候儀御停止に候。若病人にて不_レ叶節は、其旨支配方へ相達、得_レ差圖_レ可_レ申事。

一、他領米酒入津の儀、前々の通堅御停止に候。若願も無_レ之積來候はゞ、古法の通可_レ被_レ仰付_レ候。右に付、川口、沙坪、土々呂、尾末津口於_レ御番所堅致_レ吟味候様被_レ仰聞_レ候間、町在大小の船持共右御停止の趣、急度相守可_レ申事。

一、所々佛事祭禮不_レ企新規に、有來儀にても隨分軽く可_レ仕候。入佛遷宮、願の上、氏子檀中痛に成不_レ申候様相心得、尤葬禮年忌佛事の儀、分限より軽く、奢たる儀一切之間敷事。

一、町人、諸職人其外輕き渡世のもの、日待月待寄合は勿論、婚禮等隨分軽く申合、酒宴遊興堅可_レ爲_レ無用_レ事。

附、婚禮相整候節、石を投、水を掛候儀、向後堅爲_レ仕之間敷事。

一、衣類の儀、布木綿の外、着用無_レ之様に可_レ相心得_レ候。惣て不相應成奢、一切不_レ仕、家事專に心掛常々大酒放埒成儀無_レ之様に相慎可_レ申事。

附、町方の内、絹布着用不_レ苦分は、町奉行吟味の上、相向可_レ致_レ差圖_レ事。

一、屋作の儀、身上相應に致_レ普請、不_レ似合結構、一切之間敷事。

附、町筋たまり水ちりあくた等無_レ之様、毎日掃除可_レ仕事。

一、奉加、諸勸進並相撲、操、狂言、芝居等、所々へ相入候儀、堅御停止候。勿論右の類、町中にて一切相企申間敷事。

附、夏中召仕の者等に至迄、相撲取り候儀、堅爲_レ致申間敷事。

一、他領より縁組養子住宅願の儀、先方宗門髓に承届、寺請狀並其村の庄屋方より請負證文取之、願書へ相添、差出可_レ申事。

附、御領内より他領へ遣候儀、右同斷の事。

一、他所佛參詣の儀、願書指出申渡の上、可_レ罷越_レ候。若相背候はゞ、當人は不_レ及_レ申、別當、乙名、五人組共に急度曲事可_レ被_レ仰付_レ事。

附、幼年の子供参詣の儀、無用に候。相願候ても、十七歳以下御取上無之事。

一、町人京大阪其外何國へ相越候共、支配所へ相達、罷越可申事。

一、正月門松の儀、眞松立候儀、御停止に候。枝松相立可申候。勿論、往還の障に相成不申候様可仕事。

一、札不持非人、乞食、一切相入申間敷候。鉢たき、伊勢参の似せ、又は物まね杯致、うさん成者参掛候は往還へ送出し、尤是等の者並六十六部、猥に宿致間敷候。併右の者共参懸り、病氣に候者、別當へ相達、いたはり、其段支配所へ可申達事。

一、盗人入込候は、相圖の聲を立、早速馳集り、搦可申候。堂宮山林にからまり、不密に相見え候者、猶又召搦、支配所へ可申達候。若搦兼候は、何方迄も追缺、落着の所へ相斷可申事。

一、男女によらず、缺落者参掛候は、早速其向々へ可申達候。勿論、町中の者、致缺落候は、脱落の心付共、書付を以、可相達候。親類縁者好身の者、他所より致浪人參り、何の差構無之者にても、支配所へ相達不申候て、一夜たりとも留置申間敷候。總て他所者、旅人の外、猥に宿貸申間敷候。宿手形出し指置候者も、猶又念を入可申事。

一、總て不審なるものに宿不可貸候。往還の旅人たり共、二夜と宿貸申間敷候。若、譯有之候は、別當、五人組へ可申達事。

一、他所より参候者又は所のものにても、手負或は不慮の横死、首縊等有之候者、手を付不申、其場

に差置、早々支配所へ申達、檢使請、指圖次第片付可申事。

一、往還の者並御領内の者にても、喧嘩杯にて人をあやめ、立退申候は、理不盡に打殺不申、町中出合、其者留置、支配所へ可申達事。

一、諸商買物、其時々之直段を以て、高直に無之様に商買可仕候。勿論、萬端入念、筋惡敷商買、堅仕間敷候。且又、何品によらず、其時々相場より過分に下直成物、請人を不立して不可買置候。勿論不審成物、一切買取申間敷事。

附、質物取置候儀、猶又入念可申候。若、不審成品取置、盜物に於相極は、其品元へ相戻し、

かし銀質屋損たるべき事。

右之條々、堅相守可申旨、被仰出候。若、違背の輩於有之者、急度曲事可被仰付候。右の書付、別當共へ相渡置、町中裏家店借の者、童部等迄行届候様、度々爲讀聞、何も存違無之様、町年寄、別當、乙名入念可申渡旨、御申付可有之候。以上。

延享五戊辰年二月

當時、地方には内郷代官なるものあり。内郷は入郷に對する稱呼にして、岡富組、六箇組、恒富組、兩名組、門川組、田代組、神門組、山陰組等を總稱す。又村には庄屋の下に辨差○玉朝時代辨遣稱あり。辨差の下に組頭あり。町には別當あり。別當の下に乙名あり。町村共に五人組

の制を立て、鄰保相助け相警しむ。

富吉騒動

是歲〇延享五年二月、宮崎郡富吉村百姓、庄屋を怨みて騷擾し、由を巡見使に直訴す。是に於て

廿四日、庄屋蘭右衛門、年寄清兵衛、藏役藏右衛門の不行届を罪して謹慎を命じ、年寄忠兵衛、藤右衛門をして代りて村事を執らしむ。百姓十兵衛、彌七、忠右衛門等を悍悍の罪に處して延岡に入牢を命じ、同又右衛門、權八、彌五左衛門、治右衛門、宇左衛門等を同罪に依り宮崎に入牢を命じ、親類五人組をして牢扶持番たらしむ。四月、富吉村毘沙門寺等、屢赦免を出訴するを以て、廿三日、庄屋蘭右衛門年寄清兵衛、藏役藏右衛門等各、所職を免じて其の謹慎を解き、尋いで五月四日、延岡在牢の百姓三人を免じ、其の髪を剃り、終生髪を貯へざらしめ、居村に謹慎を命じ、宮崎在牢の百姓亦謹慎を命じて入牢を免じ、事收まる。

生死過不足帳と宗門五人組帳

同五月廿五日、生死過不足帳を廢し、専ら宗門五人組帳のみとし、大人別改〇十年毎を行ふを廢し、人數調査は五人組帳に依るを便とするを以て、寺社奉行の支配を止めて之を郡奉行、町奉行の職に移し、宗門改は人別に呼出すの煩を避け、寺院奥判を検し、村は庄屋、町は別當に於て宗門帳を認め置き、之を代官に呈出し、代官より更に宗門方役所に呈出すべきに定む。寛延三年冬、宮崎郡内大塚、長嶺、富吉、瓜生野、大瀬町の五ヶ村百姓合議して、檢見米製作、物成上納年賦返濟等に關して出願し、若し許容せられざれば薩領に退くべきを以てす。是

宮崎地方百姓騒動

に於て、政樹命を宮崎八寺〇相田町直純寺、瓜生野村玉樂寺、大瀬町村金剛寺、下北方村沙汰寺、名田村常釋寺、大塚村長久寺及び多寶寺、古城村伊瀧福寺に傳へて之が鎮撫に當らしむ。同四年正月、八寺協力して百姓を慰撫し、且つ、情を陳べて藩廳に乞ふ所

あり。政樹之を允し、乃ち令するに、去年未納の年貢は悉く之を百姓に與へ、檢見、亦、其の請ふ所に從ひ、上納米製作は、其の見本を庄屋の宅に置き、毎歲之と引合せて納むべきを以てす。然れども、百姓等尙未だ全く鎮靜に至らず、五月、藩吏清水五郎右衛門を、六月、同大島半兵衛を並に宮崎に遣はし慰撫せしむ。尋いで、大塚村庄屋久右衛門、富吉村彌七、瓜生野村甚兵衛、長嶺村常右衛門、大瀬町村太左衛門等を罪して剃髮村禁足に處せしが、恣に他村に往來して徒黨を企つるを以て遂に斬に處し、瓜生野村牛兵衛、大瀬町村郷右衛門、大塚村又兵衛等、罪一等を減じ領内追放を命ず。庄屋久右衛門の家財牛馬は悉く之を沒し、其の下僕は之を權現兵衛、猪八重善左衛門に附與す。是に於て、百姓全く鎮靜に歸す。

其の後、宮崎地方領民其の堵に安んじ、翌寶曆二年には、大島組〇村角村、南方村、池内村、花ヶ島北方村、名田跡江組、〇跡江村、細江村、長嶺村、富吉村、瓜生野組、〇瓜生野村、大瀬町村、太田組、〇太田村、江平町、上別府村、下北方村、上北方村、浮田村、生目村、小松村、相原村、大塚村、源藤村、大塚村の二十四村、物成上納悉く年内に皆濟す。政樹之を賞美し、賜ふに各村二百文の褒銀を以てす。

是より先、政樹意を藩財政に用ゐ、或は領内の産業を奨め、士民の奢侈を戒め、稍、其の功

を成すを得しが、新に楮幣を流用して、以て經濟の利を計らんとし、之を幕府に請ふ。寶曆三年四月、幕府、延岡城附領分○本田、新田合高三萬五千百三十壹石に、爾今以後、十五年間、其の通用を許可す。六月十九日、乃ち、之が通用を領内に令す。

〔寶曆三年銀札通用御極覺書〕

寶曆三年西七月十一日より銀札通用被_レ仰出_レ候覺

御得替已來、次第銀錢不通用に付、下方爲_レ通用、此度公儀へ御願被_レ成、御城附御領分中、當酉年より亥年迄十五ヶ年限、銀札通用可_レ被_レ仰付_レ候。右に付、引替場所の儀、當所にては南町にて右役所被_レ仰付_レ候。村方の儀は、遠在のもの御城下迄度々罷出引替候儀差支可_レ有_レ之候間、最寄宜敷所追々引替場被_レ仰付_レ候。勿論、此以後御得替等在_レ之節は不及_レ申、其外何ぞ故障の儀も致_レ出來_レ、右御定の年數より内にも銀札通用御止被_レ成候はゞ、引替置候銀札の分、不_レ殘正銀錢に御引替可_レ被_レ下候間、少も疑心無_レ之様に、末々の者迄も得_レと承知可_レ仕候。尤、來月十一日より右通用被_レ仰付_レ候間、御家中町方在々共、右日限より銀札にて諸色致_レ通用、正銀錢堅通用仕間敷候。乍_レ併、銀三分以上は札にて致_レ通用、貳分以下は正錢通用可_レ仕候。札の儀は百目札、五拾目札、拾目札、壹分札、參分札、右之通五品の札にて被_レ仰付_レ候。向後、諸上納又は上より御渡被_レ成候諸仕拂方、不_レ殘銀札にて被_レ仰付_レ候間、右の段相心得、委細別紙御定書の趣承知仕候。以來無_レ滯可_レ致_レ通用候。萬一御定の趣相背候者有_レ之候はゞ、御吟味の上、曲事に可_レ被_レ仰付_レ候間、末々の者まで心得違無_レ之様、急度相守可_レ申候。

右の趣支配在々面々は、其支配方へも相達候様可_レ被_レ仰候。以上。

西 六 月

覺

- 一、百目札、色白 裏、隱笠
- 一、五拾目札、色柿 裏、隱簍
- 一、拾目札、色黃 裏、打出の小槌
- 一、壹分札、色赤 裏、藏の釜、丁子
- 一、參分札、色淺黃 裏、分銅三ツ

定

- 一、正銀錢百目にて銀札引替候節は、百壹分の札相渡可_レ申候。多少共歩合是に可_レ準候。
- 但、壹分壹分迄は右割合の歩合、壹分引替は錢壹文に相定、九分以下は歩合なしに引替可_レ申事。
- 一、銀札にて正銀錢引替の節は、百貳分の札へ正銀錢百目相渡可_レ申候。多少とも歩合是に可_レ準事。
- 但、壹分壹分迄は右割合の歩合、壹分引替は錢貳文に相定、九分以下歩合なし引替可_レ申事。
- 一、錢相場の儀は、只今迄の通、壹分付七拾貳文かへ、銀札正銀共同様の相場被_レ仰付_レ候。向後共に其時々の銀相場を以、札相場同様に可_レ被_レ仰付_レ候事。
- 一、金子にて銀札引替候節は、時相場相用正銀割合の通歩錢差引可_レ致候事。

但、小判にて引替候節は、切賃金壹匁に付銀五歩の積り可差出候。

一、諸上納銀拾匁以上、包札にて可相納候。諸上納の外、裸札通用勝手次第の事。

一、正銀並銀札の包賃左の通に候事。

一、銀壹匁より 判賃銀壹分

一、同 五拾匁まで 同 壹分五厘

一、同 百匁より 同 貳分

一、同 貳百五拾目まで 同 參分

一、裸銀裸札にて包銀包札に引替候節は不及申、包の品にて札銀引替候とも、定式の歩合の外包賃

可差出事。

一、大札を小札數に引替、又は小札數の分大札に引替の儀、望次第無滞引替可遣候事。

一、損札引替の儀、左の通歩錢差出、無滞新札引替可遣事。

一、參分札 錢貳文

一、壹匁札 同參文

一、拾匁札 同拾文

一、五拾目札 同五拾文

一、百目札 同百文

一、右損札引替の節、大札を小札數にて請取度望候者へは、是又無滞引替可相渡事。

一、札場休日左の通候事

一、正月五ケ日 一、五節句

一、三月十六日 一、七月十六日

一、十月十五日 一、毎月四九の日

右休日の外、朝四時より夕八時迄、役人相詰、引替申付候。乍然船懸りの者又は旅人其外無據急用の節に候はゞ、札場にて其旨承届、休日は不及申、朝夕夜中たりとも、無滞早速引替可遣事。

一、村方銀札場、左の通、追々可被仰付候。乍然當分銀高多引替候はゞ、御城下銀札場へ罷出、

引替候様に可相心得事。

一、大武町

一、宮野浦

一、田代村

一、高千穂

一、七折村

一、川内村

一、尾末浦

右六ヶ所ともに、御目附役一人、添役一人、並手代兩人づゝ被差置、晝夜共に引替無滞様被仰

付候。且、又、町方在方共に人品御吟味の上、最寄にて右掛合被仰付、萬端差滞無之様に可被成候事。

一、町在ともに札場の外、札賣買堅御停止の事。

附、錢賣買の儀も右同斷の事。

一、諸運上は不_レ及_レ申、惣て上納限錢、向後、札にて可_レ相納候。尤、步錢相添候には不_レ及_レ候事。

一、上より被_レ下候金銀錢諸御拂方も右に準、向後、札にて御渡可_レ被_レ成候。尤、步錢相添不_レ申事。

但、御家人は勿論、町在の者たり共、御用筋にて他領へ被_レ遣候節は、正銀錢御渡可_レ被_レ成事。

一、船手のものどもへ大阪爲替の儀、錢札にて相渡可_レ申候間、於_二大阪表_一正銀にて相納可_レ申事。

但、銀札受取候ては、至て差支の意味も有_レ之節は、吟味の上、正銀錢相渡可_レ申事。

一、借金銀返済方、質物買掛り、召仕男女給銀等に至迄、向後、銀札にて取引可_レ致事。

一、通懸りの旅人は勿論、逗留たりとも、旅人の分は諸色銀札遣ひ候には不_レ及_レ、正銀錢遣ひ候儀、勝手次第の事。

一、他所より参り、御當地にて賣買致候ものは、縦は日歸致候者にても、銀札遣ひ可_レ申候。又は通懸りの舟にても、賣買筋にて罷越候船に候はゞ、相互に銀札を以取遣可_レ仕事。

附、惣て海陸共に、御當地にて、他領者より、何品たりとも買取の節、銀札にて相渡申間敷候。

尤他領者へ賣渡候品物代銀の儀も、正銀錢は請取不_レ申、他所者へ札を求させ、其札を請取

べく候。總て_{（おぼろ）}撰成相對仕間敷候事。

一、にせ札仕候者於_レ有_レ之は、其身は不_レ及_レ申、品により一類五人組まで、急度罪科可_レ被_レ仰付候。

若にせ札持參の者有_レ之候はゞ、他領者たりとも押置、奉行所へ訴出べき事。

附、惣て銀子秤目懸込等仕、其外私欲ヶ間敷儀仕もの_レ在_レ之候は、重罪可_レ被_レ行事。

一、札場懸り合の者共、定法相背、相勤候はゞ、無_レ遠慮_一早速可_レ申出_一事。

右之條々堅可_レ相守_一之、若、違背の輩於_レ有_レ之者、可_レ被_レ處_一嚴科_一者也。

六月

右の趣、寶曆三年酉七月十一日より札遣被_二仰付_一候。右銀札、明和二年酉四月限通用相止申候。年數十三年通用いたし候。御引替の節は四歩一にて御引替、銀札百目に付正銀貳拾五匁に相成候。

寶曆六年二月九日、南町銀札役所届出に依れば、寶曆三年七月十一日より同五年十二月廿九日に至る銀札を以て正銀錢に引替歩合は、銀札三十壹貫五百八十目四分六厘九毛にして、内三十貫九百八匁八分五厘五毛は銀札百目に付二匁宛の歩合、六百七十匁五厘五分七厘は、小判小粒金歩合にして、別に銀壹貫百三匁壹分七厘四毛は、貸札の内正銀増納包賃小玉銀切實並に損札歩錢高なり。以て銀札通用の多寡を推知すべきなり。

政樹篤く學に志し、通曉する所多し。封に就くや、人材を登用して大に文武を振興す。前

後、收祿する所の士、儒學には橋喜太郎○名は好保。水戸藩士三宅總十郎の推薦に、赤星多四郎○名は

字は子蘭、拙齋と號す。業を太宰春臺に、算術に久留島喜内○名は左内、備中松山の人。享保十五年、内藤氏に仕

受く。安永十年歿す。漢鹽草の著あり。、

四十九俵より三十俵迄 米一俵
 廿九俵より廿俵迄 米三斗
 十九俵より十七俵迄 米二斗

但し代銀を以て取替へ渡す。

寶曆十三年十月、政陽領内銅山を検し、之が調書を幕府に上る。其の要左の如し。

領内銅山

一、高千穂七折村の内巻嶺銅山

十年以前、延岡町井筒屋宇左衛門探掘せしも出銅少くして中止し、七年以前より休山となる。其の後、又探掘するも、礦脈薄く岩石交錯し、且つ出水多くして利益なし。

一、曾木村の内美々地銅山

一、宇納間村の内椎野尾銅山

一、高千穂山裏村の内土呂々銅山

一、右同所尾八重銅山

一、高千穂鹿川の内釣鐘銅山

一、右同所尾野平銅山

一、三ヶ瀬村の内三ヶ瀬銅山

一、鞍岡村の内鞍岡銅山

一、右同所市之瀬銅山

一、右同所長峰銅山

一、右同所鴨之瀬銅山

一、川内名村の内深瀬銅山

一、六ヶ組内熊野口銅山

以上十三所の内、試掘の跡あるも、實は銅山と稱するに足らず。牧野備後守より引續の際も、銅山として引渡なし。

一、曾木村の内日平銅山

寶曆四年四月より、延岡博勢町松岡屋彌五郎、同十一年に至る迄探掘すれども、收支償はず。十一年秋より延岡柳澤町大阪屋定右衛門之を繼續せしも、出銅少く、本年春、定右衛門病死し、子喜三郎引續けども、微々として振はず。

一、曾木村の内土々呂銅山

寶曆四年より延岡町渡邊金次、從事すれども、出銅少し。目下從事中のものは、土々呂銅山、日平銅山の二ヶ所あるのみ。巻嶺銅山は寶曆七年より休山たり。

政陽夙に殖産に意あり。乃ち明和元年十月五日、土々呂銅山を延岡町渡邊金次より日平銅山を柳澤町大阪屋喜三郎より借入れ、向ふ五ヶ年間の契約を以て藩廳に於て探掘するに決す。

但、兩山共に産銅少く、期に及ばずして之を返却するに至りしと雖も、後年、兩山の盛況を呈するに至りしは、政

陽獎勵の功多きに居ると謂ふべし。

有扶持の制と節約令

然りと雖も、此の時藩財政窮乏の極に達し、家士の窮困名狀すべからず。是に於て、同二年四月十五日、政陽、意を決して遂に祿の高下を廢し、八月より有扶持○家族の人口に應じたる扶持前の制を行ふべきを令し、且一般に節約を命じ、贈答の禮を廢し、衣服を質素にし、百石取並に廿人扶持百廿俵以下は總て綿布たるべく、家中の妻女等所有の櫛笄の如き、悉く高價なるものを停止し、番頭以下には足駄、塗緒の下駄、木綿合羽、蛇の目傘等を嚴禁す。

扶持方の制定は左の如し。

一人者 二人扶持

二人者 三人扶持

三人者 四人扶持

四人者 四人半扶持

五人以上 人高一扶持宛

但、當歳より人數に加ふ。

尙、有扶持の制に伴ひて、諸士の手當を左の如く定む。

家老

金廿五兩 金一兩を銀六十匁替にて渡す

諸士手當

若黨二人 但、一人に付一人半扶持、銀百廿匁充

中間四人 但、一人に付一人半扶持、銀九十匁充

下女三人 但、一人に付一人半扶持、銀八十匁充

組頭

年寄

金十八兩 金十兩

若黨一人 中間二人

中間三人 下女一人

下女二人

用人

中小姓

金八兩 金八兩

中間二人 中間一人

下女一人 下女一人

番頭

近習役 船奉行

金七兩 者頭 本ノ役

中間一人 郡奉行 寺社奉行

下女一人 金五兩

長柄奉行

書簡役 大目附

金四兩

取次

中間一人

使番 普請奉行

金三兩二分

中間一人

五百石以上

二百石以上

金六兩

金二兩二分

中間一人

中間一人

下女一人

百五十石以上

百石以上

金二兩一分

金二兩

下女一人

雇者賃金三分

二百俵以上

百五十俵以上

金二兩

一兩三分

小女一人 但、一人扶持、銀六十目

雇者賃金三分

百俵以上

七十俵以上

金一兩三分

金一兩二分

五十俵以上

四十九俵以下 中小姓組以上

金一兩一分

金一兩

四十俵以上 組外

二十俵以上 組外

金三分

金二分二朱

十七俵以上 組外

金二分

有扶持の制は、家士の困窮を一時拯ふの利ありしと雖、藩財政は尙未だ豊かなる能はざりき。

藩債

翌三年九月四日調査に據るに、藩債、延岡に於て二萬九千三百十八兩餘、大阪に於て四萬七千五百八十一兩餘、江戸に於て一萬二千七百七十三兩餘、本年不足一萬五千八百九十一兩餘、合計十萬五千五百六十三兩餘なり。

家士の救恤

尋いで、同五年十二月廿一日、政陽更に令して知行百石以上、百石に付銀六十目の割、扶持切米取百石に付銀六十目の割、御貸銀制を定め、翌六年十二月十六日、貸銀に代ふるに大豆を以てし、九百九十石より五百石迄は一石一斗、以下遞減、百四十石より百石迄は二

斗、扶持切米取百三十俵以上は二斗、以下遞減、廿九俵より十七俵迄は五升と定め、以て家士の窮乏を拯ふに努めたり。翌七年八月、政陽更に家士の利便を計り、有扶持制を廢して本知六割引の制に改む。

知行千石以上	百石ニ付 正米十二俵
七百石以上	同 十三俵
五百石以上	同 十四俵
四百石以上	同 十五俵
三百石以上	同 十六俵
二百五十石以上	同 十七俵
二百石以上	同 十九俵
百五十石以上	同 廿一俵
百十石以上	同 廿三俵
百石	同 廿四俵
九十石以下七十石	同 廿二俵
六十石	同 廿俵

五十石	同 十八俵
扶持切米合穀百廿俵以上	正米 廿四俵
八十俵以上	同 廿二俵
五十俵以上	同 廿俵
三十俵以上	同 十八俵
廿九俵以下	悉皆正米俵

政陽、亦、學を好むこと篤く、初め、森彦右衛門○名は織に、後、南宮彌六郎に就て經書を學び、又兵法を松宮主齡○北條流に受く。寶曆七年、高島求馬○名は貞勝、觀古と號す。近江の人、松宮主齡の門人なり。兵書數部を著す。を、明和元年、藩士兒玉伊達助○名は久逸大島流を學び、自得すを擧げて師範とす。

尋いで、同五年二月、政陽學問所及び武藝所を延岡城郭内字本小路に建つ。學問所之を學寮と稱し、武藝所之を武寮と稱す。○後、嘉永三年、學寮を廣業館と稱す。是に於て政陽、近習役○他藩に於ては、山本與兵衛を擧げて監督たらしめ、白瀬道順○名は貞辰。元祿中、隱君子渡邊正庵あり。世を講師とし、佐久馬左膳を儒學執行となす。藩學是より大いに興る。後明和七年、政陽侍臣に命じて「詩語碎金」を撰ばしむ。安永五年に至りて成る。

第三代 政修のま

是より先、藩財政、復、窮乏を告ぐるを以て、安永三年正月、政修遍く藩内諸士に令し、財政救済意見書を呈せしむ。三月廿七日、重ねて節約を令し、持筒組、先手組、旗組より五十二人に暇を賜ふ。同四年七月十二日、近藤物兵衛の家老職を罷め、知行二百石石の内を減を減じ、内藤造酒の年寄役を罷め隠居を命ず。事急遽に出づるを以て、人心不穩の狀あり。九月十二日、取次役佐藤藏人、穂鷹吉兵衛等の祿を減じ、十二月十四日、鈴木太衛門の家財を沒す。蓋し、黨を樹て、上を要するものと認めしに依る。

若連中の設

尋いで同九年、政修城下民俗の善導を圖らんとし、新に若連中なるものを設く。若連中は三十歳以下の少壯者を以て成り、頭取四人あり。毎月定日に相會し、人倫を正くし、家業に勵むべきを戒む。又、各人參會の節、若干の醸金をなして以て不時の用に備ふ。是に於て家中城下共に紀綱大に振肅す。○若連中は、今日行はる、青年會の如きものなり。

〔延岡町若連中定議覺書〕

定議覺

一、從御公儀被仰出候御掟書の趣、年々町御役方より具に被仰聞候得共、何の辨なく聞なかし、心得違成行候に付、身持取締りの爲、去安永九庚年、定議を立、連印の上、相互遂吟味合、心

得違無之様爲申合、度々會合致來候處、其後他所他町より移來候衆も有之、又は其初年兄中老の人年々若連中を抜け、相殘候者共は其意味を不知故歟、自然と會合も相止、定儀も等閑に相成候故、不埒の者も出來致候様に相成候ては、互に身爲に不ニ相成事と、此度相改、定議左の通に立、月に定日に會合致、定議の箇條頭取方より繰返し讀爲聞、其意味心底に服、平生柔和實體に、家業第一不ニ忘様可ニ申合事。

一、兩親の教は不レ及レ申、他人にても老たる人に言葉を不レ返、平日叮嚀にして實業專一に可ニ申合事。

一、兩町は不レ及レ申、他所他町にて喧嘩口論堅致間敷、若入刻ケ間敷儀出來致候共、一先其座を引取、連中へ其意味を晰、利非を内々にて相糺、其後先方へ引合可レ申事。

一、博奕堅致間敷極の事。總て惡敷場所へ立寄間敷様極、萬一右體の博事顯候は、縦壹文掛にても、決して言譯相立不レ申極事。

一、平日は不レ及レ申、月待日待又は宮寺へ通夜の節、大酒並掛勝負會て致間敷、譬朋友の婚禮にても、大酒は勿論、放埒の騒不レ致、隨分叮嚀に座席を務、禮儀不レ亂罷歸候事。

一、病身は格別、常々商賣も不レ致遊居候者連中に有は、會合の節、其意味具に尋、無レ據遊居候事に候はゞ、連中より世話致、取立候様可レ致事。萬一自由我儘に候はゞ、異見を加、誤證文取置、心添可レ致事。

一、遠近不レ限、往來の節、夜道に惡口は勿論、小唄淨瑠璃にても、高聲にうたひ通るまじく事。

一、連中兄弟同前に親交り可申事。若一人にても不埒の者候はゞ、總連中の耻辱と心得、其身は勿論、朋友の行跡にもこゝろを付、少にても悪敷筋見聞および候はゞ、不隠置、早速頭取方へ其意味を告、改可申事。

一、連中の非分、頭取方へ聞届、四人相談の上、成丈取斗可申事。品に寄、四人の了簡に不及儀候はゞ、總連中會合の上事決し、非なる方へ異見加、心を改させ、平日心添可致事。併不埒三度に重は、判形を返し、其趣内々町御役人中へも申達、付合除可申事。

一、頭取四人と相極、年の不_レ限_ニ多少_ニに、實體の人を選、入札にて頭取とし、何事も頭取よりの言聞を用ひ可申事。

一、頭取熟言の者にても、最負ケ間敷義致間敷、若心得違の取斗及兩度に候はゞ、頭取役取替可申極、聊の事にてても、一人にて取計不及、四人相談の上、取捌可申事。

一、連中の内、入札に當り候者は、差障有共、違背致間敷極事。

一、毎月寄合の節、不時入用として銘々拾銅宛持參致、錢箱に入、錠おろし、頭取方封印にて、錠は腹番に預り可申事。若會合の節、旅出又は病氣等にて不參の者は、其月の鍵預り、懸錢取立、頭取方へ相渡可申事。

一、會合の節は、相互に無_レ腹藏、嘶合、隨分平日陸敷寄合、家業專に可致事。

差廻可申事。不承知の面々は、頭取方へ直談、具に可申承事。

一、家を持、妻子を持共、三十歳迄は若連中の極なり。三十一歳に相成候はゞ、正月初會の節、印形切拔返し可申事。

附、印形不返内は、何ヶ年迄も若連中の極なり。

一、元服致候人有_レ之節は、其月の會合に印形受取、連中に差加可申事。

一、何方より當町へ家を求來候人、又は借屋出店の衆にても、移來候人は、其年を尋、印形受取、連中差加可申事。

右の簡條、常々堅遂_ニ吟味、別冊に連印無_レ違背_ニ所、仍て如_レ件。

天明八戊申年七月

若連中

伴次郎
頭取 政右衛門
利三郎
伊三郎

政修又深く意を文武に用ふ。安永六年二月廿日、令して曰く、

一、學問武藝は士の家業にて、平日相嗜可申旨、御先代様御式法も有_レ之付、御家中の諸士其心得可有_レ之儀は勿論に候へ共、或は役柄により、世話敷勤等にて、無_レ據等閑にも相成候事可有_レ之。乍

去自身の實業にて平日油斷致間敷義に候得ば、先年より我等致三世話趣厚存取、尙又出精可致事。
一、學問は自身の徳を修申候事第一候へば、不行義惣て風俗を亂し、士不似合曲藝等堅令停止候。
若相背候輩有之は、其父兄は縁故の者より精々異見等相加候様可申聞候。其上にも相改不申候は、掛の用席へ申達可任其差圖事。

右之通大殿様被仰出候間、用席の者得と相心得、家中一統厚存入、無油斷出精可申渡候。

九月廿六日、始めて用職を以て文武を監せしめ、十月二日より、毎月三回日、廿二日講筵を開き、用席以下諸役をして聽講せしむ。○是より先、六月三日、江戸に於て毎月三回の講筵を開くを定む。十月晦日、政修自ら文武を練習し、其の日課を定む。尋いで天明四年三月五日、文武寮惣世話掛師範役、並びに取扱役を置く。其の職を分ちて弓術、兵法、鑓、居合、躰方法、馬術、讀書、棒、捕手とす。同七年、中村唯右衛門名は勝成。寶曆九年、命じて業を柳生備前守に受けしむ。に命じて新陰流劍術師範たらしむ。

文武の振興に關しては、是より先、安永六年七月、政修の父政陽の政修に與ふる書あり。能く其の要道を盡せり。其の書に曰く、
○原書三十一條あり。今文武に關するもの、みを掲ぐ。

一、家中學問武術の儀、此節者漸く出精候も少しは相見候。乍然前々申候通、用席の取計にて、如何様にも家中の者學問武術致出精候様相成候者故、在所江戸用席の倅親々前段の申付無怠慢、諸家中に拔て出精爲致候者、家中親々心得違も相止可候間、用席より个様の事始候様取計候様被、

致度候事。

一、此度は延岡政事甚大切の時節と被存候間、萬事實素に被致。學問武術政事の源に候。是さへ行届候得者、用立候士自然と出來可申候。右故自身に被致出精、家中の面々も彌學問武術致出精候様取計候事專一に存候。

一、親々より忠孝の道は申聞置候事に候得ば、學問は假らすと了簡違等致候者も有之哉に候。何れ士たるもの、親々より忠孝の道を不申聞は有之まじく儀勿論に候得共、前條に申候通、存違有之候ては不本意の事に候。迎も誠の定規に當候學問にて磨立申度事。

一、一と通りに上條之事相心得、誠に知れたる事の様に存罷在候得共、是を今日の行事に致候事、一人の身にてさへ至て難成色々存違等も出來候。學問の志厚く、勤向家内の取締り等迄も心を附見可申候。一日片時も學問を離申候や。若學問を離候得者、人間にては無之候。平日手馴す見附不申文字故學問は出來醫者等而已出精致者と心得違候は誠に今日の生理たる事を不存候と申者に候事。

一、何れにても、學問無之候ては、總ての政務に悪敷事有之。其上、家中の重き役柄の者迄も、只々世の有様計に心を附、當世は斯無之候ては不相成、是は昔と違ひ候杯と、了簡違等申立候事も有之候。夫は學問の上の事にては無之、時勢と申者にて御定法と申者にては無之候。或は當世御用にも無之、又は流行らぬ杯と申成候は甚以恐多き事、造言誹謗に近き候。主を殺申候者は御尋に相成、親孝行なる者には御褒美等賜候。斯難有御世にて、學問自然に被行申候を、各不學の目よ

り存違候事無_レ勿體_一候。總て、國家にてさへ、此學問行はれず候得者、滅亡に及候事、古來よりの定め候。此所思惟の上、随分無_レ油斷_一世話可_レ致候事。

一、平日讀書の心得第一に候。學問の儀は朝夕政務の上に候得者、書籍の上と被_レ引合、萬事行渡、家中末々迄憐愍の儀可_レ被_レ心掛_一候。自身の物數奇は一人の上にて無_レ之、一家中に及び、末々に至候ては甚難儀に相成申候半哉と、篤と勘辨可_レ致事。

一、側廻りの者は外様の者の手本に相成大切の者に候。此輩若輕薄に候得者、外様の者自然と其風俗を見受候て、是ぞ上の物數奇と存候者に候。然ば此側廻りの者より學問の儀急度被_レ申付_一候て、聊も輕薄なる者は相退け、學問の志厚く、萬事實體なる者を随分取立可_レ被_レ申候事。

一、用席の者共は重き役柄も相勤候者に候得者、學問の儀は不_レ及_一申候。總て書物の事と而已心得、學問は學問、渡世は渡世と多く存候者に候。前條に申置候通、今日の行事の上に及候こそ、學にて候。其行事の善惡自身には難_レ相知_一候故、書物を踏まへに致候て、猶又無_レ間違_一様に致候儀を心掛、講釋等も承る事に候。老年に及候て根器も薄く、今日子供らしく讀書等も難_レ致儀故、色々器量有りけに學問儒者等を押下げ候等は至て賤敷事に候。其倅弟等にも我身の學問不_レ致候を恥入候旨申聞候て、随分能_レ相仕込、士の道を磨かせ候様に世話可_レ被_レ致事。

一、時勢と人事との上にて、各別に事々學問筋とは替申候様に被_レ存候事も可_レ有_一之候。未學問の不_レ至上に候得者、猶更、平日讀書講談會讀等出精可_レ被_レ致候。只今まで致來候通にて、何にも惡敷事も

無_レ之、一生も大概知れたるものに候得者、左程心盡しに萬事に骨折らず共不_レ苦と申者も可_レ有_一之物に候得共、夫は前條に申置候天職を忘れ申者にて、下賤の者に候得者、生理を不_レ存候て火を付盜を致すと同然の事に候。上に立候者は下々と違、安樂に生涯を送り候共、其心得の鄙劣成る儀は無差別候事。

一、武藝は學問の内にて、勿論士の職分にて候。主人たる者是を第一に心得、重き役柄の者も此儀等に平日出精致候へば、學問執行無_レ此上、家風も正しく、一代に不_レ限、末代迄も家格に相成候條、世話被_レ致候事、肝要に候事。

政修此の訓書を得て、深く期する所あり。之を執政、參政に諭し、其の意を躰して事に従はしむ。此の後、文武に關する諭達概ね之に據る。

第四代 政韻

寛政三年三月十五日、政韻新に封を襲ぐを以て、是日、令して罪科一等を輕減し、城下徘徊留十五人を城内徘徊留に、村永禁足十八人を城下徘徊留に、領内追放十七人を歸居御免とす。その他、城内徘徊御免、奉公御免各一人あり。

同四年十月朔日、藩財政困難の爲、家中一般に節約を令し、廿八日、更に令して、若年者

沿岸の防禦

の風儀紊亂を戒め、且つ諭すに忠孝を重んじ、言行を慎むべきを以てす。

同五年二月廿二日、政蹟、幕令に基づき、異國船漂着の際に於ける配備を幕府に報ず。

日向國延岡私領分海邊之地に御座候に付、異國船漂流の節、手配左の通申付置候。

- 一、家老一人
 - 一、者頭一人
 - 一、目附役二人
 - 一、右筆一人
 - 一、繪圖師一人
 - 一、足輕百八人十八弓、四十人鐵砲、二十人長柄、六人大筒附、三十二人警固
 - 一、用人一人
 - 一、長柄奉行一人
 - 一、給人十五人
 - 一、儒者一人
 - 一、馬乗一人
 - 一、番頭一人
 - 一、軍使二人
 - 一、大筒方給人三人
 - 一、醫師本道外科二人
 - 一、足輕小頭三人
- 右之内より人質固等致候積に御座候。
- 一、船奉行一人
 - 一、勘定頭一人
 - 一、徒目付五人 内二人船方附
 - 一、郡奉行一人
 - 一、代官一人
 - 一、小屋奉行一人
 - 一、宿割役一人

右何も支配方並大工諸職人召連、海陸爲ニ差配ニ差出申候。

- 一、船七十艘 但番頭引船並乗船共
- 唐人送之節、關船三艘十四反帆二艘、八反帆一艘、小早五艘、漁船六十二艘。

一、領内牧山峠へ見切番所相建置、遠近往來の船、常無ニ油斷ニ心付候様申付、異船見懸次第、注進有之候配に御座候。

一、人數本陣之儀、御料細島觀音寺兼て相極置、入用之諸品差遣置、役人罷出次第、手配致候都合に御座候

一、細島港出張之人數往來之儀、領分境門川村と申所へ兼て圍置、役人罷出次第、差配申候。

一、領分島野浦を始め、其外浦々へ異國船相見候はゞ、右人數を以手當差配候様兼て申付置候。

右之通牧野備後守より申送候手當に準、年々手配仕置候儀御座候。近頃被ニ仰出も有之付、人數等相増候廉も有之候。猶又、時宜次第、追々増ニ人數ニ差出、近頃申合之上取計候様兼て申付置候。以上。

二月二十一日

是より先、寛政三年十一月六日、異國船漂流に關する幕令あり。曰く、異國船來らば之を檢し、船具を收め、乗組員を上陸せしめ、之を監衛して届出づべし。若し、拒む時は直に擧沈すべしと。尋いで是歲(五年)四月九日、更に諸藩に令して曰く、海防は一時の事に非ざるを以て、永久の備を爲すべく、異國船漂着取締に關し、猥りに冗費を多くして庶民の煩を爲す勿れと。

同六年三月、更に令して民俗の頹敗せざらむことを戒め、大小の庄屋をして百姓と同じく農事に精勵すべきを命じ、内郷代官を廢し、町奉行一人を減じ、勘定人、櫓奉行、賄方の役人を減す。

尋いで、同十年五月廿三日、本年より三年間、祿引割増を令し、江戸四割三分減、延岡六割三分減とし、且つ藩士一般に節約を命じて曰く、婚姻には親子兄弟、同姓の者並に忌掛の者の外は招くべからず。葬送は費用を節略し、世話人等に酒食を饗すべからず。土産、餞別等を爲すべからず。已むを得ざる時は干鯛一折に限るべし。音信贈答諸祝儀に至りては、親子兄弟たりと雖も、亦、干鯛一折に限るべしと。

是より先、六年二月、政韻組頭○家老に亞ぐ。他藩の番頭に當る。一名を以て學問所掛とし、後、十二年五月、軍使役より四名を選びて文武寮掛を命じ、更に子弟六名を擢で、文武寮頭取とす。尋いで享和元年、稻垣良助○名は高秋。業を幕府の士齋藤新藏正興に受く。に武衛流師範を命ず。享和二年七月晦日、政韻卒す。年三十。八月十九日、側用人、近習等落飾を乞ふ。之を許す。納戸役以下の請を許さず。

第五代政和
文化五年正月、政和、白瀬炎郷を長崎に遣はし、唐音俗通○通辯の意を學ばしむ。岩切孝哲○名は千里、炎邊○名は炎邊亦共に長崎に之き、和蘭醫術を檜林榮哲に受けて歸る。是れ延岡藩に於ける蘭方醫の嚆矢たり。

當時、延岡藩の學風は、元祿中、渡邊正庵の首唱に依りて伊藤仁齋の復古學行はれ、正庵の孫新藏、弟子白瀬道順等之を紹く。尋いで、政陽の學舎を興し、より、山本與兵衛、佐久間濟等の程朱學あり。専ら世に行はる。而して別に安藤適齋○諱は原淵、通稱郷右衛門、適齋と號す。取次役より、物頭、近習、書翰役、學校掛合等に歷任す。其の著はす所に聖道大義、周易定論、論語公註等あり。獨り徂徠學を奉じて宋學を排斥し、一旗幟を立つ。

第六代政順

文化四年二月、政順、藩内に令するに、各人忠孝を第一とし、文武を勵み、徒黨、落書、爭鬪、博奕を禁じ、火災に際しては、各、其の持場を定めて盡力すべきを以てす。

當時、露艦屢、北邊に出沒し、沿海の防備忽にすべからざるものあり。七月十九日、政順、乃ち、令して海岸の警備を嚴にし、米穀武器類を領外に出すことを禁じ、火藥船舶の賣買を止め、且つ其の現在の數量を届出でしむ。

同六年六月、政順改めて節約を令し、領内百姓に麩服、麩食を命じ、豊歳の餘穀を貯へて凶荒に備へしめ、博奕、暴飲を禁じ、且つ、名を參宮、湯治に藉り、金錢を浪費し、風俗を紊亂するもの多きを以て、自今以後、三年間、他國の神社佛閣に賽すること、及び重患者以外の湯治を停む。又別に藩士には文武を勵み、殺生を戒め、盆踊、村芝居見物の禁を犯すべ

國米

からざることを令す。文化十年、領内圍米高及び其の場所は左の如し。

一、米五千五百石 此粃一萬三百石

内米二千三百五十石 日向國臼杵郡延岡

此粃四千七百石 日向國宮崎郡下北方村

一、米八百石 此粃千六百石 日向國宮崎郡下北方村

一、米千三百五十八石 豐後國大分郡本三河村

此粃二千七百十六石

一、米三百二十一石 同國國東郡濱村

此粃六百四十二石 同國同郡香々地村

一、米三百二十一石

家士の役料

是歳八月、家士の役料を定む。

家	老	金廿兩	組	頭	金十五兩	年	寄	金十兩
用	人	金七兩	中小	姓頭	金五兩	番	頭	金三兩
者	頭	金二兩	長柄	奉行	金一兩二分	大目	付	金二兩

植物方の設

船奉行、本締役、郡奉行、町奉行 各金二兩

是より先、政韻の時、新に植物方を設け、領内各村隴畝の間に、楡、楮の苗木を植ゑしむ。然れども、費用多端にして文化三年に至りて遂に之を廢す。藩士赤坂四郎太夫、藩財政の窮乏を慨き、大に物産を興し、以て國用に充てんことを請ふ。藩廳之を容れ、文政二年八月、植物方を再置し、四郎太夫をして之が奉行たらしむ。四郎太夫銳意楡、楮の植栽に努め是より産業大に興る。

若連中規約

曩に、政修の時に創設せる延岡町若連中に關し、文政四年正月、政順更に規約を制定して益之が振興を圖る。

〔延岡町若連中議定控簿〕

議定

- 一、親孝行第一可致事。
- 一、親類兄弟睦數可致事。
- 一、御公儀御法度條々堅相守可申事。

附、博奕賭の諸勝負の儀、一錢たりとも決して致間敷候。萬一隠れ忍び、纔の勝負にても致候儀、脇より相知候は、急度相糺候上、連中相除可申候。其節に至、斷申出候共不相叶事。

一、家職の道專に出精相務可申事。

附、商ひも不致、遊び居候もの有之候は、吟味の上、意味を加へ、元手等無之候は、連中より他借いたし、取替可申候間、右銀十日限返濟可致候事。

一、平日打寄大酒いたす間敷候。若酒宴相催候共、随分穩便可致候。高聲に不相成候様相慎可申事。

一、喧嘩口論ケ間敷儀、決して致間敷事。

附、他町他村にても、喧嘩等等有之場所へ、決して立寄申間敷事。

一、夜歩行致候とも、四時限歸宿可致候。尤、商ひ筋にて障入候儀は格別の事。尙又、立聞等決して致間敷事。

一、盆踊十月御幸ねり、其外對談有之打寄の節は、無遅滞相揃可申候。決して不參致間敷事。

附、無據差支の筋有之候は、其意味頭取元へ相斷退可申事。

一、婚禮の節、石打水掛等堅致間敷、其外祝ひ座賑ひたりとも、存外成儀毛頭致間敷事。

一、出火の節、開付次第、早速缺付、取防可申事。

附、龍吐水並諸道具持參致、無油斷差働可申候。尤、場所詰御役人方へ無禮無之様入念、尙又口論ケ間敷儀堅相慎可申候。勿論、引取の節は、頭取元より差圖無之内、猥に引取申間敷事。

一、連中打寄相談の儀、不寄何事、親類兄弟たりとも、決して他言致間敷事。

一、頭取元より申付候儀、何事によらず、相背申間敷事。

右之條々堅相守可申候。萬一心得違於有之は、相談の上、連中差除申候間、其節に至、何程斷申出候共、決して相叶不申旨相極申候。承知の上、印形致議定書依而如件。

文政四年巳正月改之。

諭告

同五年三月九日、政順重ねて、徒黨を結び、居村を退散するを嚴禁し、又農事を奨め、五人組毎に相戒めて法を犯すなからんことを達し、翌六年六月二日、更に諸士の子弟の風俗を警め、父兄の教訓を嚴にすべきを令す。

是より先、英露等の外船屢來りて通交を求む。或は其の許されざるを怒りて沿岸の民家を抄掠す。是に於て、文政八年、將軍家齊、諸侯に令して外船を擊攘せしむ。四月五日、政順、乃ち、領内に令して曰く、外船沿岸に來るあらば、其の狀を問はず、直に之を擊退すべし、若し強ひて上陸せば、逮捕、擊殺並びに之を許すと。十六日、領内城附古江村、宮野浦番所、大武町、川島村の内川口番所、土々呂番所、鯛名村、尾末番所、島野浦、豊後國東郡濱村、香々地村の外、新城市振村、熊野江村、須怒江村、浦尻村、方財島、庵川村、豊後國東郡金屋村、大村、臼野村、堅來村、小池村、羽根村、見目村に、外船擊退の高札を建つことを令す。尋いで五月七日、日田代官鹽谷大四郎支配所日向國臼杵郡、並びに那珂郡海岸防禦の爲、

沿岸の防備

延岡藩士出張人数を定む。

用人一人	從者十四人	者頭一人	從者十人
大目付假役一人	<small>軍使を以て從者十八之に任す</small>	軍使一人	從者十人
勘定頭一人	從者五人	給人一人	從者廿五人
大筒方給人一人	從者五人	普請方役 <small>小屋奉行</small> 一人	從者五人
代官一人	從者三人	醫師一人	從者六人
次祐筆一人	從者二人	下目付一人	從者一人
勘定人二人	從者二人		

此外

弓五人、鐵砲二十人、警固足輕二十六人、小頭一人、大筒附足輕二人、矢箱一荷一人、玉藥箱持二人、大筒持五人、御紋附高提燈二張二人、大筒小道具持一人、雨具持二人

合計百九十四人、外馬二十七頭

政順更に領内士民の風俗を矯正せんとし、同十年六月十六日、令して持筒、先手、旗、長柄組のもの美服を用ひ、奢侈に傾き、職務を怠るを戒め、郷町民と共に衣服は一切綿布たるべく、雪駄、日傘を禁じ、天保三年四月十一日、更に令して士民共に勤儉を旨とし、恒産を貯へ、産兒を殺す如きことなかるべきを警む。

奢侈の禁令

崇徳館

政順學を好む。是より先、文化五年、其の江戸に在るや、處士重宗一名は保光、字は東成、松下葵門の門人を延きて書を講せしむ。尋いで、同十二年正月、學問所を虎門藩邸内に建て、崇徳館と稱す。

文武の振興

此の時に當り、藩財政最も窮乏し、負債山の如し。乃ち、已むことを得ず、歴世儲藏の書籍を擧げて之を典す。又、大に節約を令し、延岡に於ける文武寮頭取役を廢す。是に於てか、學政殆んど地を掃ふに至る。然れども、文政元年、政順、内田耕助諱は安清、字はを聘するに及び、藩學、復、起る。耕助宋學に精しく、藩士多く之に歸す。同四年、加藤佐右衛門を砲術師範に命じ、同五年八月、再び文武寮頭取役三名を置く。同十二年、江戸邸に於て芳賀傳次に學問取扱を命ず。天保二年、家老内藤治部左衛門、主として武藝を奨め、紀州の人高木尙三郎名は正朝、滯在凡そ一ヶ年。を招きて弓術を指南せしめ、又、小曾戸源助名は宣徳、業をに種田流槍術取扱を命じ、後、師範とす。是より先、武藝の演習は、月に六次若くは十日を連ねて之を爲すのみ。是より劍槍の二術始めて毎日一時間の演習と爲す。是歲、村上織之助九州を歴遊し、柳川藩士加藤善右衛門に従つて大島流の槍術を學ぶ。當時出で、武藝を他藩に學ぶもの久しく絶えしが、是より再び其の端を啓く。同三年二月、政順令して四十年來中絶せる書院講書を再興す。

書院講書の再興

此の時に當り、醫術に新妻文冲諱は羽、旭峰と號す。著はす所、傷寒論註、梅橙廬詩集あり。及び白石立敬字は士徳、靜齋と號す。著はす所、東役野稿、靜齋詩稿あり。

り、牧文吉○諱は晦之、半航と號す。兄弟、甲斐文貞○名は貞、字は子幹、醫を文沖に、文あり。頼山陽に學ぶ。著す所鶴齋詩文集あり。文沖は京師に岑少翁に業を受け、立敬、文吉兄弟は又京師に小石元瑞の門に學び、傍ら儒學を頼山陽に質す。皆歸りて待醫となり、侍讀となる。醫學茲に再び盛んなり。

其の他、儒士に相木市兵衛○名は常徳、字は子容、周易莊あり。國學者に武石道正○名は恕、霧岡散人と號す。肥後小國の人、來りて曾木村に居る。春水堂詩集あり。延岡中町の商家に生る。國學を武石道正○名は恕、霧岡散人と號す。肥後小國の人、來りて曾木村に居る。春水堂詩集あり。頼口種實○四郎左衛門と稱す。延岡中町の商家に生る。國學を武石道正○名は恕、霧岡散人と號す。肥後小國の人、來りて曾木村に居る。春水堂詩集あり。沼矛一、岡玉乃屋歌集あり。あり。文教彬々として興る。

第七代政義

天保十年、長尾與一○名は景福、山本與兵衛の二子、出で、長尾氏を繼に命じて算術取扱たらしむ。曩に、政樹の時、久留島、松永等に依りて啓發せられ、一時隆盛を極めし延岡藩の數學も、其の後殆んど聞ゆるなかりしが、是に至りて復興る。

同十二年、山本半藏○名は武俊、字は伯英、蒙齋と號す。兵學を津輕藩士山鹿素水に受く。に山鹿流兵學取扱を命じ、弘化元年、演武場を城下に設け、以て外來者との武藝講習所に充つ。同二年、高槻藏人○名は基久、業を熊本藩士小堀清左衛門に受く。に長順流游泳術取扱を命ず。是れ本藩武藝科に游泳術を置く始めなり。嘉永元年、士風稍、盛んに、弓馬劍槍のみを以て足れりとせず、議論漸く起る。五月、吉羽計馬○名は永高、業を高島四郎太夫

武技の獎勵

之を勸奨すべく、輕重あるべからず。然るに、今や、動もすれば武に重く文に輕からんとす。加ふるに、學校狹小、人を容るゝに足らず。假に城中廣堂を以て之に充て、二八の日を以て講を開くと。此の時、内藤玄美家老たり。中小姓頭大島味膳を以て文武心添とし、

吉を以て師範とす。是月、迦農、天砲等四種の西洋砲を置き、西洋火技始めて興る。六月、平井藤三郎○名は徳乘、字は子敬、業を三谷潜藏に受く。九月、内田耕助を以て師範とす。○後、瀧口向陽、原時行等藩學に與りて功あり。養英亭、亮天社は其の私塾として。同三年五月、學寮に名くるに廣業館を以てす。是歳、學職々名を改め、師範、取扱、手傳に代るに、教授、助教、句讀師を以てす。九月、三流槍術の合併技を講じ、三松隼之助、曾根富彌を以て引立頭取とす。尋いで、劍術諸流皆各其高弟を舉げて引立たらしむ。

安政四年、新妻金夫○文沖の子名は胤剛、字は金夫、雙岳、早川圖書○名は隆龍、字は白麟、梅村と號す。醫を文を中島棕蔭○京師に學ぶ。等首唱して醫學所を創設し、明道館と稱す。政義、亦、費を出して之を補助す。是歳、江戸藩邸に於て、小川弘藏○杵築の人、帆を聘して生徒を教へしめ、六年、四屋萬三郎○名は恒之、字は子固、諸家に入出入りて曾木村に居る。春水堂詩集あり。を以て之に代ふ。同五年、鈴木千左衛門に關口流柔術師範を命ず。同六年、番頭池内彈次郎、三松百助等、士風を振興せんが爲、學政を確立し、專任

明道館

總奉行を置き、其の位次を高むべきを説く。家老等之を厭ひ、口實を設けて三松を退け、池内を孤立せしむ。事遂に成らず。然れども、是歳四月、政義命じて、番頭以下をして始めて講席に列せしめ、武職に在るもの悉く之に與るを得しむ。蓋し、池内、三松等建議中の一事を用ひしなり。

文久元年十二月、長尾均諱は景佳、與一の子、業を許築藩士加藤伴右衛門に受く。に關口流算術取扱を命ず。均、父與一の後を繼ぎ、深く算道を究め、薫陶啓發する所甚だ多し。

文久二年十月廿四日、政義致仕す。是日、第八代政舉繼ぐ。

内藤氏系譜

鎮守府將軍藤原秀郷五世の孫頼俊を祖とす。頼俊内舍人左近將監たり。因て内藤氏を稱す。頼俊の子行俊一に俊行に作る。近江國兵庫檢校職たり。行俊の子盛俊より九傳して重清に至り、應仁年中、三河國碧海郡上野村に住す。義清は其の子なり。

(一) 義清 甚淵、甚太郎、右京進。明應三年、松平親忠、同長親に仕へ三河國加茂郡の内三百廿一貫文の地を領す。後松平信忠、同清康に仕ふ。天文六年十二月十六日歿す。

(二) 清長 彌次右衛門。天文二年、松平清康に仕へ、同六年、松平廣忠に仕へ、二百二貫六百文の地を領す。永祿元年徳川家康に仕ふ。

忠郷 甚三、甚五左衛門 忠政 忠郷四男 正次 忠政四男 信濃國高遠内藤氏の祖 信濃國岩村内藤氏の祖

(三) 家長 金一郎、彌次右衛門。長篠役其の他に軍功あり。三河國吉良郷龜井戸にて八千石を領す。天正十八年八月一萬二千石を加賜し、上總國天羽郡に於て二萬石を領し、佐貫城に居る。慶長五年八月朔日、鳥居元忠と共に伏見城中に戦死す。

信成 三左衛門、豊前守島田久右衛門景信二男 清長養うて子と爲す。

(四) 政長 長篠、小田原役等に軍功あり。天正十七年三月十五日、秀吉より豊臣の姓を賜ひ、從五位下右馬助に叙任、慶長五年、關ヶ原役に宇都宮に在り。是歳八月朔日、家督。同七年十一月廿二日、父の功に依り上總國天羽郡内に於て一萬石を加賜せらる。元和元年三月廿五日、安房國平郡勝山の地一萬石を加賜す。同五年十月、安房國に於て五千石を賜ふ。同八年九月廿八日、二萬五千石を加賜して上總、安房兩國より陸奥國磐城、磐前、菊多、檜葉四郡の内に移され、都合七萬石を領す。寛永九年十一月(或は十二月)廿八日、從四位下に叙す。同十一年卒す。年六十七。

元長 小一郎、父家長と共に伏見城中に戦死す。

直政 久五郎、松平直勝の子 政長養うて弟とす。

(五) 忠興 忠長、忠久、金一郎、帶刀。元和元年三月廿五日、父政長の所領上總國佐貫の地一萬石を賜ふ。同八年九月廿八日、父と共に其の所領を陸奥國菊多、磐前、磐城三郡の内に移され、一萬石を加賜す。寛永十一年十月廿八日繼ぐ。是日、泉の壘田二萬石を季弟政晴に、湯長谷の壘田一萬二千石を次子政亮に分封す。寛文七年十二月廿八日、從四位下に叙す。同十年十二月三日、致仕す。延寶二年十月十三日卒す。年八十三。

政次 左兵衛。元和元年七月十四日武藏に歿す。年廿三。

政重 千々丸、右馬助

政晴 萬福、兵部少輔、從五位下 三河國舉母内藤氏の祖

(六) 義泰 義槻、頼長。實永十二年十二月廿九日、從五位下、左京亮に叙任、寛文十年十二月三日繼ぐ。貞享元年十月廿五日、從四位下に叙し、左京大夫に改む。同二年九月十九日卒す。年六十六。

政亮 從五位下、主殿頭
陸奥國湯長谷内藤氏の祖

美興 東市正

義邦 彌右衛門 義龍 經音 大炊御門經光養子
尊明 今出川公矩養子

政榮 義英。從五位下
下野守

(七) 義孝 貞享元年十二月廿五日、從五位下、能登守に叙任す。同二年十一月十八日繼ぐ。正徳二年十月十日卒す。年四十五。

義覺

(八) 義稠 小一郎。正徳二年十二月廿七日繼ぐ。同三年三月七日從五位下右京亮に叙任す。享保三年五月廿九日卒す。年廿七。

(九) 政樹 享保三年五月廿一日繼ぐ。同十二月十八日、從五位下、備後守に叙任す。延享四年三月十九日、磐城國より轉じて日向國臼杵、宮崎二郡、豊後國大分、國東、速見三郡の内に移され、延岡城に居る。總高七萬石、寶曆六年十月廿一日致仕。明和三年九月廿四日卒す。年六十四。

信政 百丸

政堯 左京亮

(十) 政陽 實は同姓内藤山城守正里二男。寶曆四年十二月十八日、從五位下、能登守に叙任、同六年十月廿一日繼ぐ。明和七年十月廿九(或は十九)日致仕、同十二月十六日從五位下、備後守に叙任、天明元年閏五月廿四日卒す。年四十五。

(十一) 政修 德十郎。實は尾張中納言宗勝十四男。明和七年十月廿九(或は十九)日繼ぐ。天明七年六月十九日右京亮に改む。寛政二年八月廿日致仕、文化二年七月廿四日卒す。年六十四。

(十二) 政韻 寛政元年十二月十六日、從五位下、能登守に叙任、同二年八月廿四日繼ぐ。享和二年七月晦日卒す。年三十。

政峻

鐵十郎

(十三) 政和 龜之進。享和二年十月十六日繼ぐ。文化元年十二月十六日、從五位下備後守に叙任、同三年十月十七日卒す。年十八。

千松

(十四) 政順 龜之進、政惠。文化三年十二月九日繼ぐ。同十一年十一月十六日、從五位下、備後守に叙任、天保五年八月廿一日卒す。年三十五。

寅之助

鐵次郎

(十) 政義 帶刀。實は井伊掃部頭直亮弟。天保五年十月十三日繼ぐ。同十二月十六日、從五位下、能登守に叙任、文久二年十月廿四日致仕す。

勇吉

壽丸

純三郎

鐘之助

新太郎

松藏

(十一) 政舉 實は太田資始(遠江國掛川城主)の季子。文久二年十月廿四日繼ぐ。明治二年六月十九日、延岡藩知事に任ず。同四年七月十四日廢藩。同十七年七月七日、從三位子爵に叙す。

政寛

政親

政敏

政邁

政道

第四節 延岡藩 重要事項 年表

慶長 八年

縣城成る。高橋元種、松尾城より移る。

同 十八年

高橋氏其の領邑を没せらる。

同 十九年 七月十三日

有馬直純、肥前島原より縣に轉封す。是歲、大阪冬陣起る。直純東上して家康に屬す。

寛永 九年

肥後加藤氏改易の事あり。家臣等城に據りて出でず。幕府九州諸侯に命じて之を伐たしむ。直純亦之に加はる。

同 十五年 正月

島原の亂尙平がず。直純幕府に請ひて征討の軍に従ふ。

天和 二年 七月

清國商船土々呂港に漂着す。

元祿 二年 三月三日

有馬永純宮崎郡下北方八幡に供田壹石を寄進す
神領地寄進狀

日州宮崎郡下北方在八幡宮、從是祝平家武士景清居住之地、感古新知壹石事令寄附訖、全社納不可、有相違一者也。

元祿二己巳三月三日

永純(花押) 社家

日向國宮崎郡下北方村之内景清八幡宮供田高壹石之事

去五年從_レ惣成_レ除地被_レ仰付_レ候間、其旨可_レ申渡_レ之旨御老中被_レ仰渡_レ候由、御勘定奉行中より申來候。有難奉_レ存、寺社奉行中え右之御禮申上、尤候以上。

元祿十一寅正月

今井九右衛門(判)

景清八幡宮

社人中

元祿 三年 九月十九日

臼杵山陰村民男女千五百人、高鍋領内に奔る。

同 五年 六月

有馬氏越後糸魚川に移さる。

是 歲 八月

三浦明敬_{おきひろ}下野壬生より延岡に轉ず。是より先、二月、縣_{おきた}を改めて延岡と稱す。

正徳 二年

三浦氏參河刈谷に轉じ、同國吉田城主牧野成_{なか}延岡に移る。

享保 十九年

岩熊用水路成る。

寛保 二年 六月

牧野貞通_{成_{なか}出_{の子}}で、京都所司代に任ず。

延享 四年

牧野氏常陸笠間に轉じ、磐城平城主内藤政樹延岡に移る。

同 廿三日

組々代官を定む。又口屋番を置く。

同 十一月四日

宮崎郡上野町小戸神社地高一石一斗二升五合三夕を除地とす。

同 十一月廿六日

知行物成渡は牧野氏の制に準じ、百石知行米四斗入百俵とし、百俵の内三十六俵

同 十二月十六日

は正米を以て渡し、六十四俵は大坂、豊後、延岡平均値段を以て歳末に代銀を以て渡し、扶持方切米は粃一俵一俵を米三斗七合に見積り、四季渡しと定む。

同 十二月十六日

宮崎郡南方村奈古八幡宮祭禮に際し、内藤家紋を附したる幔幕を使用することを許す。

同 十二月十六日

爾今以後、小侍、町年男、大庄屋の外平民の名字帶刀を禁ず。郷足輕には帶刀を許し、平時は名字を名乗らざらしむ。而して先代足輕格以下にして當時浪人たるものには、名字帶刀共に許さず。是日、消防人足四百人を延岡町に置く。

同 五年 二月

町中掟書を定む。

同 四月十四日

商賣札百二十六枚、投網札百六十三枚なることを査定し、且つ札紛失する時は過料錢一貫文を課することを達す。

同 五月十五日

是より先、二月、宮崎郡富吉村百姓騷擾するを以て處罰す。是月、之を赦す。

同 五月廿五日

人數調査、宗門改の法を定む。

寛延 元年 十二月廿七日

西臼杵郡、岩戸村饑饉を賑恤す。

同 三年

宮崎郡内大塚、長嶺、富吉、瓜生野、大瀬町の百姓等訴ふる所ありて騷擾す。

同 四年 四月

宮崎郡大塚村權現山の松樹を伐採するものあり。糺明の後大塚村民六人を岡富村の牢舎に投ず。

同 六月 西臼杵郡上野村の内小又川百姓十三人強訴の罪に依り、首領三人に村禁足を命ず。
 閏六月七日、上野村龍泉寺、正念寺の訴願に依り、其の罪を免す。
 寶曆 二年 五月 西臼杵郡鞍岡村傳十郎、甚太郎、勘太郎等、他領の者を宿泊せしめし罪に依り、村
 方領を謹慎を命ず。
 同 三年 正月 延岡南町、中町、北町別當より出願に係る歌舞伎芝居札錢二十八匁、場錢三文とす。
 同 六月 但し、士の見物を停止す。
 同 四年 二月 領内に銀札通用を令す。
 同 六月 宮崎郡瓜生野村の内柏田原町、幕領時代より困窮するを以て歌舞伎芝居興行を出
 願す。是日、之を許す。
 同 十一月 銀札を贋造するものあり。是日、之を發見して通告するものには賞を與ふるを令
 す。
 同 五年 八月 延岡紺屋町民困難するを以て、一年三十座、運上銀三百目を以て、三年間、操芝
 居興行を許可す。
 同 九年 四月 是より先、幕領穂北郷百姓五百人、高鍋領兒湯郡椎木村の内溜水に逃亡するを以
 て、日田代官揖斐十太夫日田を發し、延岡に到る。是日、逃民捕縛のため、内藤
 氏に足輕七十人を借らんことを求む。五月二日、十太夫延岡を發す。高千穂足輕

七十人を之に附す。

家士の困窮を救はんが爲め、伏屋取置銀を定む。

同 十年 十二月 豊後竹田中川修理太夫領九重野組尾村百姓十竈三十一人、高千穂五ヶ所村に逃亡
 するを以て、吏を派し説諭して歸らしむ。

同 十三年 十一月 土々呂銅山を延岡中町渡邊金次より、日平銅山を柳澤町大阪屋喜三郎より借入れ、
 向五ヶ年間の契約を以て、藩廳に於て採掘するに決し、是日、金次には毎年銀七
 百目、喜三郎には毎年米五十俵を給することを達す。翌二年七月、土々呂銅山利
 なきを以て、渡邊金次に還付す。土々呂銅山の休業を出願す。
 同 五年 〇後の
 延岡城内に學問所廣業館及び武藝所を建つ。

同 六年 七月 地大に震ひ、延岡本城の石垣を崩壊す。

同 七年 十月 當秋、地震大風雨等の災厄あり。且つ前年より家士の窮乏甚しきを以て、是日、
 貸銀に代ふるに大豆を以てす。

同 七年 十月 徒黨禁止の高札を岡富、川島、大武町、川口、長井、八戸、南方、恒富、伊福形いふかたの諸村に
 建つ。二十八日、更に土々呂、門川、北方、八峽川、宮野浦、古江、島野浦、山陰、寺廻
 門〇山陰の内、田代、宇納間、神門、上渡川、鯛名、尾末浦の諸村に建つ。

同 十一月 阿波屋傳右衛門、大阪屋定右衛門に代り、日平銅山採掘に従事す。收支償はざる

を以て、特に歩一運上銀を十五分一と定む。

同 八年 廿八日 薩摩國山川良右衛門所有船、官米を搭載して琉球に航するの途次、颶風に遭ひて臼杵郡島野浦に漂着し、修繕の爲、船材を延岡藩廳に乞ふ。藩廳、乃ち、吏を派して之を検し、其の請を許す。船中、當坂、實統、池房、嘉仁等の琉球人あり。

同 三月十五日 東臼杵郡門川村大庄屋臼井喜右衛門隱田の罪あり。乃ち、其の職を免じ、牢獄に投ず。

同日 是日、柳葉丸○藩主本船東海港に焼失す。船奉行大見作兵衛の職を免じ、知行三十石を減す。

同日 新船小鷹丸を造る○七月廿一日進水式を行ふ。

同日 飲肥領赤江村城ヶ崎徳兵衛所有船浦尻村沖に於て難破し、乗組人悉く無事上陸す。江戸上屋敷類焼するを以て、延岡に銀六十五貫、高千穂に銀六十貫、宮崎に三十貫、延岡町方に七十貫の役金を徴す。

安永 二年 十二月十二日 青柳丸○藩主本船成り、進水式を行ふ。

同日 飲肥領油津小玉仁左衛門所有船○十五反帆方財島沖に難破し、乗組員十二人の内九人溺死す。

同 三年 正月 虚無僧の取締を嚴にす。

同 四年 七月 家老近藤惣兵衛以下を戒飭す。

同 五年 「詩語碎金」成る。

同 六年 十一月十一日 八幡祭禮に當り、藩主○政修以下、小供歌舞妓、白太鼓等を觀る。

同 七年 十一月十一日 藩船萬歳丸成り、進水式を行ふ。

同 八年 四月五日 藩主○政修方財島に砲術を觀る。

同 九年 四月廿四日 領内穢多非人に水色淺黄の半襟を附して平人と區別す。

同 延岡町若連中を制定す。

天明 元年 十一月十一日 藩船千鳥丸成り、東海港に於て進水式を行ふ。

同 三年 七月七日 東臼杵郡須怒江村に大麥二十俵を貸附して其の窮苦を救ふ。

同 幕命に依り、濃、尾、勢三國の護岸工事補助に預かる。八月三日、小田理兵衛、小田清兵衛銀百貫を獻す。藩廳令して領内諸村百名に付金四兩の役金を課し、同二

十七日、更に町民奈須助右衛門外四十二名に用金として銀十一貫目を課す。

同 治水工事費金一萬千五百四十六兩三分及び永百五十文を幕府に納む。

同 文武寮諸役を定む。

同 四年 十月廿五日 幕令に従ひ、米價騰貴するを以て、酒造業者從來の石高を半減し、休業中の者は

同 六年 十月廿十日 營業を停止せしむ。

同 七年 七月廿一日 須怒江村益、窮困に陥るを以て、之を小田家の所有とす。

同 八年 九月十八日 諸村に令して山野空地に雑木竹類を植ゑしむ。

寛政 元年 三月十四日 非人の風儀を戒め、博奕を禁じ、平人と交ることなからしめ、勸進札並びに水色淺黄半襟を附することを令す。

同 二年 三月二日 東臼杵郡南方村用水開鑿の工を起す。

同 五月七日 高千穂に湯治場を設く。中川の湯と稱す。

同 八月八日 藩主政韻書を發して領内諸士の隋弱に流るゝを戒め、文武に勵精すべきを達す。

同 四年 五月十五日 東臼杵郡川内名村の内門野内山に關し、同村より延岡中町渡部勝彌に係る山論に付、同村辨指甚太郎外一名を岡富永牢に處し、勝彌に逼塞を命じ、論地を沒收す。家中一般に節約を令し、且つ風儀を戒む。

同 五月廿二日 幕令に基づき、海岸防備に關し、幕府に報す。

同 十一月廿九日 延岡町火あり。博勞町、元町、紺屋町百四軒を焼く。

同 八月朔日 領内村芝居を禁す。但し、立願成就の爲、又は老幼慰藉の爲には、特に一日を限り興行を許す。

同 九年 五月廿五日 藩主政韻、東臼杵郡庵川村牧山を觀る。

同 十年 五月廿三日 藩士一般に節約を令す。

同 十二月朔日 農民にして猥りに物品を賣買することを禁じ、専ら農業を勵み、農商の別を明かならしむべきを達す。

同 十一年 二月三日 參河矢作橋普請を命ぜらる。四月七日、乃ち各町村に用金を課し、村方は百石に付金四兩、町方は間口一間に付銀二匁五分とす。

同 十九日 矢作橋普請用金一萬千四百三十二兩餘を幕府に納む。

享和 元年 五月十一日 東臼杵郡川島村の内戀島門、寺島門の用水成る。

同 二年 五月十三日 東臼杵郡南村方小峰門、永田門、岡富村古川門の用水成る。

同 三年 九月十六日 大赦を行ふ。

文化 元年 二月十六日 宮崎郡古城村伊滿福寺本堂破損し、之が修復費途として、向三年間、小松村に於て輕業芝居興行を許可す。但し、一ヶ年晴天二十五日を限る。

同 三年 七月 豊後大分郡下光永村百姓、窮困の餘、幕領安田村に流亡するを以て、今年より納租の一割を減す。上光永村、昆布刈村、亦、之に同す。

同 四年 五月 下光永村の内立小野百姓全部幕領高松村の内百木に流亡す。是に於て藩廳吏を派し慰諭して百姓を歸村せしめ、吟味の上、十一月十八日、立小野組頭伊右衛門の職を奪ひて居宅押込に處し、庄屋山村平次右衛門の職を奪ひ、且つ名字帶刀を停め、以下百姓等罰すること各、差あり。

同 五年 十月廿四日

豊後國三郡の商工相議し、冥加金として、爾後毎歳銀三貫三百六十七匁五分を上納せんことを乞ふ。之を許す。新貝村磯多頭忠兵衛亦毎年銀四百三十匁を上納せんことを乞ふ。十二月九日に至り之を許す。

同 六年 四月廿八日

高千穂十八村の諸職人及び獵師等、冥加銀一貫六十七匁二分を上納せんことを乞ふ。之を許す。

同 六月

領内百姓に節約を令す。

同 十二月

是より先、七月、東臼杵郡宇納間村百姓、山手銀納方の多額なるを以て庄屋を恨み、多く居村を去る。糺明の上、是日、百姓等を罰すること各、差あり。

同 八年 七月

本年より三年間、入墨の刑を置き、前額に十字を印するに定む。

同 九年 七月三日

城下諸士の風儀を警しむ。

同 十五年 五月十五日

東臼杵郡庵川村牧山、馬數増加して百頭餘に達するを以て、是日、馬方支配の功勞を賞す。

同 九月

先規に従ひ、他領民の領内に網方稼として入來るものは、十歩一運上銀を課す。

同 十年 八月

二十日風雨、二十一日雨、二十三日風雨、二十四日、五箇瀬川増水二丈三尺餘に及ぶ。内藤氏轉封以來の大洪水なり。領内人畜の溺死、家屋橋梁の流失、田畑の損害等甚だ多し。

是月、重ねて諸村に令し、絹布の着用を嚴禁す。

是歳、内藤氏、宮崎神宮社殿を重修す。

宮崎神宮は阿蘇國造の祖健磐建命の創建に係るといふ。建久年間、地頭土持太郎信綱宮殿を造營し、文明八年、伊東祐圓、蓮池八戸、北方七戸の封戸を寄進す。寛永廿一年、有馬氏社殿を重修し、元祿二年、更に社領五百餘の田地を附す。

同 十二年 正月

江戸藩邸内に崇徳館を建つ。

同 二月

重ねて伊勢參宮、湯治、其の他諸國寺社に賽することを禁じ、若し犯すものは町村役人と共に並びに之を罪すべきを令す。

同 十四年 三月

魚商に鑑札を下附し、札なきものゝ魚類、一切買取るべからざるを令す。

同 九月

伯樂に鑑札を改め下し、札なくして業を營むものは過料銀十五匁に處すことを令す。

文政 元年 正月

特に節約を令し、饗應を廢し、婚葬共に一切の費用を省き、音信、贈答、土産、餞別等、親子兄弟の外之を略すべきを達す。

同 二年 八月

植物奉行並に植物元方役を設け、誓書を出して賄賂を受けざることを、私意を以て猥りに植物の土地を徴すべからざることを誓はしむ。

同 三年 十一月

今夏、延岡町民をして無盡に加はらしむ。十一月、藩廳、町年寄、別當、乙名の盡

力を賞し、賜ふに物を以てす。

同 四年正月 延岡町若連中の規約を増訂す。

同 四月 南蠻流砲術取扱を置く。

同 八月 是より先、三年九月九日、古江村善次郎所有船住吉丸、古江を出帆し、八丈島なる青ヶ島に漂流し、是月、歸着す。

是月、猥に秤を賣買し、或は隠匿して検査を経ざるものあるを戒め、若し犯すものは罪科に處すべきを令す。

令して徒黨を禁じ、農事を奨む。

同 五年九月三日 諸士の子弟の風俗を警む。

同 六年二月六日 新に紙方會所を設け、紙漉業者より直に商人に賣買することを禁す。

同 七年四月九日 去夏、豊後大分郡三十二ヶ村早魃の厄ありしを以て、是月、賑恤米六十七俵二斗を給す。

同 八年二月廿三日 東臼杵郡北方村目加久禮銅山を休山とし、其の役員を免す。

同 八年二月 五穀豊熟、病難除、立願成就の爲、白太鼓、小供手踊の類を出願するものは之を許可すべきに定む。

同 幕命に従ひ、外國船打拂ひを令す。五月七日、沿岸防禦の爲出張人員を定む。

同 五年二月 重ねて諸國寺社參詣、湯治を禁じ、川口番所に口屋目附一人を増し、來往を嚴査せしむ。

同 九年二月 豊後三郡宗門改繪踏掛相木采女に、鎗持一人を貸附することを許す。

同 十年正月八日 岡富組、粟野名、川内名の茶種は、産物方役所へ買上げ、恒富組、門川組、山陰村、田代組、神門組の分は、延岡町油屋小田文兵衛、山村治左衛門、柴田庄助、小田清兵衛、大武町今呂忠藏に賣渡し、是等商人は又更に前記油屋並に産物方に賣渡し、殘餘は大阪に廻送し、決して領外に賣出すべからざることを令す。

同 同 士民一般に質素を令す。

同 同 是月、宮崎郡跡江、小松、生目、柏原、浮田、富吉、長嶺、細江、太田、大塚、古城、源藤の諸村、本年以後五年間、田方三步以上の損害にあらざれば検見引を乞はざることを出願す。

同 同 〇従前は二歩以上の損害に對し、検見引なり。藩廳之を許し、大庄屋の盡力の功を賞す。

同 同 大風雨、増水二丈餘に及び、延岡城内並に新小路、北小路に浸水す。

同 同 濁酒賣買の禁を犯すものあり。特に其の將來を誡め、刑を減じて三日間の遠慮を命ず。

同 同 領内茶種作高左の如し。

同 同 延岡七百八十三石四斗二升八合

同 同 是 歲

同 同 是 歲

同 同 是 歲

同 同 是 歲

内百六十五石二斗八合 城附諸村
六百十八石四斗 高千穂諸村

豊後三郡百十六石二斗八升

宮崎郡 二十六石

天保 元年 二月十四日 耶蘇教禁止の幕命を奉じて沿く之を領内に達す。

同 三年 二月 書院講書を再興す。

同 四年 三月 非常節儉を令し、且つ諸士の知行を遞減す。

同 廿七日 幕命に依り、米穀缺乏の爲、本年酒造高は三分一を減すべく、密造を爲すものあらば、役人も共に罪科に處せらるべきことを令す。

同 十二月十三日 宮崎郡宮崎郷士、柏田町、大瀬町村、瓜生野村、太田村、源藤村、大塚村、古城村、中村町、福島町、跡江村、富吉村、小松村、生目村、長嶺村、柏原村、浮田村、大島村、花ヶ島町、村角村、南方村、池内村、上北方村、下北方村、江平町、上別府村の諸町村民より、

口入貸上銀三百十八貫餘を献納す。

領内に歌舞妓芝居興行を禁す。

領内地圖を幕府に納めんが爲、佐藤喜三郎をして淨寫せしむ。曩に元禄中、幕府に納めたる、延岡城附諸村地圖に於て、東臼杵郡山陰村、八重原村は、當時幕領た

同 五年 五月三日

同 八年 正月

同 二月十四日

同 四月五日

同 六月八日

同 八月廿六日

同 九月九日

るに依り、之を除きしが、今回、寶暦年間の地圖に據りて之を加入す。又、宮崎郡に於ては、元禄中、太田組の他は悉く幕領たるに依り、之を除きしが、今回は其の他をも加入す。

藩船萬歳丸建造の爲、其の役員を任命す。

米穀缺乏の爲、領内に旅人を留むべからず、非人乞食に至る迄、悉く之を境外に立退かしむべく、病者若くは商用上已むを得ざるものは、其の由を上申して許可を受くべきを令し、且つ救米として、城附諸町村に、明十五日より隔日に、大藏米を下附民○諸士は一戸五升、町村民は一戸一升を限る。一戸一升を限る。町村米を達す。

米穀缺乏の爲、貯米を禁じ、自用の外は悉く之を賣出すべく、賣價は四斗一俵に付大藏相場に二匁上りを最限とすることを達す。

西臼杵郡高千穂村、去年非常の凶作にて、穀物缺乏し、村民飢餓に苦むを以て、肥後より飯米の無口銀入穀を許可す。

酒造禁止の令を解き、天保七年の如く、三分一酒造を許し、新酒賣出しと共に、他所よりの入酒を禁ずることを令す。

延岡城西曲輪修營に付き、東臼杵郡粟野名、伊福形、川島、出北、岡富、三輪、恒富、祝子、南方、稻葉崎、三須の十一村より人夫千八百六十人を献す。

同 九年 正月廿六日 藩主政義先例に従ひ、延岡南町妙専寺に、高千穂庄内眞宗々徒同寺旦那たるの墨印を與ふ。

同 十四年 四月十二日 異國船渡來の際人數出張の事に關し、延岡藩領宮崎は、遠隔の地なるを以て、細島一所の警備に定むる旨、日田代官寺西藏太より通牒す。

同 十一年 四月 五ヶ瀬下流濱砂の瀬堰を設くる爲、諸村に千石夫を徴す。

同 十二年 三月十五日 非常節約を令し、大庄屋、小庄屋共に百姓に先んじて農事を勵み、町村共に、無益の音信贈答なすべからざるを達す。

同 十三年 正月十五日 郡奉行、植物奉行、植物方元方、頭取、代官等を城中に召し、衆力一致して植林に盡すべきことを諭す。

同 十四年 三月 劍客小野萬右衛門○藩主指南 祿百十石 歿す。

嘉永 三年 五月 學寮に名づくるに廣業館を以てす。

安政 四年 十一月 明道館○醫成る 學所 槍術家兒玉源右衛門○神精流祖伊達之介 祿百五十石 歿す。

慶應 二年 五月十八日 胤康上人歿す。

胤康、初めは定康、又、彰康と稱し、後、胤康と改む。東臼杵郡曾木慈眼寺の住職たり。父を篠崎郷右衛門（或は北條金兵衛となす）といひ、文政四年、武藏國豊島郡赤塚村に生る。八歳にして居村松月寺の住職天休の徒弟と爲る。天保五年、天休の慈眼寺に移るに及び、胤康、亦、隨うて來る。胤康夙に勤王の志あり。嘉永元年冬、豊後竹田に出で、子弟を集めて儒學並びに兵書を講ず。岡藩士中川式部、小川一敏以下師事するもの甚だ多し。居ること三年、去つて畿内、東海、東山、北陸の諸道を巡歴し、嘉永五年、曾木に歸り住す。翌六年、米使浦賀に渡來するや、海内騷然、尊王攘夷の論熾んたり。會、文久元年、京師中山大納言家の士、竹田に來り、告ぐるに王事に竭すべきを以てす。胤康乃ち式部、一敏等をして、岡藩並びに陸藩の志士と共に事を計らしむ。曾木の甲斐豊作、亦與りて力あり。然れども、事未だ果さず。既にして、延岡藩士戸高桂助、松崎進士等來り師事す。胤康二士に諭すに順逆の理を以てし、切に延岡藩の爲に、其の朝旨を奉ずるの急務なるを説く。延岡藩吏之を聞きて大に驚き、胤康を捕へて延岡に幽し、後、京都町奉行所に送る。慶應二年五月十八日、胤康遂に獄中に死す。或は曰く、鳩殺せらるゝなりと。享年四十五、辭世あり。

短夜のゆめとおもへばあぢきなき
覺めしあとだにかたるはもなし
明治三十五年十一月、從四位を追贈せらる。

同 四年 二月 東臼杵郡恒富村小野門沖田用水路成る。水路は藩士飯田直三郎○地方 同心の經營する所、灌漑段別百四十町五段九畝餘なり。

第三章 高鍋藩

第一節 高鍋の沿革

高鍋は元、財部たからべと稱す。往古、土持氏の日向國內に蟠居するや、縣延岡を本據とし、財部、清水、大塚、都於郡、瓜生野、飲肥の各地に分在す。齊衡年中文徳天皇の朝土持秀綱縣の土持冠者影綱の弟財部城に居る。城は、古傳に據れば、柏木左衛門尉の創むる所と稱す。土持氏世々城居するこ
と凡そ六百余年、景綱に至り、土持氏の支族多く凋落し、残る所僅に縣と財部とのみ。康
正二年後花園天皇の朝十月、景綱、縣城主土持宣綱と牒して都於郡城の伊東祐堯を伐たんとす。祐
堯之を偵知し、同十一月、兵を新納の目白に進め、毛作原けつくに景綱を破る。景綱和を乞ひ、
祐堯兵を引いて還る。既にして、和議破れ、翌長祿元年七月、祐堯再び大軍を發して財部
を攻む。縣の土持氏、兵を出して財部を救ふ。祐堯鉢窪に陣して之を邀へ撃ち、小浪川に
景綱を斬る。伊東兵勝に乗じて財部城下に迫る。同九月十二日、城遂に降る。祐堯、乃ち
落合兼續をして之を成らしむ。これより後、凡そ百二十年、兼續の子孫此に居る。天正五

土持七頭

小浪川の戦

秋月氏の居城となる

高鍋と改稱

年、伊東氏没落の後、凡そ十年間は島津氏の所管たり。同十五年、豊臣秀吉、島津氏を伐ちて九州を定め、日向分封を行ふや、秋月種實に高城、財部、櫛間を與へ、筑前秋月より移らしむ。蓋し、種實の、島津氏の爲に秀吉の軍を拒めるに因りてなり。種實、初め、櫛間に居り、財部には別に守將を置きて成らしむ。慶長九年、種實の男種長櫛間より財部に移り、子孫世々此に居る。延寶元年正月、種信城郭を修築し、同四年十二月工を終ゆ。此の時財部を高鍋と改む。

傳へいふ、天正十五年、種實の財部轉封に當り、秀吉の下知狀に高鍋と書せるを取りてかく改めしなりと。國言ナ行ラ行相通ず。イナニ(稻荷)のイナリとなり、ツヌガ(角鹿)、後、敦賀(ツルガ)のツルガとなるが如し。蓋し、タカナベはタカラベの轉訛ならん。

櫛間の沿革

櫛間、一に福島と稱す。往古所謂日向八院土持院、飯肥院、新納院、穆佐院、三俣院、眞幸院、救仁院、櫛間院の一にして、建久圖田帳に、宮崎郡櫛間院三百町、地頭右衛門尉忠久といへるもの即ち是れなり。今、古記録に見ゆる櫛間地頭世次なるものを擧ぐれば左の如し。

郡司尾張守助是 尾張伴中子嘉應三年 小石禰丸名主安元元年 尾張氏治承二年 別當散位伴兼景永曆元年
散位伴兼任兼景無實 兼澄寛喜四年 湛有建治二年 觀有元亨三年 通有元弘元年河 野邊久盛建武二年 盛忠七孫

櫛間地頭

日向八院

大覺寺義昭

肝屬兼重、政範盛久、盛在、盛仁刑部、盛寛

永享九年、大覺寺門跡准三后義昭法號尊宿、將軍滿院門跡圓胤の子説成親王の王子と大事を企て、

謀露はれて大和に奔る。同十一年三月、義昭勢ひ窮し、日向の僧源澄に伴はれて櫛間に來

り、永徳寺に潜む。將軍義教之を聞知し、島津忠國に命じて義昭を襲ひ殺さしむ。時に嘉

吉元年三月十三日なり。地頭野邊盛仁、義昭隱匿の罪に座して所職を奪はれ、島津氏の支

族伊作久逸代りて領主たり。當時飢肥に新納忠續あり。久逸、忠續權を争うて互に相和せ

ず。文明十七年、久逸遂に伊東、北原の諸氏と連合して飢肥を攻む。然るに伊東祐國勝に乗

じて却て楠原城門外に戦死し、久逸力屈して終に出で降る。島津忠昌、特に久逸の罪を赦

して舊領伊作に還住せしめ、更に翌十八年十月、忠續を志布志に復し、帖佐領主島津忠廉を

以て飢肥、櫛間の領主となす。爾後、櫛間は常に飢肥の管下たり。忠廉の後、忠朝、忠廣、忠

親相承けて飢肥、櫛間を併領すること八十二年、永祿十一年六月、忠親力盡きて飢肥を伊東

氏義に授くるや、櫛間は一時肝付氏良の配下となる。天正五年十二月、伊東氏、島津氏

の爲に追はれて豊後に走るや、飢肥、櫛間、皆悉く島津氏に歸すること十一年、同十五年五

月秀吉日向分封を行ふに及び、飢肥は伊東氏祐に、櫛間は秋月氏種の領となる。

日向記に曰く、初め、秋月氏に櫛間、志布志、新納部高城、財を賜ひしが、島津氏代地を諸縣三名、伊佐

なりし由來

吉野、嵐田、木脇の諸村を云ふかに出して志布志の領有を許さると。蓋し、志布志は古來島津氏東邊の要地なるを以て特

に請ひて之を賜ひしなるべし。

秋月種長種實の子初め櫛間に居ること十八年、慶長九年十一月、財部に徙りし後は、櫛間は秋

月氏の下邑となる。

吉野、嵐田、木脇の諸村を云ふかに出して志布志の領有を許さると。蓋し、志布志は古來島津氏東邊の要地なるを以て特

に請ひて之を賜ひしなるべし。

秋月種長種實の子初め櫛間に居ること十八年、慶長九年十一月、財部に徙りし後は、櫛間は秋

月氏の下邑となる。

第二節 管轄

高鍋藩の管轄する所は那珂郡に於て十八村、高壹萬三千六百三十八石壹斗七升、宮崎郡に

於て三村、高八百七十五石八斗五升、臼杵郡壹村、高八十石四升、兒湯郡に於て貳十七村、

高壹萬貳千壹百七十五石貳斗六升、諸縣郡に於て六村、高三千貳百三十石六斗八升、總計

五十五村、高三萬石なり。この内宮崎郡に於て貳村、諸縣郡に於て四村、總計六村、高三

千石は支族の分知たり。尙他に古來よりの開發田地高壹萬壹千五百石あり。分知に關しては高鍋藩史要中第四

代種政の條を參照すべし。

〔領知郷村高辻帳〕

日向國兒湯郡之内新納院

領知郷村高辻帳

- 一、高 貳千三百四拾三石
- 一、高 六百八石五斗三升
- 一、高 千五百貳拾四石九斗六升
- 一、高 三拾六石七斗五升
- 一、高 千五百壹石八斗八升
- 一、高 八百八拾貳石貳斗
- 一、高 五百八拾四石貳斗八升
- 一、高 五百六拾七石八斗六升
- 一、高 五百五拾壹石八斗
- 一、高 千四拾七石七斗七升
- 一、高 百貳拾石七斗五升
- 一、高 四拾貳石四斗七升
- 一、高 百貳拾五石四斗三升
- 一、高 壹石五斗三升
- 一、高 壹斗八升
- 一、高 貳百貳拾五石三斗

- 高鍋村
- 日置村
- 上江村
- 市ノ山村
- 椎木村
- 三納代村
- 持田村
- 峯ノ上村
- 平田村
- 高城村
- 川原村
- 持見村
- 石見村
- 板屋村
- 鹿遊村
- 上別府村

- 一、高 百拾七石三斗壹升
- 一、高 百貳拾七石八斗七升
- 一、高 拾五石貳斗九升
- 一、高 七石三斗八升
- 一、高 八拾三石壹斗九升
- 一、高 貳百三拾三石五斗七升
- 一、高 六百九拾八石九斗三升
- 一、高 五拾七石六斗八升
- 一、高 九石拾九貳斗壹升
- 一、高 貳百三石八斗貳升
- 一、高 三百六拾六石三斗貳升

- 落子村
- 寺迫村
- 田原村
- 丸山村
- 征矢原村
- 長野村
- 貳生村
- 岩山村
- 篠別府村
- 猪窪村
- 大池村
- 村數貳拾七ヶ村

- 日向國白杵郡土持院之内
- 日向國諸縣郡真幸院之内
- 一、高 八拾石四升
- 一、高 貳百四拾八石六斗九升

- 才脇村
- 伊佐生村

- 一、高 五百八拾七石六斗九升
- 一、高 三拾七石六斗九升

小以八百七拾四石七升

日向國宮崎郡穆佐院之内

- 一、高 貳百三拾貳石四斗六升

日向國那珂郡之内福島院

- 一、高 貳千七百八拾六石三斗八升
- 一、高 三百七石六斗七升
- 一、高 百四石壹斗三升
- 一、高 百三拾七石五斗四升
- 一、高 千貳百五拾石三斗五升
- 一、高 三百壹石九斗貳升
- 一、高 六百六拾石九斗三升
- 一、高 千九百拾石五升
- 一、高 四百六拾四石七斗貳升
- 一、高 拾貳石六斗七升

三名村
元嵐田村之内
豐松田地
村數貳ヶ村

宮王丸村

西方村
高松村
奴久見村
一氏村
南方村
大平村
奈留村
北方村
秋山村
大矢取村

- 一、高 千九百拾五石七斗八升

本庄村

- 一、高 六百拾三石四斗九升

崎田村

- 一、高 千五百八拾九石七斗三升

市木村

- 一、高 貳百貳拾五石貳斗四升

六郎坊村

- 一、高 百六拾貳石壹斗七升

海北村

- 一、高 九百拾六石三斗七升

都井村

- 一、高 三石壹斗七升

御崎村

- 一、高 貳百七拾五石八斗六升

大納村

小以壹萬三千六百三拾八石壹斗七升

村數拾八ヶ村

都合貳萬七千石○郡合五郡
村數合四拾九ヶ村

右之通相違無御座候。以上。

嘉永七甲寅年九月

秋月佐渡守 印判

本多中務大輔殿

青山大膳亮殿

外

壹萬千五百石

村々より開發

右者古來よりの開發にて、延享二年御改之節、高祖父佐渡守代書上申候通御座候。其以後改出新田無御座候。以上。

外二

三千石

秋月式部江分知之村付

分知

日向國諸縣郡眞幸院之内

一、高 千四百拾三石四斗

木 脇 村

一、高 三百六拾七石四斗七升

岩 地 野 村

右者元祿二己巳年、先祖佐渡守隱居被_二仰付、嫡子長門守江家督被_三下置候節、高三萬石之内三千石、式部江分知奉願、日向國諸縣郡、宮崎郡兩郡之内、六箇村分知仕候。此段延享二年御改之節、高祖父佐渡守代書上申候通御座候。當時秋月金次郎致_二相續_一罷在候。以上。
嘉永七甲寅年九月

秋月佐渡守

本多中務輔殿

青山大膳亮殿

第三節 高鍋藩史要

第一代 種長

櫛間より財部に徙る

慶長五年九月、關ヶ原役起るや、種長、初め西軍に屬し、後東軍に歸す。事定まるの後、種長本領財部以下三萬石を安堵す。是より先天正十五年、秋月氏の日向に轉封せらるゝや、初め、櫛間に在ること十八年、慶長九年十一月、種長櫛間より財部に徙る。一門家從、翌十年三月を以て悉く財部に徙る。この時、櫛間安養寺を財部に移し、安養寺の跡に常照寺を建つ。同十二年に至りて財部城修築の事あり。同十四年、種長野別府岩山の牧を開く。藩内牧畜の業是より興る。

岩山の牧

同十九年六月十三日、種長卒す。年四十八。江戸駒込吉祥寺に葬る。殉死するもの四人_{〇荒牧源}

左衛門、木元九左衛門、惠利左助、山崎八郎左衛門

第二代 種春

慶長十九年六月十三日、種春繼ぐ。秋月權之助_{〇種盛}、内田頼母、白井久米之助、秋月藏人、秋月又左衛門_{〇種重}、入江主水等之を輔佐す。初め、種長嗣なし。同族長野采女_{〇種貞}を婿とし、男

家督の紛争

子出生せば之を以て嗣とせんことを約す。既にして種春生る。乃て家督とす。種長の江戸に卒するや、采女の宰臣坂田五郎左衛門異圖あり。藩士神代三右衛門を以て采女の傳とし、同八月四日、兵を率ゐて采女と共に江戸に向はしむ。而して五郎左衛門父子財部城二の丸に移り、普く采女家督の由を布告して暴力を振ふ。同十月廿一日、種春の黨、五郎左衛門父子を襲ひて之を誅す。曩に采女の江戸に到るや、藩士内田權之助之を芝口に迎へ、辭を設けて藩邸に入らしめず、町家に導く。既にして、采女幕府に上書して種春嗣立の公許を得、事收まる。采女は後大阪に出で、この地に歿す。

是歲、大阪冬陣起る。秋月藏人兵に將として京師に出陣す。

元和元年三月二日、坂田五郎左衛門の黨内田吉左衛門以下百餘人を誅す。○吉田左衛門、高鍋國光寺に自戕す。尋いで同三年六月十六日、五郎左衛門の黨坂浪清左衛門以下三十六人を各其の私邸に襲ひ殺す。

然るに、此後、争亂猶休まず。寛永三年閏四月、藩士知行借上に關して騷擾す。秋月又左衛門、同志を糾合して勢力を張らんとす。坂田大學之を憂ひ、百方鎮撫に努む。同六日夜亂徒、又左衛門の邸に會し、事を論じて相争ひ、互に殺傷あり。大塚掃部、中元寺半兵衛、河邊源右衛門、田中茶右衛門、西次郎右衛門等之に死す。同八日、入江三左衛門の邸に於て

上方下方の騷動

復小鬪あり。久保田摩野兵衛、矢野與三兵衛等之に死す。五月十六日、坂田大學、亦遂に亂徒の殺す所となる。翌四年、大學の一族與黨、禍の及ばんことを恐れて出奔するもの五百三十人、往々にして又左衛門黨の爲に獲殺せらる。家老秋月藏人、内田頼母、亦出奔す。時人之を上方下方の騷動と稱す。

同九年、肥後加藤氏○忠幕府に罪を獲て改易せらる。家臣等熊本城に據りて命を奉せず。幕府諸侯に令して之を伐たしむ。七月十四日、種春財部を發す。歩騎合せて二千八十七人なり。亂平ぎ、十二月十六日、種春歸國す。

同十四年、島原の亂起る。種春、秋月又左衛門、白井源太夫、坂田宮内、入江角右衛門等に命じ、歩行足輕鐵砲百挺を以て、戦地に赴かしむ。亂平ぎて軍を班す。尋いで十七年、領内に吉利支丹を嚴禁す。

第三代 種信

萬治二年十二月廿六日、種信繼ぐや、親しく封内を巡視して下情を察し、新に租稅輕減の法を定む。

寛文元年、禁裡造營の爲、幕府諸侯に之が手傳を命ず。二年三月、種信士卒五百十一人を
出して其の工に従はしむ。

福島農民騒
擾

同七年、下邑福島の農民數百人、大河原に聚りて訴ふる所あり。乃ち其の請を容れ、目付
鬼塚又兵衛、松田本右衛門、及び財部目付平塚六郎左衛門の三人を斬に處す。蓋し、三人苛
察にして民望を失ふが故なり。是に於て、農民鎮靜して各其の郷に歸る。

財部を高鍋
に改む

延寶元年正月、財部城修築の工を起し、同四年十二月に至りて成る。財部を高鍋に改めし
は此の時なり。

第四代 種政

元祿二年二月晦日種政繼ぐ。是より先、貞享三年四月、種信第三子種封〇式に祿二千石を願
つ。然れども未だ幕府に申告せず。茲に至りて更に千石を加へ、出で、幕府に仕へしむ。

式部様分知

即ち宮崎郡に於て堤内、金崎の二村、諸縣郡に於て木脇、岩知野、吉野、嵐田の四村にして、式
部様分知と稱するものはなり。蓋し、本支緩急互に相援けしむるの意に出づるなり。

支那船の漂
着

是歲〇二七月十五日、暴風雨あり。十六日、領内平田濱に支那船一隻漂着す。船員總數六十

三名、外に溺死者五名を算す。十七日、手塚刑部左衛門、隈江五郎左衛門、黒水義太夫等藩
命を蒙りて其の地に至り、僧海桃をして船長〇彩と筆談せしむ。十九日坂田喜左衛門を長崎
に派し、由を代官に報じ、廿三日、種政親しく船員を伊倉に檢視す。廿六日、使者を伊勢
大廟に馳せ、又領内比木神社以下の諸社に派し、無事其の局を結ばんことを禱らしむ。八
月朔日、坂田喜左衛門長崎より還り、船體及び船員を悉く長崎に護送すべきの命を傳ふ。
是に於て、同日、漂船船員共に平田を發し、五日美々津を出で、長崎に向ふ。船材其の
他を積むこと六艘なり。廿五日、種政命じて溺死者五名の遺骸を平田の高地に葬らしむ。
尋いで十一月廿九日、中元寺彌次右衛門を伊勢大廟に派し、漂船一件の無事落着せるを代
り謝せしむ。後、元祿十四年五月晦日、種政美々津に武末清兵衛を遣はし、外船漂着に關
する令を傳へて曰く、外船細島に漂着せば、直に往きて細島手代に談すべし。美々津、細島
間の洋上に漂流するも、亦直に美々津より出船すべし。支配人の指揮なくして濫りに外人
を上陸せしむべからず。且つ、外人との物品賣買を堅く戒むべしと。又、細島に外船漂着
の際、高鍋より派遣すべき人員を定めて、家老一人、物頭二人、中小姓五人、歩行十人、足輕
凡そ五十人とす。

有馬氏領民
の來奔

元祿三年九月、延岡藩〇有馬氏山陰農民怨むることあり、高鍋藩内股猪野に逃げ來り、延岡より

の使者來り、諭せども歸るを肯んせず。四年正月、延岡の使者再び來り、高鍋藩吏と共に農民を諭せども未だ應せず。二月朔日、三使○關井舍人、神代嘉平次、泥谷十兵衛江戸藩邸より下着し、農民の内約廿名を江戸に送致すべきの命を齎らす。是に於て河野七郎兵衛、森平左衛門、河野市右衛門、醫師永友玄牧、其の他歩行九人、足輕五十六人を附し江戸に赴かしむ。されど殘餘の農民等密に美々津、都農間に屯集するを以て、六月十九日、沿道の民家に決して宿泊せしむべからざるを令す。廿二日、農民等の疾病に罹るもの多きを以て、美々津より西村泰安、近藤玄固、高鍋より永友玄牧を遣はして治療せしむ。七月二日、延岡使者二人○仁保庄兵衛、深美長右衛門新町に來る。同四日、藩使隈江五郎左衛門、千手次郎兵衛、山田助之進等、延岡使者と美々津西村藤八宅に會し、農民百七十八人を招致して慰諭甚だ努む。農民等終に従ふ。此に於て由を江戸に報じ、同十四日江戸に送致すべき農民廿一名、其の他百餘名を幸脇に於て延岡藩使に引渡す。尋いで十一月八日、有馬氏領内騷擾の故を以て越後に轉封を命せられ事收まる。○有馬氏領民逃亡に關しては、延岡藩史有馬氏の條下を參照すべし。但し彼此記載の稍々異なる所あるは、兩藩の所傳を各保存せんと欲せるが爲なり。

同十二年正月六日、種政時弊を察して目附役の怠慢を戒め、庄屋の農民に賦役を課し、或は私利を計る如きことなかるべきを令し、部當べたう、老名おとな、催司等亦皆此の旨を體し、訴訟裁決必ず公平なるべきを達す。

種政牧畜に意を用ひ、馬匹を他領に出すことを禁す。會、元祿六年十二月十日、高城町民吉左衛門なるもの禁を犯して死罪に決す。然れども事情を察して特に其の死を赦し、之を福島に追ふ。以て其の施政を見るべし。

種政、又、意を殖産に致し、同十四年九月廿七日、茶、漆、椿、櫨、杉、檜の類を郷中に植ゑしめ、之が運上を定む。即ち茶を其の邸内に作るものは運上を要せず。古場畑若くは山野に植うるものは運上五分とす。漆、椿、櫨の類を邸内に植うる者は同じく運上を要せず。古場畑若くは山野に於ては運上三分の一とし、杉、檜の類は運上三分の一を給與することとす。同十月二日、川北藤見村百姓忠右衛門農事に勉勵し、一町一反餘歩の開田を作せるを以て、賞として開田の内二反の上納を免す。同十五年十月二日、更に令して、金錢貸借、奉公人取締、公事訴訟に關する法規を定む。

種政夙に學に志し、寶永四年五月、屬邑福島の處士山内次郎吉○後、仙介と稱すを聘し、儒學を講せしむ。是より先、元祿年中、佐久間頼母助を聘して兵書を講せしむ。未だ學校の設けあらずと雖も、高鍋藩文武の學是より興る。

第五代 種弘

正徳元年六月十一日、朝鮮使節來聘に關し、高鍋藩、山城淀より江戸に至る鞍馬二頭を出すべきの幕命あり。七月六日、給人○國府幸右衛門中小姓目附一人○森五郎兵衛、小頭二人、口附馬取六人、足輕五人、人足十四人を定む。○是歲十月、朝鮮使節來聘す。幕府、新井白石の建議を容れ、之が待遇法を改む。

櫛間役人の戒飭

三年六月廿八日、種弘、櫛間百姓の屢、結黨強訴を企つるを患ひ、櫛間庄屋、町別當、老名、浦津役人等を戒飭す。庄屋以下各、誓紙を認め、必ず其の職に忠に、私なからんことを盟ふ。是に於て、櫛間地方民心始めて大に靖し。

伊佐生村民の流亡

享保六年、國內稔らず。諸縣郡伊佐生村民十七人、三名村民三十戸百三十七人、薩領に流亡す。十一月廿七日、種弘乃ち赤米十石を貸附して之を召還し、翌年二月二日、泥谷要人を諸縣に派して窮民の疾苦を問はしむ。當時、凶荒相繼ぎ、爲に家士にして、尙且つ飢餓に瀕するものあり。是に於て、八年三月、種弘令して徒士、中小姓は米壹斗五升、足輕以下は米壹斗を貸附すべきを定め、尋いで、十八年正月二日、老病者にして家族親戚なきものは救米の返納を爲さずして可なるを令す。又百姓の請を容れ、年一割三步の利を以て藩金を貸附し、三年賦を以て返濟せしむ。此の時に當り、藩財政、亦窮乏の極に達し、是歲、

士民の救恤

遂に幕府に請うて内帑三千兩を借入る。幕府、乃ち、高鍋藩の江戸吳服橋御門警衛の任を免す。然れども、種弘、文教武備を怠らず。享保七年正月廿九日、家士及び閩藩の甲冑を

藩財政の窮乏

檢し、又、稽古所を城内に設け、文武各、日を分ちて教演せしむ。

第六代 種美

士民の賑恤

享保十九年十二月七日、種美前代疲弊の後を承けて繼ぐや、士民の窮困を拯ふを急務とし、元文三年五月、令して先づ川北郷中八十七竈を賑はし、五年七月、持田、椎木、高鍋、上江、高城、平田三百七十二竈、及び川南郷中五十竈を賑はす。尋いで寛保三年四月、櫛間中小姓徒士に野地米二斗、其の以下に一斗、組外に粟二斗、足輕諸職人に赤米八升宛を貸與し、六月、令して領内悉く當月分屋敷半納歩錢を免す。是に於て土庶始めて生色あり。

農事の奨励

寶曆四年閏二月八日、種美藩内に布達して農事を奨めて曰く、百姓隣伍相寄りて農作しつらひ組合を設け、以て郷中の勤怠を監督し、違背するものは之を罰せよ。講寄合は一ケ年三度を超ゆべからず。休日は一ヶ月一日とし、其の他は大社祭禮に限り休むべし。農作仕附時には、庄屋小觸等巡視を怠るべからず。他人の作物に濫りに手を觸るゝものは科錢五十文以上百文を課すべし。之を知つて告げざるものは科錢五百文を課すべしと。種美父祖の志を紹きて文武を奨励し、稽古所に金穀を給して費用を資け、時に親臨して家士の勤怠を察し、之を勸懲す。又、僻陬の地、學業の誤を傳ふるあらんを恐れ、有志の子弟に資を給し

文武の奨励

て京阪の地に遊ばしむ。元文五年九月朔日、令して武藝講習を毎月十日○雨天に廿日は廿日に定め、寛保三年七月六日、更に令して、毎月一、六の日に軍書、長刀、二、七の日に講書、鐵砲、三、八の日に故實、鑓、四、九の日に劍術○示現流 雲弘流、五、十の日に弓、劍術○天眞流を稽古すべきに定む。文武の業、是に於てか漸く盛んなり。

種美又牧畜に意を致し、延享三年八月廿九日、令して百石以上の士をして必ず馬を飼はしめ、百姓にして牛馬を所有せざるものは、駒代の内六貫目を貸附し、十年賦を以て返納せしめ、先規に従ひて馬を他領に出だすことを嚴禁す。

牧畜の獎勵

第七代 種茂

寶曆十年七月八日、種茂繼ぐや、藩社比木、八幡、白山以下の六社に賽し、其の入封を告げ、且つ必ず藩政刷新の實を擧げんことを誓ふ。始めて奉行制度を設け、總奉行を置き、以て政務の統一を計る。先づ財政の窮乏を救はん爲、十一年十月十四日、令して穀物、酒類を他領より購ふを禁じ、特に蚊口入港船舶の搭載物品を嚴檢し、十二年二月廿七日、非常節約を命じ、諸般の費用其の三分の一を減省せしむ。○江戸藩邸の費用二百兩を百兩に減じ 藩主自身の賄料一ヶ年十八貫を限る。十月四日、下り酒を禁じ、且つ頼母子座會には一汁二菜湯漬に限るべきを令し、廿一日、更に衣服、休

奉行制度の創設

非常の節約令

日の制、捨兒の禁を達す、

一、此間度々被_レ仰出_レ候通り、御法令之趣堅可_レ相守_レ候。近來衣服之制、休日之定猥りに相成旨相聞候。何も厚き思召を以被_レ仰出_レ候條、御趣意を奉體、下々心得違無_レ之、堅相守候様支配頭より折々申聞候様可_レ仕事。

一、召仕之下人、風俗宜敷、正直に相務、御制度之旨不_レ相背候様可_レ仕候。近來染_レ舊俗、休日葺替萱切等御格法相背、却而令_レ誹謗、我儘に相働もの_レ在_レ之由相聞候。此類之者、一統之妨に相成候間、得と教諭仕り、若不_レ相用もの_レ在_レ之候は、急度仕置可_レ致事。

一、萬民生子を捨事、彌以御禁制候。尤百姓子大勢生れ、生育難_レ相成_レ族は、三人目より十歳迄之内、相應之御扶持可_レ被_レ仰付、此旨以前被_レ仰付_レ候得共、其以後願出ものも無_レ之候。自今已後、左様のもの_レ在_レ之候は、不_レ捨置_レ願出可_レ申候。

右之趣、下々心得違無_レ之様、頭取役之者、兼得_レ其意旨、無_レ停滯_レ一統相通候様可_レ仕事。
一、休日衣服其外御法令之趣、兼而相目付所之役人より御定之通り、夫々村々へ相達、一同心得違無_レ之様可_レ仕事。

一、定御目付及村目付廻り方、不_レ等閑_レ御役儀候之間、彌以出精相務、善惡之儀、見聞次第、事無_レ大小_レ申出候様可_レ仕事。

一、自今已後、御法令相背もの_レ在_レ之候は、急度可_レ被_レ仰付_レ候。(罪科脱力)萬一左様之もの見聞仕候は、早々可_レ申

出、若隱置脇より於ニ相顯候、頭取は勿論、其所之役人村目付並向三軒兩隣五人組迄、急度御吟味可被ニ仰付事。

社倉の設置

法令十一條の制定

明和安永の交、凶變荐りに臻り、年穀登らず、諸國飢餓を訴ふ。安永八年六月、種茂令して社倉を建て、備荒貯蓄の範を垂れ、或は朝鮮人蔘を尾張より輸入し、領内所々に裁るしめ、醫藥の普及を計る。天明元年七月廿九日、種茂、新に法令十一條を定め、文武を勵まし、節義を奨め、綱常を警め、儉約を諭す。爾後、毎歳八月朔日、家士を城内大廣間に集め、家老、用人、奉行列座の上、大目附より之を讀み聞かすを例となす。

一、文武忠孝を勵み、禮儀廉耻を正し、自己の行跡相慎み、夫婦兄弟睦敷家内を取治め、老人を敬ふべし。若、不忠不孝の者於有之は、可爲ニ重罪事。

附、忠孝其外德行藝能格別の者於有之は、可ニ申出事。

一、男女の別、正しく相慎むべし。不法の事無之様、其親兄より可致ニ教訓事。

附、貞操の婦女於有之は、可ニ申出事。

一、益友を求め廣く相交り、義理の講究可爲ニ肝要事。

一、親類貴賤に拘らず、其續を考へ、夫々手厚く相交り、兼て寄合の村中何事も申合、睦く交るべし。病氣並火災有之節は、力の及丈相互に相救ひ、且、下仕の者に至迄、可加ニ憐愍事。

一、士の節義相嗜、總て卑劣の儀無之、風俗を亂るべからざる事。

一、萬儉約を用ゆべし。知行損毛其外爲差知大失墜は格別、無ニ子細ニ内證令ニ逼迫、御奉行難勤輩は可爲ニ不忠事。

一、總て子供の教育疎にすべからず。其格式性質に従ひ御用立候様、文武の道修業爲致可申事。

附、新地被ニ召出候面々、其子家業別て出精爲致、屹度御用立候様可致事。

一、文學の儀は人道の當然に付、貴賤共に學校へ入學、定の通無ニ懈怠可致ニ出席。尤、頭立候格合の者は、修己治人の當務、別に精しく可致ニ講究事。

一、軍學、是又文學に差續候儀故、何れも一通可ニ相心得勿論、小給即準以上即準の面々は稽古所へも出席、猶更精しく可爲ニ吟味事。

一、武藝是又其格式に應じ、弓馬、劍鎗、柔術、砲術、長刀等、何れも肝要の藝術に付、性質に隨ひ、可致ニ鍛鍊事。

附、小給以上槍術、中小姓、徒士長刀、專可致ニ稽古事。

一、諸藝術並醫者、其以下家業有之諸職人に至る迄、家督相續、幼年又は家業の藝術未熟の内は、知行三分可ニ納置事。

以上。

種茂最も學を好み、初め、徂徠學を修む。後、儒臣千手廉齋諱は興欽、字は一誠、通稱八太郎、廉齋は其の號なり。本姓三浦氏。弱冠

明倫堂

京師に出で、宇井默齋に學ぶ。文に依りて宋學に歸す。又、廉齋の議を用ゐ、新に學舎を設く。安政二年五月三日歿す。年八十三。

永六年七月、工を起し、翌七年二月成る。學舎は明倫堂と稱し、高鍋新小路に在り。堂内を分ちて兩齋とす。其の大學生を誘掖する處を著察齋と號し、小學生を教育する處を行習齋と號す。都合、改役、奉行、師範、棟梁以下の諸役あり。千手廉齋、財津吉惠、山内貞昌を師範とし、附するに學費廿人扶持を以てす。九年二月廿七日、種茂親しく學舎に臨み、諸生の講書を聽く。

明倫堂楣間記

孟子曰、人之有道也、飽食暖衣、逸居無教、則近於禽獸。聖人有憂之、使契爲司徒、教以人倫。父子有親。君臣有義。夫婦有別。長幼有序。朋友有信。又曰、設爲庠序學校、以教之、皆所以明人倫也。

夫古昔聖人、建學立師、以培其根、以達其技。是以人倫明於上、小民親於下。小民親而平治成焉。後世人君反之、人倫不明於上、小民乖於下。小民乖而禍亂至焉。此雖歷代照然、而察於此者鮮矣。越我故西征將軍對州君二十八代之孫、故長州君、始設教場於城中、勸文武於封地之。於是風教漸新焉。及老君也、繼先君之遺意、加之給其用費、或使遊學於京師、或時親視之、特撰其勤否優劣、而勸懲之。是以風教益

明倫堂楣間記

新焉。恭惟君侯資稟溫厚聰敏、而仁恕孝友、自幼好學。求堯舜孔孟之道也、依於周程張朱之書、求周程張朱之意也、依而山崎、三宅二先生之說、親求天下之賢儒、謁之。初爲世子也、厚禮幣招多田翁受教焉。後在於東武、則又招幸田翁受教。或時躬謝於其宅焉。朝覲往來、每至於伏見驛、厚禮幣問京師賢儒宇井翁之安否。翁來謝於旅館。則援之終夜問道。或就翁之客舍、以致尊賢之儀。其在於東武、在於國邑也、以書問道於二賢、且贈土物禮之。常聚臣僕有志者、共讀經傳、而講論義理。待之不挾貴、如朋友。或召近習之少年、躬教之。其誘之也、循々使各得其益焉。其學不欲空論、而尙實行。常求直言、恐有遺漏焉。欲行善政、使民就利除害、而患未及焉。或撰孝義、有終身扶助之焉。不嗜殺人、而刑漸少焉。患下民之疾痛、不得醫藥、日、醫若侍坐於予、不憚請之。常蓄棺材及松脂、時貸之使厚其葬焉。患國用猶乏、未能救究士、先省其私用、出金若干、則於古人之社倉、假貸之。且恐後幣日此金爲賑出之、後來有司爲我勿斂焉。繼先君之遺意、而勸學業於封内、憂未盛也、憂之久不忘。常謂學業、則所以各因於固有之理、明彝倫之道、而治國正風俗之源在於此。未有學校之政不治、而能成治者。於是奮然出令、新建學堂、而新藩中之耳目、分小大二學、曰行習、曰著察。總其堂名明倫堂。附之

二十口糧、而給學用。其他六藝之用、則依舊時給之。堂已成、手筆其扁額、且書學要、揭之楣間。開講之日、躬監其學。方今君侯春秋三十有六、孜孜勉々不已。其晚所進不可豫計焉。僕等被造立之命、不材不德、雖不勝其任、不得辯而經營之、遂終匠事。因不憚鄙陋、記始末于此、以示後世。

安永七年戊戌仲春

- 家老稽古都合 手塚吉言
- 用人稽古中都合 手塚吉達
- 總奉行 鈴木照房
- 者頭稽古改役 河邊直貞
- 者頭勘定奉行 阪田諸安
- 師範 財津吉惠
- 師範 千手興欽
- 師範 山内貞昌
- 棟梁 野口重幾

古之王者建國、君民教學爲先。唐虞置司徒典樂之官、三代設小學大學之制、而其所以爲教則不外乎人倫日用孝悌忠信。是故舜命契曰、百姓不親、五品不遜。汝作司徒、敬敷五教在寬。孟子曰、設庠序學校以教之、皆所以明人倫也。夫先王之治四海也、以正風俗、得賢才爲本。正風俗、得賢才之要、在於建學建師而已。蓋師學立、教育成、則賢者在位、能者在職、而人倫明於上、小民親於下。此先王之所以致至治也。予大父長州尊君、創爲爲士子肄業之室於城中、以勸勉文藝矣。及嚴君嗣位、繼其志、述其事、更選掄教授、以導士子、支給錢穀、以備費用、時時親視文藝、察其勤惰、而勸懲之矣。又恐斯邦西陲僻陋、學術或有謬誤也、使有志之士、遊於京師、講明正學焉。於是教化漸行、風俗寔正矣。嚴君之美意、教國中之士民、以孝悌仁義之道。然予之不肖、無足爲士民之儀表者。是以教化年弛、風俗歲衰、而嚴君之善政、將至於荒廢。予深慙懼焉。近頃賢友語予曰、改作學堂而廣其規模、分別大小以察其行藝、是亦扶衰補敝之先務也。予是遵聖賢之法、藝嚴君之志、新經學堂於城中、分大小二學、以使長幼循序而講習焉。更支倉米三拾五石餘、以給一歲之費用矣。此豈勞民傷財、直爲觀美哉。紹祖業、保邦家之道、其要在於此故也。爾士子之肆業於斯者、敬承予意、且夕孜孜、以勉焉。若夫學之之

方則、當_レ依_レ周程張朱之說。以_レ求_レ孔曾思孟之道、爲_レ己而不爲_レ人、自致_レ知至於知、止_レ誠意、至_レ於平天下、洒掃應對、至_レ於窮_レ理盡_レ性、循序而漸進、勿_レ躐_レ等陵_レ節、勿_レ半途而廢。不_レ馳_レ於高遠、不_レ滯_レ於卑近、此乃正當之學問、洙泗伊洛之定式也。夫治_レ國之本在_レ於朝廷。朝廷之本在_レ於君。君之心身正、則天下國家莫_レ不_レ正矣。然輔相不_レ得_レ其人、則無_レ正_レ君、而善_レ俗、百職不_レ得_レ其人、則無_レ修_レ政而立_レ事、而不_レ能_レ致_レ治平之功也。是故治道以_レ得_レ賢才爲_レ本。而學校則成_レ就人才之地、治平之要莫_レ大_レ焉。人材既成、而賢者居_レ其位、能者任_レ其職、上正_レ君、下愛_レ民、君臣各盡_レ其道、則國人觀感而興起、日日遷_レ善、外扉不_レ閉、道不_レ拾_レ遺、唐虞三代之治、其庶幾乎。嗚呼學_レ於斯道者、敬_レ旃勉_レ旃、勿_レ怠勿_レ荒。安永戊戌仲春二十四日、學堂落成。名曰_レ明倫堂。云大藏種茂謹記。

武道の奨励

種茂、又武道を奨励し、明和元年六月、令して特に軍學鎗術の衰廢を戒め、安永九年七月大改内改の日を定む。

十日。軍書、故實、弓、鐵砲、鎗術、長刀五つ時揃、清水流四つ時揃

廿日。經書、柔術、寶山流、示現流五つ時揃、武備志流、雲弘流、眞景流四つ時揃、馬稽古

藩士の稽古帳は三ヶ月に一度必ず之を提出して、檢閲を受けしめ、又、被官百姓の輩にし

て特に武枝に精勤なるものは、銀一匁宛を與へて之を奨励す。

天明八年十一月七日、種茂致仕す。

種茂と上杉鷹山

種茂の弟治憲、米澤藩主上杉重宣の養ふ所と爲り、明和四年四月、入りて封を繼ぐ。有名なる鷹山公即ち是れなり。常に曰く、阿兄の名大に顯はれざるは、其の地僻遠なるが故なり。若し阿兄と吾と地を易へしめば、豈嘗に今日の米澤のみならんやと。以て種茂の爲人を知るべし。

第八代 種徳

講武原

寛政元年、種徳講武原を城西野頸山に開き、毎年十月より明年三月に至る毎月一次、各隊總合して訓練を行はしむ。是れ高鍋藩練兵の濫觴なり。

○後、文久四年、弓鎗職の三器を廢し、五隊場城狹隘を告ぐるを以て城東小丸磯に移す。種徳祖父の遺業を紹きて大に學術を奨励し、又法制を改定す。當時儒臣に

大塚觀瀾○諱は氏靜、字は子儉、通稱太一郎、觀瀾は其の號なり。母は藩士柴垣氏の女なり。弱冠京阪に遊び、業を明倫堂教授たり。文政八年、九月廿日歿す。年六十五。あり。種徳の信任頗る篤く、庶政多く其の献替する所に係はる。著は

す所本藩實錄以下あり。高鍋藩の記録茲に初めて備はる。

本藩實錄

第九代 種任

文化五年二月十七日、種任繼ぐ。

天保十四年八月廿一日、種任致仕す。

第十代 種殷とみ

天保十五年八月、種殷、先規に準じ、法令を發布して大に藩政を刷新し、紀綱の振肅を計る。法令は總て六十八條、文武、忠孝、禮節、廉耻を重んじ、子弟の教養に留意し、親族の緝和を圖り、男女の別を正し、益友に交はり、質素を守るべきを説き、結黨強訴、喧嘩口論、博奕賄賂等を禁じ、隱居養子縁組の法規を定む。其の隱居養子縁組に關する法規に曰く、養子は努めて同姓より選ぶべし。已むことを得ずして他姓より之を選ぶ時は、必ず由緒を正し、輕忽の縁組を爲すべからず。六十歳以上は隱居隨意たるべし。五十九歳以下にして病氣の爲奉公に堪へざるものは、退職の日より五ヶ年以内に醫師の診断書を添へて、隱居を出願すべし。四十歳未滿にして未だ實子なきもの病臥五年に及ばば、養子を定めて隱居を出願すべし。未だ壯年にして病氣治癒の見込あるものは、養子延期願を爲すを得。養子と爲りて他家を續ぎ、家子なきもの、伯叔父を以て相續せしめんと欲する時は、家名相續

法令六十八條の制定

の名義を以て出願すべく、之を養子と爲すことを得ず。四十歳未滿にして實子なく、養子出願を爲さんと欲するものは、醫師の診断書を添ふべし。四十一歳以上五十歳に至る迄は診断書を要せず。五十歳以上の者、末期の養子出願を爲すを得ず。但し、嫡子病死等のため、相當の養子なく、延期出願のものは此の限りにあらず。實子なきもの、重病にして快癒の見込なく、急養子出願の際は、判元改の上之を許可す。此の手續なくして病死せば其の家斷絶たるべしと雖も、特に親族中より相續者を選定し、歿後三十日以内に出願する時は遺跡相續本地を宛行ふべし。幼年者は其の出仕に至る迄、知行の内三步を納むべし。若し旅行中に病死せば、遺族は其の死を知れる日より三十日以内に出願すべし。十六歳未滿にて死亡せば、其の家斷絶たるべしと雖も、特に親族中より三十日以内に相續出願せば、名跡相續半地を宛行ふの舊規に準せず、特別に本地を與ふべし。小姓以上のも、組外以下のもとの養子並びに縁組するを得ず。縁組は勉めて他姓と行ふべし。四十歳に至りて男子なく、又其の妻病弱にして妾を置かんとするものは、豫め伺出づべし。諸士次男三男妻妾の内召置は隨意出願すべし。但し妾を妻と爲すことを得ずと。

後、慶應三年六月、更に高鍋藩本末家養子の制を定めて曰く、従前本家に嗣子なき時は、血統に關せず、末家の嫡子を養子と爲すことを許可せしが、自今以後之を廢し、末家並びに分知と雖も、他姓血

統のものには此の例を許さず。本家血統のものなる時は、末家相續者を立て、本家の養子たらしめ、總て血統相續のものは宗家の養子と爲すことを許す。又元祖血統の二男等、他家の養子と爲りし後、實家嫡男病死せば、雙方熟談の上、縦令既に家主たるも、別に相續人を立て、實家に返すを許すこと、本末家の例の如くならしむと。

唐船漂着

安政二年正月十日、清國江南蘇州府大倉州崇明縣宗福盛商船三百四十四號○乗組員、十九人日向灘に風難に遭ひ、領内兒湯郡心見村に漂着す。藩廳乃ち、者頭、檢者、頭取兼儒者、代官、通事等を遣はして應接せしめ、兵卒を派して警衛せしめ、急使を長崎、日田兩代官所及び延岡、佐土原、飢肥、鹿兒島四藩に馳せて狀を報ず。漂流船より質として船員二名を受け、美々津港に廻航せしめ、乗組員は悉く腰越に滞留せしむ。尋いで二月三日、漂流船を長崎に護送す。

異國船引渡

是歲六月廿七日、藩廳、異國船引渡に關して便宜の處置に出でんことを請ふ。幕府許さず。

〔異國船引渡伺〕

秋月長門守領分へ、從_ニ先年_一唐船漂着度々有_レ之候處、其時々質_ニ唐人_一、爲_レ乗候船並に警固船引船等數艘差添、長崎へ引送候儀御座候。然處唐船に寄、海路辨罷在候に付、直に本國へ歸船仕度旨願出候節、船柄に寄候は、順風次第、歸帆爲_レ仕、若又、海路不案

内之船に候は、長崎迄案内船一二艘程も差添、勿論相應身柄之者爲_ニ乗組_一引送候様仕度、近來異國船折々渡來の時節に相成、既に領分沖通船又は近海へ乗寄候儀も有_レ之候へば、若し唐船長崎へ引送候跡、萬一異國船來着仕候節は、船並水主不足仕、船手之方手當行届兼可_レ申と心配罷在候。依_レ之以來前書之通り相心得、取計候而は如何可_レ有_ニ御座_一哉。此段御手前様方迄御内慮奉_レ伺候。己上。

乙卯六月廿七日

秋月長門守家來

鈴木九八郎

〔御附札〕

内意之趣は、先、是迄之通相心掛候様可_レ仕候事。

五年四月、異國船に關し、再び伺書を出す。幕府之を許す。

〔伺書寫〕

佐渡守領海へ異國船相見候都度々々、是迄御届申上來り候へ共、向後、上陸等仕、異變の節は格別、其餘は取束、幸便次第、御届申上候而不_レ苦儀に候哉。此段各様迄御内慮奉_レ伺候様、佐渡守申付越候。以上。

巳十一月晦日

秋月佐渡守家來

團井誠助

〔指令〕

伺之通相心得可申候。尤相替儀有之候節は、此迄の通可取計候事。

是月四日、高鍋藩入牢罪人取扱規則を定む。蓋し、種股の仁政の一端を示すなり。

〔入牢罪人取扱規則〕

一、衣類は襟を不取並服にて、上帯下帯共着用之儘にて入牢之事。

一、夏は單物一枚、冬は單物一枚、袴綿入一枚は、牢者所持不致候はゞ、相渡候事。但、致所持候はゞ何枚にても其儘に致置候事。

但、衣類數々所持致者は、本文之通爲着入牢、吟味の上、盜物に無之候はゞ、不殘御渡相成候事。

一、手拭爲持不苦候事。

一、敷物萱蓆一枚敷候事。

一、御賄、是迄赤二合の處、壹合増、三合相渡候事。

但、鹽も是迄之通相渡候事。

入牢罪人取扱規則の改定

一、行水入湯、一ヶ月一度宛、其節髪も結せ候事。勿論、月代致候儀可爲無用事。

一、揚屋入之者は、是迄も常の衣服にて、萱蓆も相渡居候趣に付、是迄之通、御賄も組外迄は中白二度宛、足輕以下諸奉公人下白二度宛、夫より以下赤五合宛に付是迄通、鹽も是迄通相渡候事。

一、右の節、牢者は御目附一人、小頭一人、足輕一人差越、罪人一人宛行水髪共青癩取扱可申、揚屋入大手預の者は、小頭一人、足輕一人相詰居、人足へ爲取扱、穢多預の者は穢多共計にて諸事可取計。尤、無堅固の儀無之様可致旨、被仰付候事。

一、入湯結髮牢者同様之事。

一、揚屋入牢者共に病氣の節は、醫師へ爲見藥も與へ候に付是迄通、乍去大病之節は、出牢之上、養生申付候事。

一、牢者自分罪之儀に付而之事は勿論、其外用向有之節は、月に六度、御目附並小頭足輕召連參、牢屋改有之候間、其節右之者共へ申出候様。尤、申出候趣は、直様御目附より大目附へ以書面可申出、公儀にても右之振合に有之候由。

一、出火之節は、早速御目附一人、小頭一人、足輕は牢者一人に兩人宛駈付爲致出牢爲致候事。

但、本文之通にては、急火之節は間合申間敷候に付、牢屋鑑は御目附印封にて青癩預相成居、御目附小頭間に合不申節は、青癩共爲致出牢覺悟致候様申付候事。

一、揚屋鑑等之儀も準右候事。

右規則之儀は、公儀之振合問合之上、評議之上、前條通相極。

尋いで、萬延二年十一月十日、高鍋藩大赦施行法を定む。

〔大赦施行法〕

- 一、御咎年より三ヶ年目之冬被_レ差許、猶又、其年より三ヶ年づゝにて大赦有_レ之候事。
 - 一、蟄居押込は五ヶ年目、其後、猶又、五ヶ年目にて被_レ免候事。
 - 一、穢多へ被_レ下者は御赦免無_レ之事。
 - 一、御吉凶に付ての大赦は以來相止候事。
 - 一、罪人並其子孫、文武の内上達にて被_レ召出_レ候儀は別段之事。
- 右之通。

圍籾

曩に安永年間、高鍋藩社倉の設けあり。寛政、天保の交、圍籾、高鍋、櫛間合計八千百八十俵餘なり。萬延二年、種殷令して、爾後十ヶ年、毎歲籾二百八十俵を石河内、河原兩郷に圍ひ、且つ家中貸上御返渡米獻納出願の分百九十壹俵二斗五升八合八勺を、十五ヶ年間圍ひ置くに定む。總高五千六百七十四俵餘なり。

慶應元年、種殷、河原村三吉の建言を納れ、始めて砂糖製造の業を高鍋に起す。又、令して藩内反別二町を限り松樹の栽植を許可し、官民部分林の法を創む。

砂糖製造業と部分林の開始

文武の振興

種殷、夙に文武の振興に志す所あり。天保十五年八月、令して小給以上の家嫡、八九歳より行習齋に入りて素讀、手習、躰方等を習はしめ、諸士の家嫡、十五六歳より三十歳に至る迄、毎月六回、著察齋に入りて書を講じ、稽古所に入りて洋學、武藝を修めしむ。當時儒士に城竹窓○諱は重淵、通稱勇雄、竹窓と號す。江戸に出て、古賀謹堂の門に入る。居ること二歳、日高耳水○諱は明脚疾を獲て歸り、明倫堂助教と爲り、教授に進む。著しす所藩學振興、學習錄あり。、日高耳水○諱は明稱し耳水と號す。業を、田村其淵○諱は義勝、竹窓の門弟にして、又夙に業を安井息軒に受く。社は後高鍋學校漢學部と稱す。等あり。、豊後廣瀬淡窓○諱は義勝、竹窓の門弟にして、又夙に業を安井息軒に受く。社は後高鍋學校漢學部と稱す。等あり。に受く。是より先、學館屢、寄宿寮を置かんことを請ふ。總奉行鈴木百助、亦、其の甚だ益あるを説く。然れども、同列議合はず。未だ聽されず。嘉永五年、種殷江戸に赴くや、百助之に扈從す。遇、城竹窓、森宣著等出で、江戸に遊學生たり。百助、乃ち二人を召して其の意見を徴し、且つ、二人をして寄宿寮設置の事を種殷に力説せしむ。種殷遂に其の議を納れ、封に就くや、邸内別に寄宿寮一字を建つ。六年九月、工成る。切憊樓と稱し、才藝優秀なるものに資を給して寄宿勉學せしむ。

切憊樓

寄宿生は、始めは藩費生三人、飯料鹽噌薪炭油を給し、願入寮は飯料半額及鹽噌薪炭油を給せしが、漸次其の數を増して賄ひ難きを以て、家祿百石以上の子弟は私費、五十石以上は半額を與へ、四十九石以下全額を給し、五十人を限りとす。

種殷、又、武備を修む。安政二年三月、令して寺院の梵鐘を以て大砲小銃を鑄らしめ、新

兵賦局の設置

に金屬を以て佛器其他を製するを禁じ、悉く陶器又は木製を以て之に代へしむ。是より先高鍋藩兵賦局を設けて兵制を確立す。慶應元年九月十一日、西洋砲術、大石神影流、津田一傳流、劍道を共に御家流と改稱し、雲弘流、淵水流、中島流、武衛流、長沼流の諸流を廢す。此の時に當り、外國關係次第に逼迫し、開港攘夷の論盛んに起る。文久三年正月、種股上京して天機を奉伺す。朝廷嘉賞して勅書を賜ふ。

勅書

就蠻夷之義、深被_レ腦_二宸襟_一之處、報國盡忠之志願有_レ之由達_二叡聞_一、御感之御事候。尙爲_二皇國_一抽_二丹誠_一、自國海岸防禦可_レ有、嚴重被_二仰出_一事。

正月

是に於て三月朔日、海防取調御用掛中都合を總奉行黒水鷲郎に、同御用掛を者頭泥谷敦水、坂田莠に命じ、同廿三日、櫛間海岸見分海防方法取調方を内藤虎太郎、坂田稻太郎に命じ、四月朔日、更に海防取調御用掛都合を家老手塚邦之亟に命ず。同五日、高鍋藩組付足輕を地方分と爲し、各屯長を置く。

- | | | | |
|------|-------|-------|------|
| 高鍋屯長 | 武藤東四郎 | 日置屯長 | 泥谷敦水 |
| 都農屯長 | 坂田孫六 | 美々津屯長 | 石井卓巳 |

海防

細島砲臺の築造

高城屯長 大田又一郎 平田屯長 秋月内藏
上江屯長 横尾信太郎 椎木屯長 坂田稻太郎
五月廿二日、藩使内藤虎太郎延岡に至り、攘夷の事を計り、二藩協力して細島砲臺を築造す。九月幕府之を賞す。

秋月長門守

日向國臼杵郡御代官所細島湊へ、内藤備後守申合、砲臺二ヶ所取建候由、右は常に武邊の志厚、當時不_二容易_一形勢深相辨へ、多分の入費をも不_レ顧、御料所御警衛筋一途に心を用、非常之節救應相整、一際御警衛も相立候段、一段之事に候。猶、此上、手厚く致候様申付候様可_レ被_レ致候。

種股渡歐の幕令

會、十一月、横濱居住の外人、使者を本國に遣はすものあり。幕府、乃ち、種股に命ずるに海外へ渡航して密に事情を偵知すべきを以てす。然れども藩議遂に之を受けざるに決す。外國へ御使節之儀、存寄申上候被_二仰付_一奉_レ畏候。追々申上候通、御天賦御虛弱の上、當春よりの御咳嗽にては、萬里の波濤、風土の違にて、十分御勤濟の儀は無_二覺束_一奉_レ存候。乍_レ併、國家の爲めに候得者、以_二其儀_一御辭退被_二仰上_一候儀は御卑怯之儀と奉_レ存候得共、此節之御使節は、僅横濱斗交易御差留に候へは、實に細事にて、鎖國と申にても無_二御座_一、

御身命被_レ爲_レ抛候御場合とも不_レ奉_レ存候間、何れ御斷相成様候奉_レ存候。乍_レ併、御上洛の上、諸侯始大議論有_レ之、全御鎖國之方、天下之爲相成候段御叡決之上、以_レ勅命_レ御使節被_レ蒙_レ仰候事に候得共實_レ以御身命被_レ爲_レ抛候場合に候。御成功の儀は、如何共後世史編に残り候ても無_レ此上_レ御事、實に本藩の面目、御先祖江御孝道の御儀と奉_レ存候。此段申上候。以上。

文久三年十一月八日

- 隈江五郎左衛門
- 堤 團之進
- 水 筑 小一郎
- 武藤東四郎
- 泥 谷 敦 水
- 森 老之進

元治元年四月廿四日、高鍋藩幕領警固の命を受く。

秋月長門守

窪田治部右衛門支配所村々、同人陣屋日田表より手遠の分、非常爲_レ御固_レ出勢の儀、屋代増之助より申達置候通相心得、當節、中國筋不_レ穩風聞有_レ之、旁當分の内、厚心得、

御警衛向取計候様可_レ致事。

慶應元年閏五月廿日、長州再征の爲、高鍋藩五隊八屯出陣の命を蒙る。三年四月晦日、幕府令して兒湯、諸縣兩郡内の幕領を管理せしめ、七月九日、村高辻帳を送達す。

秋月長門守

西國筋郡代窪田治部右衛門支配所、日向國村々之内、其方御預所被_レ仰付_レ候間、非常之節、防禦筋等行届候様可_レ致候。尤、高附の儀は、追而江戸表にて相達候筈に付、委細之儀は、御勘定奉行可_レ被_レ談候。

覺

- 一、高 百七十四石三斗五升三合
- 一、高 三百五十六石七斗二升五合
- 一、高 三百四十七石壹斗八升七合
- 一、高 千八十二石六斗八升二合
- 小以高千九百六十石九斗四升七合

是は治部右衛門御代官所の内より可_レ引渡_レ分

- 一、高 二百六十五石四斗六升九合

日向國兒湯郡

- 現 王 島 村
- 岡 富 村
- 黒 生 野 村
- 右 松 村

同國諸縣郡

- 竹 田 村

一、高 九百四十石壹斗四合六夕三才

須志田村

小以高千二百五石五斗七升三合六夕三才

是は右同斷

同國兒湯郡

一、高 二千三百六十六石四斗四升

三宅村

一、高 四百二十九石六升四合

清水村

一、高 二百二十三石八斗壹升六合

童子丸村

一、高 三百四十三石四斗五升七合

調殿村

一、高 二千三百四十壹石七斗四升四合六夕

穂北村

小以高五千七百五石九升七合六夕

是は治部右衛門當分御預所の内より可引渡分

合高八千八百七拾壹石六斗壹升八合二夕三才

右は、此度、書面之通、其御預所被_レ仰付候間、得_レ其意、窪田治部右衛門に相達、從_レ當卯年_一物成郷村請取之御仕置可_レ被_レ申付、存寄之儀於_レ有_レ之は、重而可_レ被_レ相伺候。以上。

慶應三年卯七月

石	壯次郎	清	熊之助	林	又七郎
馬	五郎	源	宇平太	谷	榮左衛門
松	三平二郎	日	官之丞	小	反五郎
羽	十左衛門	織	市藏	星	豊後守
溝	伊勢守	都	駿河守	小	下總守
小	上野介				

秋月長門守殿御預所役人中

申達

此度、日向國兒湯郡諸縣郡之内、高八千八百七拾壹石餘、其御預所被_レ仰付候間、窪田治部右衛門へ相達、從_レ當卯年_一物成郷村等可_レ被_レ申候。右は松平周防守殿御差圖に付、小栗上野介、織田市藏申達之。右被_レ仰渡_一之趣奉_レ承知候。以上。

七月

秋月長門守内

財津十太郎

御勘定所

七月廿三日、種殷請書を上る。

一筆啓上仕候。西國筋御郡代窪田治部右衛門支配所日向國村々の内、私へ御預所被_二仰付_一候間、非常の節、防禦等行届候様可_レ仕。尤、高附の儀は、追て江戸表にて御達に相成候筈に付、委細の儀は、御勘定奉行可_レ談旨、四月晦日、家來之者被_二招呼_一、被_二仰渡_一候趣申越、奉_レ畏難_レ有仕合奉_レ存候。右御請爲_レ可_二申上_一、捧_二愚札_一候。恐惶謹言。

六月十四日

秋月長門守

種 殷 判

稻葉美濃守様

參人々御中

世子種樹若年寄任命

種殷世子種樹、夙に令名あり。是より先、文久二年、幕府種樹に命ずるに學問所奉行の顯職を以てし、三年、若年寄格に列し、侍讀を兼ねしむ。外班諸侯世子にして此の事ある、蓋し異數なり。種樹在職一年見る所あり、病を以て辭す。慶應二年、幕府再び種樹を擧げて若年寄に任せんとす。然れども、時に幕政日に非にして、威信を中外に失墜し、頽勢容易に挽回すべからず。種殷乃ち、種樹をして辭謝せしむ。幕府聽さず。是に於て、城竹窓、秋月種節、黒水鷺郎、坂田秀、鈴木來助等、或は京師_{○守護職}、或は大阪_{○老中板倉勝靜}に、東奔西馳して惴願する所あり。遂に之を允さる。

秋月氏系譜

傳へいふ、後漢靈帝の曾孫阿知使主、應神天皇の二十年、王化を慕ひ、都加使主等七姓十七縣の民を率ゐて歸化し、詔を以て大和高市郡檜前村に居る。阿知使主の子高貴王、高貴王の子山本直（一に志拏直に作る）播磨國大藏に居り、大藏朝臣の姓を賜ふと、山本直より高市大領、檜前領主、家主、泉、横佩岩三、村主を経て春實に至る。

春實 大藏對馬守、天慶年中、藤原純友を伐つて大功あり。筑前國御笠郡原田に城き、原田氏を稱す。 種光

種材 岩門小二郎、壹岐守、大宰大監、寛仁年中、刀伊賊を伐つて功あり。 光弘 大宰少監 種弘 大宰權大監

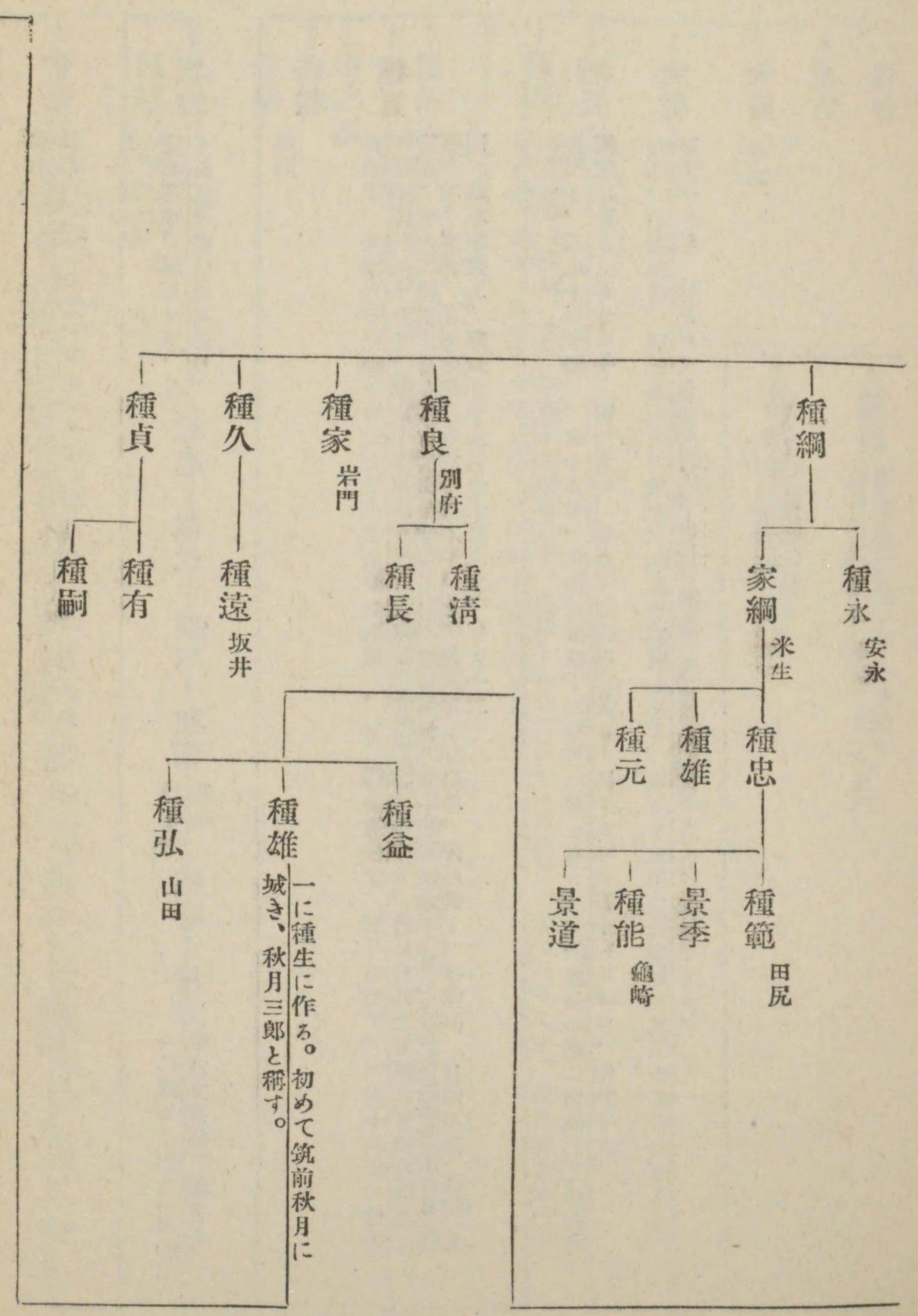
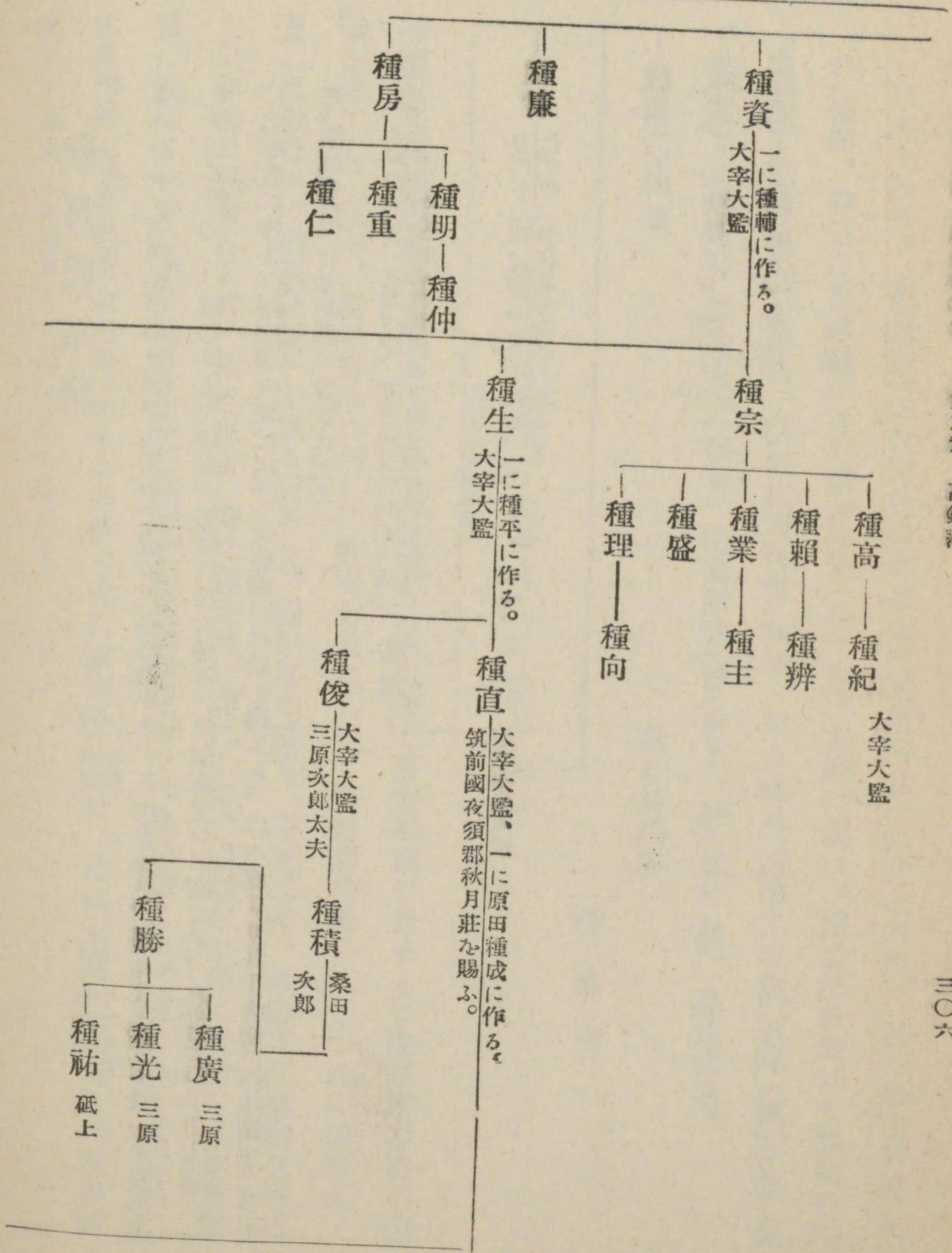
種通

邦清 — 種長 — 種行

種光 — 種政 — 種親

種澄

種成



種幸秋月 種家三郎、文永、弘安 種頼 種資秋月 種貞 種高 種顯

種道筑前權守、延元々々、多々良濱合戦に忠功あり。 種忠 種氏 種照 種朝秋月中務頭 種時 種方一に種秀に作る、永祿元年大義鎮に滅さる。

晴種

種實筑前守、父種方の歿後三年にしてその舊地を恢復し、遂に豊前筑後十一郡を併領す。天正十五年、秀吉の島津氏を征するや、種實、島津氏を援け大隈城(筑前嘉穂郡)を守る、終に敗れて本城古所山を致して降る。秀吉生駒親正をして古所山を守らしめ、種實所領の廿一城を破却し、且つ之を近江國山中に移して尋いで、秀吉、九州諸侯の分封を行ふや、その舊家なるを愍み、罪を赦して子種長に日向財部、高城櫛間三萬石を與ふ。慶長元年九月廿六日卒す。年五十二。

種長長門守、天正十三年繼ぐ。同十五年、日向財部以下三萬石に封ぜらる。文祿慶長の亂に出征して功あり。櫛間に在ること十八年、慶長九年、初めて財部城に徙る。同十九年六月十三日卒す。年四十八。

元種九郎、右近將監、同族高橋氏を繼ぎ、小倉香春城を治す。天正十五年日向縣城五萬三千石に封ぜらる。慶長十八年、罪ありて常陸(或は出羽山形)とし、或は奥州棚倉とすに配流せらる。

大膳 田原

長熊丸左京亮、將監二本松に居る。

萬吉 種直初め延種、長吉、主膳、七郎右衛門、島津氏に仕へて千石を領す。

武直大助、權之進、相良氏に仕へて三百石を領す。

某出家して山城に居る。

種昌田原 重次將監、二本松に居る。

種春初め種孝、種隣、實は同族采女種貞の子、慶長十九年六月十三日繼ぐ。寛永三年八月、從五位下長門守に叙任、萬治二年十月十五日卒す。年五十(或は六十とす)。

種信黒帽子、兵部、主殿、萬治二年十二月廿六日繼ぐ。同月廿八日從五位下佐度守に叙任、延寶元年正月財部城を改築し、四年十二月に至つて成る。高鍋城と改稱す。元祿二年二月廿日致任、元祿十二年七月廿七日卒す。年六十九。

半之亟

湛榮 出家

種恒 伊勢千代、右京、出羽守

種政延寶五年閏十二月、從五位下山城守に叙任、天和二年正月、長門守に改む。元祿二年二月廿日繼ぐ。寶永七年閏八月二日致任、享保元年閏二月廿六日卒す。年五十九。

種封 初め種重、式部、元祿二年二月卅日、父種信の致仕するや、諸縣、宮崎兩郡の内に於て三千石を分知す。寶永六年正月十日卒す。年四十八。

種利 出家 湛玄

勝親

民部

種羽 伊織

岩松

種輔 式部、種羽の養子となる。種蔭 安之丞 種武 左京

道重 數馬

種弘 元祿十四年十二月十八日、從五位下河内守に叙任、寶永三年正月廿八日、山城守に改む。同七年閏八月二日繼ぐ。正徳四年九月九日、長門守に改む。享保十九年十二月七日致仕、寶曆三年七月廿一日卒す。年六十七。

重國

智光

重良

義直

種美 享保十七年十二月十六日、從五位下佐渡守に叙任、同十九年十二月七日繼ぐ。寶曆十年七月八日致仕、明和四年七月四日、長門守に改む。天明七年九月廿五日卒す。年七十二。

縫殿

種茂 一に種成に作る。初め種頼、寶曆七年十二月十八日、從五位下山城守に叙任、同十年七月八日繼ぐ。安永九年十二月十三日、佐渡守に改む。天明八年十一月七日致仕、寛政三年十一月七日、右京亮に改む。文政二年十一月卒す。年七十七。

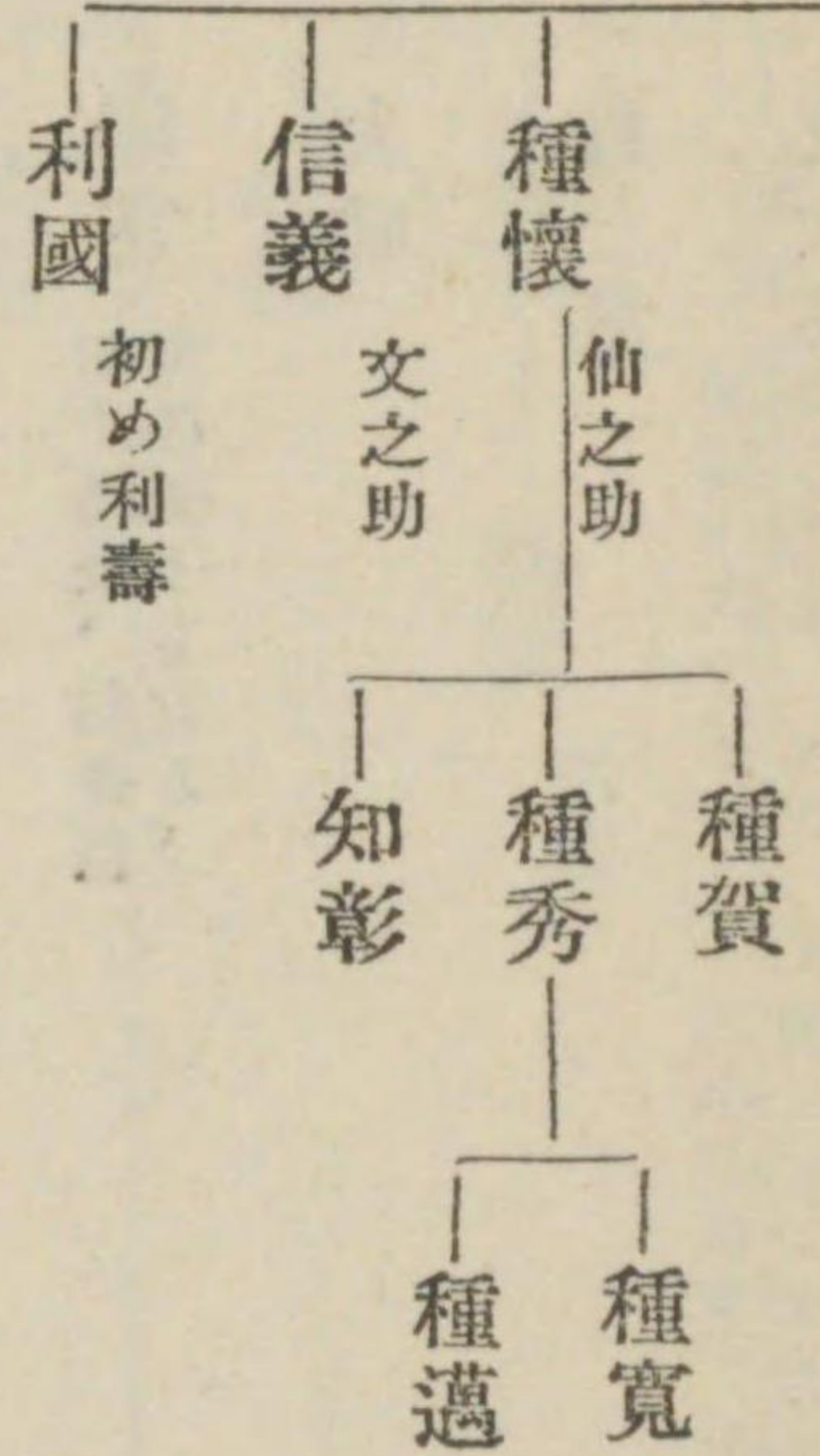
治憲 上杉氏を繼ぐ。鷹山公

頼完 初め是長、相良頼英の養子となる。

大助

龜三郎

政次郎



利國 初め利壽

信義

文之助

種懐 仙之助

種賀

種秀

種寛

知彰

種寛

種寛

種徳

安永九年十二月十八日、從五位下山城守に叙任、天明八年十一月七日繼ぐ。文化四年十二月廿一日卒す。年四十五。

長舒

岩次郎

常三郎

種備

松五郎

種任

佐渡守、後、筑前守に改む。文化五年二月十七日繼ぐ。天保十四年八月廿一日致仕、安政三年六月十日卒す。年六十六。

種堅

種好

種殷

佐渡守、天保十四年八月廿一日繼ぐ。明治七年三月十八日卒す。年五十八。

小太郎

早世

種樹

政太郎、號古香、三十六灣外史、雲烟外史、明治七年五月二日繼ぐ。同十四年四月二日致仕、同卅七年十月十七日卒す。年七十二。

璋之助

早世

種事

幾三郎

種繁

明治十四年四月二日繼ぐ。同廿三年八月卒す。

種英

第四節 高鍋藩重要事項年表

慶長 十年 八月 參觀の事始まる。藩主種長其の女阿佐伊を江戸に質とす。
 同 十二年 正月 高鍋城改築の工を起す。
 同 十三年 駿府工事の爲、家老入江主水を遣はして普請を手傳はしむ。
 同 十四年 野別府岩山の牧を開く。
 同 十九年 坂田五郎左衛門父子、高鍋に誅せらる。
 同 同 大阪役あり。秋月藏人兵に將として京師に出陣す。
 元和 二年 三月 坂田の黨内田吉左衛門以下百餘人を誅す。
 同 四年 唐船美々津に漂着す。寺町孫平次唐人と争つて之を斬殺す。乃ち、孫平次を斬に處す。
 同 六年 大阪城普請あり。家老入江主水を遣はす。
 同 七年 種長の女阿種、西本願寺坊官下間大貳に嫁し、上洛す。
 寛永 三年 四月 上方下方争動起る。
 同 九年 七月 肥後加藤氏改易せられ、家臣城に據りて叛す。是日藩主種春、幕命に依りて高鍋を發し、肥後に向ふ。十二月十六日、歸國す。

同 十三年 江戸城修築の事あり。秋月又左衛門手傳として江戸に赴く。
 同 十四年 七月 福島崎田村百姓善四郎、伊太利國伴天連を捕ふ。泥谷監物、入江角右衛門伴天連を伴ひて長崎奉行所に渡す。善四郎賞銀を受く。
 是 歲 島原亂起る。秋月又左衛門以下軍に赴く。始めて櫛間に遠見番所を設く。
 同 廿年 五月 是より先、正月二十七日、唐船櫛間に漂着す。是日、入江角右衛門、唐船の事に關して、江戸に於て切腹す。
 寛文 二年 三月 禁裡造營の爲、士卒五百十一人を出す。
 同 七年 櫛間百姓數百人強訴を企つ。
 延寶 元年 正月 高鍋城を改築す。財部を改めて高鍋と爲す。
 元祿 元年 八月 大風雨あり。領内倒屋八百七十、死人一、死馬二、破船一、大に田畑を害す。
 同 二年 七月 唐船平田濱に漂着す。
 同 四年 六月 是より先、三年十二月、蚊口浦の漁船○又次郎等三人乗組豊後佐賀、關に海賊の難に遇ふ。
 同 同 是日、關使並に水主三十人之を蚊口に護送し來る。藩廳、乃ち之を勞す。
 同 同 小丸川渡船賃一人壹分、馬一頭二分なりしを、是日、改めて一人四文、馬一頭八文とす。

同 五年 正月 入足九百二十二人を督して谷坂堤を築く。二月三日成る。
 同 十六日

同 三年 二月廿八日

油屋佐五右衛門石河内、鶴懐つるかほに於て採鑛に従事し、白目金二百七十三貫二百目、赤目金五十貫五百目を得たり。其の運上は白目金百斤に付銀二匁、赤目金百斤に付銀五分とす。

同 同 十九日

上江郷谷坂堤成る。人夫千二百四人なり。

同 同 十五日

雲雀山堤成る。人夫千四百十九人なり。

同 同 朔三日

西別府新井手成る。人夫千二百四十人なり。

正徳 三年 正月十九日

高城町火あり。全町延焼す。

同 同 十九日

櫛間よりの通報に曰く、南京船三十六人乗り、鹿兒島領飛崎内野浦に投錨、長崎に向ふと。藩廳、乃ち、出張人員を命じ、急使を江戸に派す。

享保 元年 十二月廿八日

高鍋町火あり。百二十五戸を焼く。

同 二年 四月四日

都井郷宮浦に唐船○但し漂着す。六日、藩廳之を江戸及び長崎に報す。

同 五年 六月

爾後、年増養子を養子とすること、○自己より年長者、末期願子願なすことを禁ずることを令す。

同 七年 正月廿九日

藩士の武具類を検す。

同 元文 正月十五日

高鍋町火あり。八十七戸を焼く。

同 三年 五月

川北郷中八十七竈食糧の缺乏を訴ふるを以て、一竈毎に赤米二斗を貸附し、又足輕百餘人に一人毎に赤米一斗を貸與す。

同 五年 五月廿五日

蚊口水主にして、一代職人を兼ねるものを許可し、職人運上一ヶ年十二匁とし、藩用細工物は一ヶ年の内十五日分無賃にて勤め、其の子一人は職人たることを得るも、他は水主たらざるべからざるに定む。

同 同 七月

持田、椎木、高鍋、上江、高城、平田三百七十二竈、川南五十竈に、一竈毎に畑地物一斗を貸附す。

同 同 朔九日

藩士の武藝講習は、毎月二日の定なるも、之を十日に改め、雨天の際は二十日に行ふことを令す。

寛保 元年 正月廿一日

唐船佐土原沖に漂着す。乗組六十四名なり。乃ち、代官をして鐵砲足輕を率ゐ、藩境に出張せしむ。

同 同 七月十四日

洪水あり。小丸川渡船覆没し、男女十六人溺死す。是に於て、渡守四人を死罪に處す。

同 同 十二月十六日

高城町火あり。全町殆ど焼く。

同 二年 二月廿三日

櫛間火あり。今町百六十二戸を焼く。

同 三年 四月三日

鶴谷百姓十五竈六十八人の内、十一人幸木渡場に出奔し來り、名貫に滞留するを以て之を追ふ。二十一日、遂に歸郷す。

同 同 十八日

是より先、十三日、大風あり。倒屋多し。是日、倒屋の災に遭へる徒士四十二人

延享 元年 七月

に、倒木の内二百九十四本を配與す。

牧野氏舊領宮崎郡、代官支配と爲り、飛脚頻繁に堪へざるを以て、更に五匁水主二人、三匁水主三人を増置せられんことを美々津より出願す。乃ち、之を許す。

同 二年 二月

川北郷民飢饉に迫るを以て、一籠に對し米一斗五升宛を貸附す。

同 四年 八月

大風雨、洪水あり。領内損害高田二百十町、三千七百八十九石一斗八升、畑六百七十六町三反三畝、高四千五十石七斗八升、倒屋三百二十七、破船九、死人八。

同 二年 七月

佐土原被害殊に甚しく、倒屋三百餘、死者四十三人を算す。

同 四年 八月

美々津立岩社修覆に關し、榎、杉三十五束を寄進し、附するに大工廿人を以てす。百石以上の士は必ず馬を飼ふべきを達す。

同 二年 九月

高鍋火あり。五十三戸を焼く。

寛延 二年 六月

他領者召抱停止の禁を解く。

同 三年 七月

蚊口岩本又四郎所有船〇去年十二月、伊勢近海に於て、西風の爲、八丈島に漂着し、是日、無事歸港す。

同 八月

旋風あり。領内損害高田畑千三百六十一石八斗六升。佐土原に於ては倒屋二百戸を算す。

寶曆 五年 七月

三納代濱に大砲試射を行ふ。二十二日、更に鹽田に之を行ふ。

同 六年 八月

川北村民二百三十九人飢饉に迫るを以て藩廳救米を與ふ。

同 八年 十一月

美々津町火あり。百九十二戸を焼く。

同 九年 四月

幕領穂北の百姓多數高鍋領境溜水に逃れ來る。是に於て、首領五十二人を高鍋に預り、他を諭して歸郷せしむ。尋いで、十一月三日、預りの百姓を富高に送る。

同 十一年 十一月

櫛間火あり。今町百四十七戸を焼く。

同 十二年 七月

蓑原彌七砲術を水谷橋に行ふ。十四日、又、長谷濱に之を行ふ。自火の者、他に類焼を及ぼさざる時は入寺三日、類焼を及ぼす時は入寺十四日と定む。

同 六月

大風雨あり。美々津港外に於て商船三艘破壊し、乗員溺死す。

同 廿一日

令して領内士民の風俗を戒む。

明和 元年 十月

他領より穀物を購求するものは一俵に對し科金二百文、二俵に對し五百文、以上之に準ずることを令す。

同 二月

尾張國より送附せし朝鮮人參を領内所々に植う。

同 二年 十一月

御手廻り筒井只七雙兒出生し、之を棄つるを以て逼塞を命ず。

同 三年 十二月

青瀬〇の襟掛はもと水色なりしを、色替出願せるを以て、淺黄龜甲形附襟掛と定む。然るに、多く暇を出願するを以て、其の太夫を罰して入牢に處し、且つ櫛

萬延 二年十一月 高鍋藩大赦施行法を定む。
文久 元年八月 高鍋、佐土原二藩の境界を定む。

【御境目一札之事】

一、古御境石より海岸寅卯見渡新杭迄間數百三十六間、新杭より灘見渡卯之方御境之事。
尤、壹間六尺八寸にて相極候事。
右は兒湯郡高鍋様御領日置村、佐土原領富田村御境目新杭に佐土原川崩れ付候間、兩村
役立會、古杭より新杭迄の間數相改、新杭取除、古杭より三方へ控杭亥子の方拾間、寅
卯の方六十六間、巳午の方拾間、新杭より子の方三拾間相改候處、相違無御座、後年御
境目陸岸出來候上は、立會、御境杭相建可申候。仍て書替如件。

文久元年辛酉八月

富田村三吉 助五郎 小觸與右衛門 平右衛門 貞吉 庄屋長友傳七

高鍋御領日置村

庄屋黒木圓助殿 小觸茂左衛門殿 伴吉殿 虎衛殿

文久 二年七月廿九日

痲疹流行激烈を極め、高鍋に於ける學校を閉づ。

同 三年九月十九日

高鍋藩穀物他領賣出を禁じ、床下硝石土並びに爐灰の買上を爲す。

元治 元年正月廿四日

幕領警衛の命を受く。

慶應 元年

砂糖製造の業を高鍋に始む。

同 三年四月晦日

西國筋郡代窪田治部右衛門支配所日向國諸村を以て、秋月長門守の預所と爲す。

同 十六日
同 六月
同 九月十五日

領内反別二町を限り、松樹栽植を許し、官民部分を定む。

高鍋藩本末家養子の制を定む。

高鍋藩一ヶ年兵賦用金二千兩定を、米七百二十石定とし、一ヶ年平均相場を以て
金錢に計上す。

第四章 飢肥藩

第一節 飢肥の沿革

飢肥は古の所謂飢肥院の地なりと稱す。その城隍の設けあるに至りしは、戦國の世にあるべし。

長祿二年、島津忠國、伊東祐國の跳梁を患ひ、その族新納忠續を志布志より此の地に移して伊東氏の押へとなす。然るに、當時、櫛間城主に伊作久逸とよあり。忠續と山東に於て權を争ひ、反目すること年あり。遂に密に伊東氏に通じて忠續を圖らんとす。文明十六年十二月、祐國、乃ち、弟祐邑と共に大軍を率ゐて都於郡を出で、飢肥城を攻め、利を收めて還る。翌十七年三月、祐國再び祐邑と各兵八千を督し、祐國は七浦より、祐邑は國見嶺より、並び進みて飢肥城を攻む。利あらず。祐國戦死す。翌十八年、島津忠昌、新納、伊作二氏の嫉視を憂ひ、忠續を志布志に移し、大隅帖佐城主島津忠廉を以て之に代ふ。忠廉の子忠朝、忠朝の子忠廣、忠廣の養子忠親、四世相繼いで之に居る。伊東義祐父祐國の後を承け、飢

新納氏と伊作氏

島津忠廉

肥の地を望むこと切なり。天文十年十月より屢、飢肥に出馬し、前後凡そ三十年、争亂休む時なし。

永祿五年五月、義祐一たび之を收めて成兵を置きしが、同年九月、忠親不意に襲ひて之を復す。是に於て、同十一年正月義祐自ら兵二萬に將とし、來りて飢肥を攻め、激戦數月、六月終に復之を取る。義祐次男祐兵に飢肥千町を與へ、飢肥城に居らしむ。後天正五年、伊東氏、都於郡没落の後、再び島津氏の領する所となり、上原尙近之を守る。尋いで同十五年、秀吉島津氏を伐つや、祐兵先導たり。亂平ぎ、功に依りて地を日向に賜ひ、祐兵會井城より飢肥城に入る。爾來、伊東氏世々之に居し、以て明治維新の際に至る。此の間、屢、城府の改築を爲す。

伊東氏

第二節 管轄

飢肥藩の管轄する所は、那珂郡に於て四十二村、宮崎郡に於て四村、總高凡そ五萬千八十石を算す。而して別に分知三千石あり。

〔日向國那珂宮崎兩郡之内御檢地古今目錄〕

那珂郡

酒谷村

古^{慶長}十年田畑屋舖百六十七町六反貳畝二十步

古同上 分米千四百六十石六斗八升

今^{寛保}二年田畑屋舖百拾九町五反五畝貳步

今同上 分米貳千九拾五石五斗九升二勺五才

吉野方村

古同上 百三町六反五畝五步

古同上 千百四十四石七斗四合

今同上 百拾町五反畝九步

今同上 千五百貳石七斗七升六合二勺五才

楠原村

古同上 七拾四町三反三畝二十步

古同上 八百五十三石二斗七合

今同上 八拾壹町壹反貳畝拾九步

今同上 千四拾九石六斗九升八合五勺

板鋪村

古同上 百五町三畝五步

古同上 千四百拾貳石九斗二升四合

今同上 百貳拾貳町壹反七畝三步

今同上 千四百八拾石八斗壹升五合二勺五才

星倉村

古同上 百七拾町六畝二十五步

古同上 貳千貳百七拾壹町七斗六升七合

今同上 百九拾貳町八反五畝拾壹步

今同上 貳千八百三拾二石九升二合五才

戸高村

古同上 百三拾六町七反七畝

古同上 千九百五拾六石五斗五六合

今同上 百五拾四町九反五畝拾五步

今同上 貳千七百三十一石七斗五升七合五勺

平野村

第九章 徳川時代史 第四章 低肥藩

古同上 百拾九町九反七畝拾五步

古同上 千三百三拾三石八斗一升貳合

今同上 百九町六反九畝拾四步

今同上 千七百壹石三斗七升壹合三勺五才

西辨分村

古同上 六拾九町六反五步

古同上 九百七拾貳石九升七合

今同上 七拾九町四反拾貳步

今同上 千三百拾六石四斗五升七合五勺

隈谷村

古同上 八拾六町八反七畝二十五步

古同上 九百七拾九石五斗一升四合

今同上 九拾三町六反壹畝五步

今同上 千貳百五拾四石三斗七合五勺

北河内村

古同上 九拾五町九反九畝拾五步

古同上 七百三十三石壹升四合

今同上 八拾七町六反七畝二十步

今同上 八百六拾六石九斗九升二合七勺五才

郷之原村

古同上 貳百四町貳反畝二十五步

古同上 貳千五百八拾壹石貳斗壹升七合

今同上 百九拾六町壹畝五步

今同上 貳千八百三十五石貳斗一升七合五勺

大藤村

古同上 百三十一町三反二十步

古同上 千六百三拾五石五斗五升

今同上 百二十五町六反六畝九步

今同上 貳千貳百四拾九石二斗七升八合五勺

東辨分村

古同上 百七拾八町六反三畝二十五步

古同上 貳千六百六拾石八斗一升八合

内 千石松永村寛永十三年主膳正へ分知
千七拾八石七斗二升六合 上東村明暦三年主殿へ分知
五百八拾二石九升二合下辨分村

今同上 百七町七反七畝八步

今同上 貳千百五拾四石貳斗九合

殿所村

古同上 貳拾六町六反四畝五步

古同上 八百六拾五石五斗七升六合

今同上 五拾八町二反七畝一步

今同上 千百四拾六石貳斗七升

増安村

古同上 八拾八町五畝拾步

古同上 千貳百五拾七石貳斗五升六合

今同上 九拾町六反九畝拾七步半

今同上 千八百三拾貳石五斗五升八合七勺五才

平山村

古同上 三拾町四反六畝

古同上 三百五拾壹石三斗七升七合

今同上 三拾町八反七畝五步

今同上 四百五拾六石二斗五升貳合五勺

風田村

古同上 七拾五町三反七畝五步

古同上 八百七拾三石貳斗四合

今同上 六拾六町七反九畝二十四步半

今同上 千三拾三石七斗六升一合二勺五才

宮浦村

古同上 三拾六町八畝拾五步

古同上 四百四拾五石四斗六升四合

今同上 四拾町貳反五畝四步

今同上 五百九拾八石貳斗壹升九合二勺五才

富士村

古同上 拾四町三反拾五步

古同上 百七拾貳石三斗七升九合

今同上 拾參町八反貳畝拾七步

今同上 百八拾壹石七斗七升

伊比井村

古同上 二十四町八畝二十五步

古同上 貳百六拾六石四斗五升

今同上 拾九町九反四畝拾貳步半

今同上 貳百二十九石貳斗貳合五勺

塚田村

古同上 六拾八町貳反一畝二十步

古同上 六百六十三石五斗四升七合

今同上 六拾四町九反九畝二十四步

今同上 六百二十二石三斗七升七合二勺五才

大久保村

古同上 八拾貳町三反二十五步

古同上 八百拾貳石六斗貳升四合

萩之嶺村

今同上 四拾六町三反六畝二十八步

今同上 四百八拾三石五斗七升三合

古同上 四拾四町七反三畝二十五步

古同上 四百八拾三石五斗七升三合

今同上 九拾九町貳反貳畝二十六步

今同上 千貳百七拾壹石九斗八升六合貳勺五才

毛吉田村

古同上 三拾五町八反三畝二十五步

古同上 四百拾五石貳斗三升八合

今同上 三拾九町八反三畝拾七步

今同上 五百五十六石四斗二升三合七勺五才

上方村

古同上 五拾六町二反拾步

古同上 七百六石一斗三升二合

今同上 六拾一町一反二畝拾步

今同上 千四拾石貳斗六升八合七勺五才

下方村

古同上 七拾八町九反五畝二十四步

古同上 八百九拾一石九斗七升四合

今同上 六拾貳町七反八畝二十七步

今同上 七百八拾七石九斗四升三合六勺五才

橋之口村

古同上 九拾五町貳反六畝二十八步

古同上 九百六拾九石七斗四升七合

今同上 八拾三町五反貳畝二十貳步

今同上 九百八拾四石五斗八升五合

谷之口村

古同上 三拾八町三反九畝拾八步

古同上 四百石五合

今同上 四拾貳町一反六畝二十五步

今同上 六百四拾七石二斗五升六合二勺五才

中村

古同上 六拾三町九反八畝二十五步

古同上 七百八拾四石九斗五升六合

今同上 百拾六町七反二十四步

今同上 千六百六拾七石八斗八升三合七勺五才

津屋野村

古同上 六拾貳町八反六畝五步

古同上 七百四石五斗一升一合

今同上 六拾貳町八反拾七步半

今同上 千拾四石七斗一升

片上村

古同上 九拾一町六反七畝貳步

古同上 千五拾貳石六斗七升

今同上 八拾九町五反五步

今同上 千貳百四拾石二斗一升三合二勺五才

脇元村

古同上 四拾壹町八反九畝拾五步
古同上 五百二十三石六斗八合
今同上 三拾八町五反三畝五步
今同上 六百二拾六石三斗五升五合

熱波村

古同上 三拾町四反四畝二十五步
古同上 四百拾三石三斗三升六合
今同上 二十九町六反一畝二步
今同上 四百九拾六石五斗三升二合五勺

以上餼肥

古^{慶長}十年 田畑屋舖貳千七百七拾三町八反六畝拾七步
古同上 合分米三萬三千四拾九石四斗九升
今^{寛保}二年 田畑屋舖貳千八百町九反三畝拾五步半
今同上 合分米四萬千拾七石六斗四升一合三勺

宮崎郡

加納村

古同上 貳百二十三町七反九畝拾五步
古同上 貳千六百五石六斗一升三合
今同上 二百三十三町五反八畝二十壹步半
今同上 三千百拾貳石壹斗壹升二合五勺

木原村

古同上 貳百貳拾六町六反七畝拾七步
古同上 貳千九拾六石三斗八升六合
今同上 貳百四町五反拾四步半
今同上 貳千四百拾七石壹斗五升五合

今泉村

古同上 貳百拾四町九反
古同上 千九百二十石三斗一升三合
今同上 貳百三十二町壹反九畝二十一步
今同上 貳千四百七拾五石八斗六升一合二勺五才

田野村

古同上 貳百八拾五町六反四畝二十九步

古同上 千八百九拾石壹斗四升九合
今同上 三百四拾三町四反九畝二十三歩
今同上 貳千七百六拾五石六斗三升五合

那珂郡

恒久村

古同上 貳百四拾九町六反五畝二十七歩
古同上 貳千百六拾壹石七斗一升八合
今同上 貳百六拾六町二反四畝拾七歩半
今同上 貳千四百貳拾壹石壹斗九升壹合二勺五才

田吉村

古同上 八拾町貳反五畝二十五歩
古同上 六百七石三升壹合
今同上 八拾町四反三畝拾九歩
今同上 千百四拾壹石六升

北方村

古同上 百七拾町八反三畝二十九歩

古同上 千九百貳拾八石九斗五升五合

内 七石六斗八升壹合、寛永十三年南方村入
千九百廿一石二斗七升四合、明暦三年主殿正へ分知

今同上 百六拾三町七反四畝

今同上 貳千八百八拾三石四斗五升壹合貳勺五才

郡司分村

古同上 貳百二十四町貳反壹畝二十歩

古同上 貳千七百六拾三石四斗九升九合

今同上 百拾六町壹反四畝拾歩

今同上 貳千三百四拾壹石九斗三升五合

南方村

百八拾三町貳反四畝六歩

千九百九拾貳石三斗壹升九合

外七石六斗八升壹合寛永十三年北方村ヨリ入ル
高二千石ニ極メ主殿正へ分知

熊野村

古同上 百九拾壹町五反壹畝拾貳步
古同上 千六百九拾壹石九斗二升
今同上 百六拾町壹反拾九步
今同上 千四百六拾七石五斗七合五勺

加江田村

古同上 四百四拾三町拾九步
古同上 四千六拾七石九斗壹升四合 内海折生迫入
今同上 貳百貳拾五町三反九步半
今同上 貳千七百七石三斗六合二勺五才

鏡州村

古同上 三拾九町五反七畝
古同上 三百五石九升三合
今同上 三拾四町三反五畝拾五步
今同上 四百七拾石九斗七升六合貳勺五才

以上清武

古^{慶長}十年 田畑屋舖二千五百三拾三町四反壹畝拾九步

古同上 合分米貳萬四千三拾六石九斗壹升
今^{寛永}二年 田畑屋舖貳千四拾町壹反五畝二十步
今同上 合米貳萬三千五百六石二斗貳升壹合二勺五才

總計

古同上 五千三百七町貳反八畝六步
古同上 五萬七千八十六石四斗
内 三千石寛永十三年主膳正へ分知
三千石明曆三年主殿へ分知
今同上 四千八百四拾九町五畝五步半
今同上 六萬四千五百二十三石八斗六升貳合五勺五才
外に屋舖四拾壹町壹反八畝貳步
分米三百三拾四石七斗八升九合八勺

〔文化七年四月書上〕

那珂郡田吉村 小庄屋一人
高六百七石三升三合

戸數二百一十一軒

内譯本村四十四戸 津屋原七十七戸 赤江町九十戸

同郡郡司分村

小庄屋一人

高二千七百六十三石四斗九升九合

戸數百四十二軒

内譯本村三十九戸 江佐原百〇三戸

右田吉郡司分兩村合して一人の大庄屋あり。

内加護八幡あり社領廿四石五斗

東宮大明神、平良大明神、社領三石五斗にして、伊弉諾、伊弉冉尊を祭る

同郡戸高村

小庄屋一人

高千九百五十六石五斗五升六合

戸數百五拾六

内譯本村百四十六戸 東光寺十戸

内妻満宮社領十一石、瓊々杵尊 縣大明神社領十二石五斗、手研耳命 田之口大明神社領一石五斗、吾平津姫

あり

同郡星倉村

小庄屋一人

高二千二百七十一石七斗六升七合

戸數三百五十六

内譯本村百八十四、汐道廿七、今町八十八 釋迦尾ヶ野五十七

稻荷大明神社領廿三石二斗、倉稻魂命 一宮大明神社領二石一斗、大己貴命、少彦名命 廣木田大明神社領十

一石五斗 法鞍山淨性院寺領五石臨濟宗 春日山顯成就寺領百廿一石一斗眞言宗

星倉、戸高兩村に大庄屋一人

同郡依肥本町

部當一人、町宿老二人

戸數百七

祐國山光照寺寺領 二十二石二斗時宗

無量山空也寺寺領 十三石二斗淨土宗

同郡楠原村

小庄屋一人

高八百五十三石二斗〇七合

戸數八十二

内譯本村七十五、走込七、天徳山報恩寺寺領百石臨濟宗 日輝山脇眼寺寺領七石四斗臨濟宗 愛宕山權現社領

十三石、伊弉諾伊弉冉火産靈尊

同郡酒谷村

小庄屋一人

高千四百六十六石六斗八升

戸數二百九十九

内譯本村百五十三、粟岑廿三、長野廿二、秋山卅八、陣ノ尾四十二、白木俣廿一

楠原、酒谷兩村に大庄屋一人

同郡恒久村

小庄屋一人

高二千六百六十一石七斗一升八合

戸數四百三十三

内譯本村百廿八、横町廿五、瀬頭廿八、櫻町十戸、但し櫻町は飛地なり、楠橋五、但し楠橋も飛地なり、城ヶ崎八十六、曾井五十一、一宮大明神社領十一石五斗、木花開耶姫 正八幡宮社領五石、龍勢山瑞雲寺寺領廿石曹洞宗

同郡北方村

伊東岩丸の領地なり

高千九百二十壹石二斗七升四合

戸數百一十一

内譯本村四十九、柳籠^{マチコモリ}三十、高畑卅二、鶴林山松崎寺寺領五石曹洞宗

同郡隈野村

小庄屋一人

高千六百九十七石九斗二升

戸數四百〇一

内譯本村百五十九、木花六十一、木崎原百八十一、山王権現社領三石七斗糠稗日命、木花山法満寺、寺領廿三石、眞言宗

同郡加江田村

小庄屋一人、組頭一人

高四千六十七石九斗一升四合

戸數七百二十

内譯本村二百四、紫波洲崎七十一、折生迫二五八、内海百三十八、野島廿六、小内海廿三、淡島大明神社領三石、彦火々出見、豊玉姫、鹽土翁、天照皇太神宮社領五石五斗、白鬘大明神社領三石、鹽土翁、霧鷲山圓南寺寺領八石、曹洞宗、雲海山御崎寺寺領廿二石六斗、眞言宗

二島 淡島周圍九町人家なし

野島周圍十一町四十間人家なし

一港 内海

同郡伊比井村

小庄屋一人

高二百六十六石四斗五升

戸數七十四

内譯本村五十七、鶯巢十七

同郡富士村

小庄屋一人

第九編 徳川時代史 第四章 飢肥藩

高百七十二石三斗七升九合

戸數六十二

内譯本村四十、椿八重九、小目井十三

同郡宮之浦村

高四百四十五石四斗六升四合

第三節 飢肥藩史要

第一代

祐兵飢肥藩、祐兵を以て第一代に係くれども、その事蹟は、既に前編に述べたり。故に茲に之を省く。

第二代 祐慶

天正十五年、伊東祐兵の封を飢肥に受くるや、那珂、宮崎兩郡の中に於て、高二萬八千石なり。尋いで文祿の檢地によりて、高三萬六千石と定めらる。然るに祐兵、尙その高少きを憂ひ、文祿四年、私に檢地して四萬五百石を得たり。慶長五年十月十一日、祐慶繼ぐに及び、同九年、川崎主水、三谷作右衛門尉、平川分右衛門尉を奉行として檢地せしめ、五萬七千石を得たり。同十年三月、更に檢地して五萬七千八百六十六石四斗と定む。同十六年八月、

檢地

伊東島津二氏の和親

祐慶、島津義弘の請に應じて鹿兒島に赴く。義弘厚く之を饗し、猿樂を催す。蓋し、島津、伊東二氏は、曩に朝鮮の役に、加徳島に於て相締盟すと雖も、その後、關ヶ原の役起り、復、相背くこと茲に年あり。義弘、乃ち、祐慶を招請して、兩家の和親を計らんとするなり。是より、兩家の間、信使の來往暫く絶えず。

同十九年、祐慶江戸に赴く。偶、十月、大阪冬陣起る。祐慶東軍に従ひ、京橋口を守る。翌元和元年五月、夏陣起るや、祐慶、復之に赴く。途に風難に遭ひ、戦に及ばずして歸る。是歳、幕府、一國一城の制を布き、諸侯に令してその支城を毀たしむ。飢肥藩に在りては曾井、清武、紫波洲崎、南郷、酒谷等の十餘城を毀つ。

牛ノ峠境界論

寛永四年春、牛ノ峠境界論起る。古來、飢肥、莊内の分界は、牛ノ峠より鰐塚に至る分水線を以て限り、牛ノ峠の西北は島津領に屬し、東南は伊東領に屬す。是歳、祐慶船材を牛ノ峠の東南部に出さしむ。諸縣郡民之を否み、二藩の境界を三角石より槻川内、板谷川内の流域内に在りとし、守衛を設けて船材を出さしめず。是に於て、十一月十五日、飢肥の使者二人都城に赴き、十六日、境界を議す。決せず。二使遂に鹿兒島に到る。廿七日、薩使共に都城に來りて實地を見、十一年十二月に至りて事定まり、飢肥藩の提議に従ふ。

〔寛永四年都城寺柱之内いのはへに飢肥方より船板取候分萬書付寫〕

此書付は、元祿十一年戊寅五月廿日、都城役人北郷次兵衛以下四名の自記なり。

寛永四年十一月十五日、境界の儀に付、飢肥より郡市右衛門、引削次郎左衛門の二人使者として、長倉織部佐、壹岐將監よりの書狀を齎して都城に來り、十六日、志和池加右衛門、花房早兵衛之に應對す。飢肥の使者曰く、飢肥領西川いのはへに船木分させしに、都城方より番衆を附せられしは、如何なる理由なるや。前代より牛之峠切に水はしりに飢肥之内云々。都城にては議決せずして、二使鹿兒島に至り、都城よりも、亦、桐野主水正を鹿兒府に遣はす。

(以上は北郷讚岐守忠能の代に、北郷藏人久根の日記帳寫に依る。)

此月廿七日、鹿兒島より相良勘解由、三原次郎左衛門、北條土佐等都城に來り、飢肥の使者長倉傳兵衛、野崎十左衛門に論山の應對あり。翌五年、喜入攝津守より、北郷忠能に一書を送る。左の如し。

外に委細之儀は、五代勝左衛門殿へ申候間、可_レ被_レ聞食_二候。又、飢肥へ遣候狀之案紙、勝左殿被_レ持參_二候條、是も御覽尤に候。態令_レ申候。仍、飢肥與庄内山堺之儀、不_レ相終_二候。江戸より、被_レ仰下_二候は、堺之儀は靜之可_レ爲_二御相談_一候。諸事おとなしく御談合申候へ。伊東殿へも、連に御入魂之儀候

間、分別申候へと承候。委細は、五代勝左衛門殿へ申達候。別段、江戸之狀、爲_二御覽_一持せ申候。然者、彼山へ船木被_レ取置_二候を被_レ留置_一候。是は彼方へ被_レ遣候て可_レ然由、被_レ仰下_二候間、此内飢肥へ申越候。御方も一人被_レ相付、其首尾被_レ仰尤候。恐惶謹言。
辰三月十八日
喜入攝津守 (忠政判)

北郷讚岐守殿

人々御中

一、此の論山の後、寛永十一年、飢肥方へ右之山御付被_レ遊候刻、都城へ御渡し被_レ成候繪圖、于_レ今御座候。其裏に御押札御座候。左の通なり。

寛永四年丁卯より、庄内與飢肥船楫木之儀に付、山堺之論出來候處、寛永十一年十月廿二日、穎娃長左衛門殿、比志島監物殿を御使にて、此繪圖之黄なる如_二布引_一境目相濟候。付狀は彈正川上將監殿、渡邊内匠殿へ申斷、爲_二後證_一書付置者也。

寛永九年七月、肥後、加藤氏_〇忠罪あり、國除かる。祐慶幕府の命を奉じ、十二日、兵二千五百人を率ゐて飢肥を出で、廿一日、熊本に着し、壺井口を成る。細川氏の肥後に封せらるゝに及び、十二月、軍を罷めて歸る。

祐慶、曾て、長崎に物を購ふ。其の風尙を觀るに足る。

長崎にてかい物の注文

- 一、虎の皮 但大まい 四まい
- 一、猩々皮 但赤 上 壹枚
- 一、黒しやうくひ 上 壹枚
- 一、いと 上 廿斤
- 一、五色の糸 上 但道服に成らするヲ 四斤
- 一、物すきなる曇子 上 壹卷
- 一、つけ物 壹ツ
- 一、白もんめん 上 貳たん
- 一、きや羅 上々 十匁
- 一、同伽羅ノ油 上 香箱壹ツ
- 一、南蠻てつほう 但火繩なし 壹挺
- 一、見事なるかるさん 上 壹ツ

以上

六月廿五日

祐慶(花押)

第三代 祐久

寛永十三年五月廿九日、祐久封を繼ぐや、弟祐豊膳正に、松永千、南方千石合して三千石を分領せしむ。祐豊幼よりして、將軍家光の近侍たり。廩米二千俵を賜ふ。

松永、南方二村幕領となる。

後、元祿二年七月、祐豊の孫祐賢志願に依りて、その三千石は徳川氏より廩米を以て之を賜ふ。是に於て、松永、南方二村幕領となる。

同十四年、天草の亂起る。十五年正月、祐久兵を率ゐて軍に赴き、松平信綱の麾下に屬す。事平ぐに及びて乃ち歸る。

岩切村新溝

同十六年十二月、松井儀長五郎兵衛新溝を清武岩切村に鑿つ。是より先、清武の内兩北方東、兩南方上、兩恒久中、田吉、岩切の八村、水利に乏しく、歲毎に農民旱魃の厄に苦む。或は

清武川の水を引きて灌がんことを説くものあり。然れども、須田木の丘岡その間に横はりて、之を奈何ともすること能はず。儀長深く決する所あり。遂に起つて丘岡の開鑿に着手し、翌十七年三月に至りて成る。その幅二間乃至三間、長さ里餘、之を新溝と名づく。是

より八村二百二十二町灌溉の便を受け、復、旱患なきに至る。○後、寛延元年、里民儀長の遺徳を頌して、溝邊に一碑を建つ。慶

外浦防潮堤

安三年正月、外浦下中村の防潮堤成る。當時、海水外浦より大堂川に通じ、目井津、鹽津

留の地は海中の島嶼なりしが此に至りて之を埋め立つ。

第四代 祐由

明暦三年十一月廿七日、祐由繼ぐ。是日、祐由弟祐春殿に、東辨分村の内千七十八石七斗二升六合、北方村の内千九百二十一石二斗七升四合、合して三千石を分與し、出で、幕府に仕へしむ。然れども、領地管掌の實權は、依然宗家に於て之を保つ。

寛文元年六月十三日、祐由江戸邸に卒す。年三十一。七月、報飢肥に達す。六日、家士小山田宗貞長持寺に殉す。年五十二。
○當時戰國時代の餘習尙ほ去らず。殉死の風甚だ盛にして、弊害隨つて百出す。是に於て、寛文三年、幕府之が禁令を布き、殿に之を戒むるに至る。

第五代 祐實

同二年九月十九日夜、日向の地大に震ひ、海潮一時に到る。飢肥藩内被害殊に甚しく、那珂郡の内七村○上下加江田村、本郷南方村、本郷村、北郷北方村、郡司分村、殿所村、周回凡そ八里、田八千餘石、皆陥没して海と化し、潰屋千二百十三戸の内、海に没するもの二百四十六戸、住民二千三百九十八人の内、溺死するもの十五人に及ぶ。

寛文二年の大地震

〔佐土原地震集記〕

寛文二年九月十九日夜、大地震あり。伊東領内本郷の一在所、田地九千石揺り沈め、海となる。其村々の人家屋敷々々の圍ひ、竹木までゆり沈め、木も竹も柱も海中より立てり。人は丘傳ひにて上り、幸ひに死人はなし。彼の一在所は、全く入海となる。魚も多く入り込めども、家の柱や竹木沈み立ちて、網を下すこと叶はず。辰巳午未申酉の方は伊東領にて、地震最も大動搖なり。戌亥子丑寅卯の方は佐土原領にて此は小動ぎなり。

當時國老伊東祐葉○米良重能の次男にして、伊東祐慶、祐久、祐由及び祐實の四代に歴事し、權威並び行はれ、頗る衆人の嫌忌を蒙る。寛文六年十一月十七日、家士廿餘人連署して書を祐實に上り、祐葉を誅せんことを請ふ。祐實遂に之を許し、同十二月十五日、祐葉及び其の子祐知、祐徳に死を賜ふ。祐葉の長子祐鄰、時に江戸に在り。祐實召して之を下し、翌七年正月廿八日、油津山王濱に自裁せしむ。

伊東祐葉父子の誅

牛ノ峠境界論

延寶元年、牛ノ峠境界論、復起る。是より先、正保三年、將軍家光島津氏に命じて、日向國圖を製せしむ。是に於て、伊東、秋月、有馬○延岡藩主の三家より、各其の領内圖を製して之を鹿兒島に送り、島津氏之を一幅の地圖に製して幕府に上る。既にして、又台命あり。境界論争地を記入すべきを以てす。島津氏、乃ち、牛ノ峠を越えて那珂郡槻川、板谷川に至る地を

自領として併せ記し、再び之を上る。是に於て、伊東氏黙過する能はず。同二年十一月、北川内村庄屋郡司市右衛門、年寄松浦勘左衛門、百姓松田莊兵衛等を江戸に遣はして、之を寺社奉行戸田忠昌に訴へしむ。三年二月及び五月、市右衛門等兩度江戸に至り、六月十四日、論地庄屋並に百姓雙方の對決あり。十一月廿二日、遂に飢肥藩の勝訴に歸し、那珂郡北川内村と諸縣郡梶山村との境界は、鰐塚より下百瀬塚に至る峯脈を以て之を定むるの判決を得たり。寛永四年以來の論地、是に至りて全く定まる。

〔元祿十五年日向國那珂郡宮崎郡内變地其外相改候目錄控寫〕

一、諸縣郡境、先年論地にて御座候處、雙方百姓共仰_ニ御裁許、延寶二甲寅年、峰通郡境に御裁許相濟候付、郡筋只今之通書改申候事。

當時、清武地頭に川崎祐盛あり。武藝に長じ、氣慨あり。常に曰く、一旦、事有らば、敵必ず清武口より襲ふべし。吾れ君命を受けて此の地を守る。敵をして誓つて境内寸土を踏ましめずと。日夜、郷中年少の徒を會して士氣を養ふ。士の鐵砲一挺を有するものには、一斗三升の地を給し、貧にして武器を購ふ能はざるものには、自ら槍を製して之に與ふ。その數、千餘本の多きに達し、世傳へて日心の號_{〇祐盛}の千本槍と稱す。

天和三年十二月、祐實家士中村與右衛門、田原權右衛門を堀川奉行として、油津乙姫神社々

日心の千本槍

油津の開墾事業

前を開墾し、璋子ヶ島より東川の水を引き、以て飢肥、油津間の輪漕に便ならしむ。由來飢肥の地良材に富む。而も之を油津に輸すには、梅ヶ濱、尾伏岬を廻漕するの不便を忍ばざるべからず。是に於て此の舉あり。後、與右衛門郡代に轉じ、平部俊英之に代り、貞享三年三月廿五日に至りて功全く成る。

貞享元年十一月、日向の地大に震ひ、飢肥城本丸、亦其の災に罹る。是より先、延寶二年、飢肥城内今城、中城、松尾城の三區を合して一となし、が、是に至り、二年_{〇貞享}十月、幕府の許可を受け、三年三月廿三日、改築の工を起す。日高平左衛門、時任平八郎_{〇貞享}初_{〇貞享}の式を行ふ。

八月五日以來、家士十六歳より六十歳に至るまで、上下の別なく工事に従ひ、元祿四年土功成り、六年五月木功成る。乃ち、是月廿八日、落成式を行ふ。初め、飢肥城は松尾丸_{〇今の本丸}、中丸_{〇今の大}、書院の跡、今城_{〇今}の三城に分れ、中丸、松丸の間に永吉口の通路あり、中丸、今城の間に犬、馬場、倉、瀬戸の通路あり、松尾と中丸との中間に家士の舍宅ありしが、今此の改築に依りて三城の地高低なきに至り、犬、馬場には高さ二間二尺の石垣を廻らし、城舎を中丸に建つ。

貞享三年八月十四日、祐實國老矢野儀朝_{〇仁}兵衛を國外に放つ。矢野氏は、曩祖儀照以來、世々伊東氏に事へ、儀朝に至りて國老に擧げらる。儀朝學殖あり、見識、亦、羣を抜く。故に

飢肥城改築

頗る衆人の畏敬する所となる。是よりさき、飢肥南郷橋口村に巫女榎原^{榎原}壽法院なるものあり。鶺鴒神宮に詣で、神託を得たりと稱し、遠近之に歸依するもの多し。寛文十年三月、壽法院歿するの後、之を崇信するもの益々多きを加へ、邪法迷説言ふに勝へざるものあり。儀朝深く其の誕妄を惡み、大に之が抑制に力む。是に於て壽法院崇信の徒儀朝を衝み、落書を以て儀朝の密に基督教を信奉する由を誣ふ。祐實其の實を質せども得ず。儀朝、亦自ら冤を雪ぐこと能はず。遂に日向、大隅、薩摩三國の境外に放たる。○後、祐實儀朝の冤を知り、一族伊東主水の二男儀周を以て其の女に配し、陸五十石を與へて儀朝の後を繼がしむ。元祿六年三月、祐實嗣なきを以て、兄祐春の嫡男祐崇^{可山軒と號す}を養ひて子とす。祐崇、性多病にして且つ放縱なり。祐實屢、之を諭せども悛めず。是に於て、寶永四年六月、祐實一族伊東祐信^{衛門}の子求馬^{祐永}を養子とし、祐崇をして飢肥城北の丸に隠居せしむ。

古來飢肥城下、毎歲七月を期して盆踊を行ふの風習あり。元祿以前より既に行はれしが、寶永四年、祐實遂に之を公許し、二町^{○本町}三郷^{○大手十文字、永吉西山寺、前津留楠原}の少年及び大手十文字の家士^{○十五歳より廿歳に至る}をして又之に加はらしむ。尋いで是歲、清武に於ても亦許さる。爾來、毎歲、期到れば、大手十文字組のものは田上八幡社に、永吉西山寺組のものは永吉射場に、前津留楠原のものは新山寺、安心寺に集り、七月朔日より各、練習を行ひ、十四日、一同黒色の襦

袴に木綿の白帶を纏ひ、金鼓を奏し、列伍を正して興遊の地^{○初は總役所及び廣小に至る。別には報恩寺内}に至る。別に十四歳以下の男童等、歌舞妓、大奴、小奴と稱する踊を行ふ。藩主在國なれば必ず之に臨むを例とす。○後、天保の初、稍變革ありて、六月廿日以後、手附の集合を七月一日より行ひ、七月一日よりの練習を七日より行はしめたり。嘉永以後、外交の難起るに及び、元治元年六月、三郷の少年に諭して盆踊を廢せしめ、獨り本町、今町の歌舞伎のみ存續するを得しめたり。

寶永五年正月、祐實藩士給人以上の次男以下に屋敷一ヶ所を給し、年始の登城、藩主の江戸往來に際して之を送迎せしめ、各、槍一本を携へしむ。之を郷士或は地侍と稱す。是より先、蕃薯の栽培、既に諸國に行はる。然るに飢肥藩内、之を栽培すれば、土質を損すと稱して之を禁ず。清武代官日高津之助、郡代の巡檢に當り、訴ふるに細民の窮狀を以てし、切に之が禁を解かれんことを請ひ、遂に許さる。是より、藩内、遍く蕃薯の培種を見るに至る。祐實人と爲り英邁果敢、精勵以て國事に當る。是を以て國人皆畏服し、稱して飢肥藩中興の主と爲す。

第六代 祐永

享保三年二月、祐永儉約を令す。其の要に曰く、音信贈答の禮を軽くし、婚儀の外、一切

の饗宴を廢し、諸種の講、新規の祭禮を禁じ、盆踊を質素にし、婚禮、葬儀の費を減じ、衣服の華美を警め、各自其の分限に遵ふべしと。

節令約
〔享保三年二月定〕

定

- 一、家居應分限、成程輕可相調之。敷物は給人並四ヶ寺附慈尊院は近江丹波表赦免之。其以下者七島茅子之間にて可相濟之。但、此内調置分は何處にても不苦事。
- 一、音信贈答一切令停止之。雖然、親子兄弟菩提寺師匠等江年始歲暮諸節句之禮物、吉凶に付音物可遣者、心次第たるべし。右外は近き親類たりといふ共、繼合にて可濟之。若無據儀於有之は、吉凶共に一種可相送、之は可爲勝手事。
- 一、平生の饗應一切令停止之。婚禮振廻、一汁二菜、外かうの物に定之。品數盛合之茶附、上方酒令禁止之。惣而成程輕相整之、猥に、大酒仕間敷事。
- 一、給人家督繼目並新知加増申付候節、我等に對し、爲祝儀一家老中振廻候義、自今以後、令赦免之候。此時料理一汁三菜、外かうの物に定之。尤、上方酒令禁止之。若差支有之ものは、家老中江肴可送之事。
- 一、中小姓右同斷之時、爲祝儀一家老中江肴一種可贈之事。

- 一、祈禱並佛事たりといふ共、一汁二菜、香物定之事。
- 一、組頭中組振廻一切可爲無用。雖然、組初而預り候節、組之考江吸物にて酒可出之。此時組子之者、酒肴持參可有。繼目之時右同斷。附、組子平生之出入に料理出間敷事。
- 一、諸役所頭取諸地頭手代付々之者へ料理振廻候儀令停止之事。
- 一、諸講一切令停止之事。
- 一、正月三ヶ日冷酒雜煮不可出之。親子兄弟祖父祖母伯父伯母は可爲心次第。諸節句可准之事。
- 一、平生出入之客人に挨拶之酒飯出間敷事。
- 一、女中正月諸節句之時宜ありき、親子兄弟祖父祖母伯父伯母之外可爲無用、先規之通平生他人之所江無子細而出入不可仕事。
- 一、新規之祭禮一切令停止之事。
- 一、所之祭禮隨分可用質素、無據客來有之候共、料理出候儀堅令停止之事。附、氏神祭成程輕可相調之事。
- 一、盆踊輕致べし。陣道具並小袖羽織不可用之。附、笠ぬき若き者は不及申、小兒たりといふ共堅令停止之事。
- 一、家中馬見申候時、嗜之道具不可用之。常之責道具に而可濟事。
- 一、娶入之諸道具衣類等に迄迄、分限に應じ、成程輕可相調之。但、知行高不及三百五拾石ものは

絹之夜具蒲團無用之事。

一、葬禮之規式諸事輕可相調之。不依高下、絹布並色紙不可用之。乘馬葬馬に乗間敷候。但、平馬廻以下龕並幕可爲無用。附、諸細工人江酒出間敷事。

一、質取之諸細工人賄一汁一菜に而輕可相調之。附、酒出候事堅令停止之事。

一、七夕八朔盆白晒上着不可着之事。但、歩行以上之女中は可爲制外之事。

一、正中三ヶ日、家老並年男之儀者、絹布之上着可着之事。

一、馬廻衣類先規之如く木綿に而可相濟之。木綿衣類絹布之袖並襟縁可爲無用。袴羽織は辨から鳥きかん之類、其外もめん交之織物絹布之裏付たりといふ共、持合可着は令赦免。雖然、絹布之かけ襟令停止之。禮日上下不揃候共不苦候。當時持合之小袖下着可仕は可爲心次第。但、他所人江出合候節は如先規絹布衣類着之事。

一、右妻女之衣類夫之制法に隨ひ、上着上かけもめんたるべし。絹布之下着可仕者、可爲心次第。雖然、白むく黄むく緋むく淺黄むく緋縮緬綸子並縫箔すり箔之小袖は、雖爲下着令停止之。但、綸子縮子縫箔すり箔、當時持合候ものは、絹二重之類を以さし襟致し、下着可仕は心次第たるべし。金巾ぬき袖持合候共、上着に不可仕。もめん之類上方染令停止之。夏冬衣類染代之儀、追而會所より可申付候間、其旨を可相守、上方より染帷子可買下は心次第たるべし。尤、分限に應じ質素を用ひ下直可調之。縫紋所縫入并惣紅粉惣かこの摺箔桔梗染如く此之高染令禁止之事。

一、中小姓衣類右同斷たるべき事。

右妻女衣類同斷たるべき事。

一、歩行衣類右同斷たるべき事。

一、右妻女之衣類夫之制法に隨ひ、上着上かけ木綿たるべし。絹布之下着可仕は可爲心次第。雖然、白むく黄むく緋むく淺黄むく緋ちりめん綸子令停止之。金巾ぬき袖は持合候共、上着不可仕。もめん之類上方染令停止。夏冬衣類染代之義、會所より可申付候間、其旨を相守べし。上方より染帷子可買下は心次第たるべし。尤、分限に應じ質素を用ひ、下直可調之。縫紋所惣紅粉惣かこの桔梗染如く此之高染令停止之事。

一、給人中小姓妻女之帶分限に應じ輕可相調。但、縫並金入之織物持合たりとも令停止之。歩行妻女之帶猶以輕可相調事。

一、土器外座間並役土器勿論衣類裏表共もめんたるべし云々。

一、足輕木綿衣類木綿裏たるべし云々。

一、家中役人並若黨之衣類足輕之衣類に準じ云々。

一、馬取小人之衣類無紋之藍染黒染たるべし云々。

一、家中下人之衣類無紋之藍染黒染を用べし云々。

一、下女之衣類ちらしもやう物令停止云々。

一、町人廻船男女衣類夏冬染代之儀は、會所より可_レ申付候間、其旨を可_レ相守、絹布裏襟帶絹布之類令_レ停止之云々。

一、百姓男女之衣類染無紋たるべし云々。

一、浮世人之内名字を名乗來候もの、常々所之者爲存ものは男女共夏冬之衣類足輕並たるべし。其

他は百姓に準ずべし云々。

右之趣以_レ先格今度令_レ潤色相定之條、堅可_レ守之旨、可_レ被_レ申渡候也。

享保三戊戌年二月日

祐實印

家老中

第七代 祐之

寛保二年、祐之幕府の命を奉じて武藏國荒川の工事に従ひ、工了りて稻種を荒川より携へ歸る。之を荒川稻と稱し、多く藩内に植う。然れども、其の質、稍臭氣を帯ぶるを以て、後郡代金田甚兵衛令して之を禁ず。是を以て、領民荒川の名を諱み、後年、之を清武彌六と稱して、公然播種するに至る。

是年、祐之、慶長十年の檢地に比照して、檢地目錄を製す。

清武彌六

第八代 祐隆

延享元年十二月十二日、祐隆_{○祐之繼ぐ。寶曆七年八月十八日、祐隆江戸邸に卒す。}

第九代 祐福

寶曆七年十月廿二日、祐福繼ぐ。天明元年七月廿日、祐福江戸邸に卒す。

第十代 祐鐘

寛政八年、祐鐘、歩行の士野中金右衛門に命じて、力を殖林に用ひしむ。是より杉林大に興り、北河内村長尾の杉林の如き最も顯はる。

殖林

第十一代 祐民

祐民性仁孝にして文學を好む。享和元年十一月、始めて地を飢肥八幡馬場明智院址にトして學問所を興し、教授四人_{○壹岐五左衛門、川崎利助、高山信濃、阿萬玄洞}、主事十五人を置き、翌年九月、更に句讀師五人を加へて主事の上に置く。是より先、寛政初年、高山正之_{○彦九郎}歴遊して飢肥に來る。藩士

學問所の創設

松井義彰○通稱蛙助、木兎先生と號し、又、癡翁と稱す。儀長五世の孫なり。飢肥藩沿革史の編著あり。今散佚して傳はらず。就て其の講を聽かんことを請ふ。正之乃ち、論語「廐焚」の章を講じ、「國無學、國非其國」の句を以て諷諫する所あり。義彰深く之を愧ぢ、其の後屢藩主に乞ひて學館を設けんことを計る。未だ成るに及ばずして歿す。是に至りて、學問所の創設を見、義彰の素志始めて報いらる。

第十二代 祐丕ひら

文化九年八月廿日、祐丕○祐民繼ぐ。

當時飢肥板敷の人安國寺住僧梅木海洲、學を子弟に授く。松井義彰と共に飢肥啓學の祖と稱すべし。

第十三代 祐相と

文化十一年十一月十八日、祐相繼ぐ。年甫めて二歳。

文政十年十月、清武中野に郷校成る。之を明教堂と稱す。初め、清武に郷校なし。僅に邑宰松岡信安の舍宅を以て之に充て、毎朝、郷中の兒童を會して句讀を授く。當時、清武に

安井滄洲あり。門人矢野儀之、平島易直、高橋元吉等と謀り、儀之の邸内に教堂を建てんとし、文政九年九月、藩廳に請ひて之を聽さる。是に於て、同十年正月五日、工を起し、同十月十二日に至りて成る。時に、滄洲の子息軒江戸に在り。教堂經營の半に歸郷し、落成の後、之に名くるに「明教堂」を以てす。

○息軒の同門鹽谷岩陰の作る所なり。

世所謂學者、我知_レ之矣。挾_レ卷繙_レ帙、巍然高世曰、吾能治_レ經、吾腹非_レ笥則庫矣。操_レ觚含_レ毫、傲然臨_レ人曰、吾能屬_レ文、吾腹非_レ錦則繡矣。徐而觀_レ其治經、則不_レ過_レ摘章折句。觀_レ其屬_レ文、則不_レ過_レ抽黃、對白、問_レ之行己立身之道、則啞然而笑。問_レ之經世綏民之略、則駭然而驚曰、是古人之事而已、非_レ今之所_レ得而行_レ也。嗚呼是果何學耶。聖賢之教、不_レ過_レ倫理而已矣。何謂_レ倫、曰君臣父子夫婦兄弟朋友是也。何謂_レ理、曰親義序別信是也。而所以申說_レ之者、爲_レ三六經、爲_レ三語孟、顧_レ之吾心、則藹然莫_レ不_レ具也。施_レ之家庭、則秩然莫_レ不_レ齊也。達_レ之天下國家、則泰然莫_レ不_レ綏寧也。觀_レ之天地日星山川蟲魚之象、皆莫_レ不_レ賴_レ之以立_レ焉。明_レ此道_レ之謂_レ學矣。而世之王公大人、觀_レ世所謂學者、在_レ記誦辭藻、而不_レ關_レ於此_レ也。曰是小技耳。是方外耳。比_レ之醫卜、齊_レ之道釋、上之人以_レ是待_レ下、下之人亦以_レ是應_レ上、是以其設_レ庠建_レ學、亦不_レ過_レ文具_レ耳。是豈在_レ上者之罪哉、皆在_レ

學者自取之焉。爾若余友安井仲平、則不然。仲平日州飢肥人也。學昌平三禩而歸、頃新修其塾舍、命之以明教、而徵記於余。余在昌平、與仲平交最親、頗熟其爲人。觀仲平所以處朋友之際者、有不善、則面折抵議、毫不假借。吾以是知其事、君正言讜議不少屈撓也。友有疾、則周旋撫視、只恐其不至。吾以是知其奉親順意承志務盡其歡也。平生不與人苟合、至得意之交、指天誓日、出肝膽相信。吾以是知其在兄弟致敬、在下弟致愛也。與人語口不及淫褻、視溺色縱欲者、不啻仇讐。吾以是知其閨房之中、濟々有禮也、而接飢肥之友、猶如交昌平之朋者、勿論也。果能以是率其子弟、子弟莫不效焉。小之可以齊家庭、大之可以治天下國家。充之而可以與天地日星山川蟲魚而並立焉。夫如是、則上之人必不下以學校爲中文具、不以儒術爲小技方外、而將求之以行己立身之道。經世綏民之略、夫然後聖賢之教始明於世、而教之堂爲不虛也。抑吾又有爲仲平恐者、世之趨記誦辭藻之學也久矣。今遽語之以立身經世之事、不受其嫻笑罵詈者幾希。雖然、君子不患思人之從己、而患己之不修。使仲平獨自修而無一人從之、固不害其爲明教。而教之所以明與否、固將在於此而不在于彼也。然則爲仲平者、唯患其修之未至而已。而吾爲仲平恐者、亦宜恐於此也。因記焉。以勉之。

安井滄洲

安井滄洲。諱は明寛、字は子全、通稱平右衛門。文化元年江戸に詣り、古谷鬲に學び、後京師に赴き、皆川淇園に就いて徂徠派の學を修む。著はす所古今體詩六卷、遊記若干卷あり。天保六年七月廿一日歿す。年六十九。

安井息軒

安井息軒。名は衡、字は仲平、息軒は其の號にして、半九陳人、葵心子等の別號あり。滄洲の第二子にして、寛政十一年正月元旦、飢肥領清武郷大字今泉小字岡に生る。文政二年、年廿一にして大阪に出で、篠崎小竹の門に遊ぶ。同七年、江戸に出で、昌平黌に入る。息軒人と爲り倭少、痘痕面に滿ち、且つ一目を眇す。加之、時流に泥まず、専ら漢注唐疏を主とせしかば、同學の徒頗る息軒を輕侮するの色あり。息軒、乃ち、和歌を以て其の志を示して曰く

今は音を忍ぶが岡のほとゝぎす、

いつか雲井のよそに名のらん。

衆是より息軒を重んずといふ。同九年、江戸藩邸勤番となり、藩主伊東祐相の侍讀を兼ね、旁ら經を松崎謙堂に質す。同十年藩主に從て歸國し、父滄洲と共に郷黌に後進を掖導すること數年。天保元年、藩黌振徳堂の設立せらるゝに及び、父と共に召されて助教となる。同二年、藩命を帯びて九州各地の風教を巡察し、觀風抄一卷を選進す。當時、

息軒藩政に關して宿老と議協はざることあり。心快々として樂まず。同六年七月、父の喪に逢ひ、東行の志愈々堅く、同八年五月、江戸に出で、再び昌平疊に入る。時に校風大に紊れ、學徒互に黨を結びて相軋る。乃ち、寮を出で、芝増上寺内金地院に入りて書を讀む。同九年三月、歸國し、六月、妻子を携へて江戸に移り、麴町上二番町に三計塾を開く。三計とは、「一日の計は朝に在り、一年の計は春に在り、一生の計は少壯の時に在り」の意を寓するなり。後年、谷干城、品川彌次郎、陸奥宗光、雲井龍雄等の俊髦此より出づ。弘化三年五月、米艦浦賀に来るや、親ら行て之を見、又房、總、相、豆の海岸を巡覽して海防に關する意見書を當路に上るもの四十餘章、皆報せられず。尋いで、嘉永六年六月、米國水師提督ペルリ浦賀に来るに及び、國內鼎沸、巷説紛々たり。息軒、水戸齊昭のために「鹿質虎皮」の外交を難説す。齊昭深く嘉賞して、自ら「足食足兵民信之矣」の八字を書して贈るといふ。文久二年、將軍家茂召して之を見、尋いで、昌平疊教授に任じ、俸二百俵を賜ひ、別に學資として十人扶持を給す。元治元年二月、奥州塙代官に任ぜらる。蓋、當時幕府、俊良を擢んで、地方行政の刷新を計らんとするの意に出でたるなり。息軒時に年六十六。親友等、其の老いて遠國に赴くを傷み、閣老板倉周防に依て之を免せんことを請ふ。乃ち、罷めて小普請入を命ぜらる。明治元年、老を以て致仕し、

埼玉縣足立郡領家村に退隱す。是歲十月、彦根藩主井伊直憲、息軒の著左傳輯釋上梓の企あり。乃ち、出で、其の代々木の別館に入る。直憲之に二十人扶持を餽り、奉戴頗る篤し。同二年、朝廷命を傳へて之を召す。老病を以て辭す。是歲六月、藩主祐相徳川氏に謀りて之を歸籍せしめ、櫻田藩邸に置き、三十人扶持を給す。同四年九月、土手三番町に移り、尋いで、同九年九月、病を以て歿す。年七十八。其の經を釋する、程朱の學に據らず、漢註唐疏を主とすと雖も、又敢て古說に泥まず、自ら一家をなす。著はす所、管子纂註、左傳輯釋、論語集說、辯妄、息軒文鈔、書說摘要、孟子定本、戰國策補正、讀書餘適、靖海問答、料夷問答、外寇問答、軍政或問、睡餘漫筆、救急或問、蝦夷論、忍草、西鈴輯要等あり。息軒、又、深く民政に意を用ひ、當時、飯肥藩に於ける重要問題たる外、浦堤再築の議に關し、常に之を論難し、或は飯肥藩財政の急務、刑罰の當否に關して、毎に侃諤の議を唱へたり。是れ其の郷貫に志を得ざりし所以なる歟。然れども、藩主祐相によりて爲されたる墮胎の禁、養老の典、種痘の勵行、養蠶製絲所の創置の如き、息軒の獻策に基づけるもの多きを見る。

文政十一年、祐相江戸より國に入る。祐相頗る文學を好む。夙に學問所改造の志あり。天保元年七月、家老川崎祐總○一、用人長倉祐敷○半左、相談中森清義達○清左衛門等に命じて工を起

振徳堂

し、翌二年三月〇一に七成る。名づけて振徳堂と云ひ、同月廿八日開堂の式を擧ぐ。祐相禮装して之に臨み、一族並びに家老以下諸有司皆列す。先づ先聖釋奠の禮を行ひ、藩主士臣に酒を賜ひ、儒士高山信濃〇名は弘孝、世々飢肥領田上八幡宮の司職たり。後、大阪に出で、中井積善の門に遊び、居ること四年、歸りて藩の學事に與る。に命じて孟子滕文公上編又從而振徳の章を講せしめ、以て校名「振徳」の由來を明かにす。是年、更に安井滄洲、息軒の父子を清武より召し、高山信濃、落合雙石、松田松窓〇名は義濟、字は志伯、岸之進と稱す。獨學大に得る所あり、擧げられて文學となる。と共に専ら教導の任に當らしむ。

落合雙石

落合雙石。名は廣たか、字は子載、幼字鐵五郎、後敬助と改む。幼にして板敷の僧海洲に就いて學ぶ。年廿にして長崎に赴き、吉村正隆に就て學ぶこと三年にして歸る。文化四年擢でられて中士となり、同年江戸に出で、昌平黌に入る。尋いで京都に遊び、凡そ四年にして歸る。同十年、更に藝備の間に遊び、菅晋卿、頼惟完に學び、轉じて江戸に赴き、居ること五年にして歸る。文政十年、又東遊して昌平黌の舎長となり、居ること四年、歸るに及び、藩主祐相の侍讀たり。明治元年七月歿す。年八十四。著はす所鴻爪詩集、論語統、國語若干卷あり。按ずるに、雙石學殖あり。殊に詩作に長し、祐相の重用する所となる。怪むべきは雙石の書中息軒の事を志せるものなく、息軒の書中亦雙石の事を志せるものなきことなり。而も兩者不和の事實更に見えず。思ふに、兩者藩政に關して、各見る所を異にせるがために此の事ある歟。是歲三月、藩廳より興學振教の事を命ず。

墮胎の禁

此度格別の思食を以て御達被_レ成候學問所之事に候間、教導之儀は勿論、都て禮儀作法共宜き様専ら可_レ加_二指揮_一候。尤同所以來御預け被_レ成候間、内外共見格護之儀、兪略無_レ之様下知可_レ致候。若し諸用事有_レ之節は、其々之役向へ相達し、程好く取計らひ可_レ申候。且句讀師主事共申し合せ、六十歳以下之者晝夜相詰、可_レ致_二世話_一候。依_レ之御城御番並盆躍被_レ成_二御赦免_一、其外諸參會等無_レ構、學校之儀聊懈怠無_レ之様可_二心懸_一旨被_二仰付_一候。當時、飢肥城下の民、墮胎の罪を犯すもの頗る多く、其の風延いて士人に及ぶ。之を稱して間引まびと云ひ、敢て惡行と爲すものなし。間引とは、蓋、庸株を伐除して、良株のみを成木せしむるの意なり。祐相甚だ之を悲み、天保三年、令を下して曰く、爾今以後、孕むものは必ず之を擧げよ。婦女身かみること五月ならば、必ず之を有司に告げよ。而して伍家互に之を保護すべし。若、犯すものあらば、父母共に斬に處し、其の家を籍沒せん。鄰伍之を知つて告げざるものは、罪一等を減じて處罰せん。毒を服し墮胎するものは、其の醫と共に並び誅せん。貧にして養ふ能はざるものは、三子以上一子毎に米若干を給與せんと。是よりして、罪を犯すもの全く絶え、積弊一時に改まる。この後、更に貧民の爲に租税一萬六千石を免じ、年七十を超ゆるものには、特にその一子を赦して、公役に服せざるを得しむ。上下皆祐相の徳を稱す。

冬船直船

此の時に當り、飲肥藩幕府の許可を得て、一年冬夏二回荷船を江戸に運漕す。之を冬船、直船といふ。直船とは夏期梅雨の霽るゝを待ちて、油津を發し、直航三晝夜にして江戸に達するを以て此稱あり。

伊東修理太夫手船拾四反帆壹艘

船頭水主拾四人乗外便船之事

一、便船人壹人 但帶刀之者
惣身無疵

一、便船人壹人 右ノ腕ニ少疵有

一、便船人壹人 右ノ腕ニ少彫物有
左ノ腕ニ腫物疵跡有

一、便船人壹人 兩股ニ彫物有

一、便船人壹人 兩股ニ少彫物有

一、便船人壹人 左ノ腕ニ彫物有
兩股ニ彫物有

一、便船人壹人 惣身無疵

關屋 充 藏

子 貳拾六歲

源左 衛門

子 貳拾三歲

久 吉

子 貳拾五歲

友 吉

子 貳拾貳歲

仁左 衛門

子 貳拾壹歲

良 吉

子 貳拾四歲

志多右 衛門

子 六拾八歲

一、便船人壹人

惣身無疵

平兵 衛

子 四拾九歲

一、便船人壹人

惣身無疵

與 市

子 拾九歲

一、便船人壹人

惣身無疵

文 藏

子 五拾五歲

一、便船人壹人

左ノ腕ニ彫物有

長 吉

子 貳拾四歲

一、便船人壹人

惣身無疵

助 兵 衛

子 四拾貳歲

一、便船人壹人

右ノ腕ニ腫物瘰癧跡有
右足ノ指無
右ノ股ニ疵瘰癧跡有

文 吉

子 六拾貳歲

一、便船人壹人

右ノ腕ニ少彫物有
右ノ股ニ少彫物有

淺 吉

子 拾八歲

人數合貳拾八人乘 但、船頭水主便船人共

右者伊東修理太夫家中之者、從江戶日向國油津迄差遣申候。浦賀御番所無相違御通被成可被下候。右便船之儀に付、自今以後、出入茂御座候者、私可申譯候。爲後日仍如件。

伊東修理太夫留守居

平 部

豐

嘉永五壬子年八月

第九編 徳川時代史 第四章 飢肥藩

三七五

相模國浦賀

御番所

御當番衆中

海防

弘化元年冬、祐相藩内の海防を嚴にするを令し、家老金二十兩、用人並に組頭十兩、騎士五兩、中小姓三兩、徒士二兩二分、土器一兩二分の規定を以て武備費を貸與し、家祿高十石毎に銀六匁五分の年賦返納を許可す。

同四年五月海防準備として、祐相、大堂、目井、外、浦の地を巡見す。尋いで文久三年二月、外、浦に砲臺三箇を築き、七月六日、油津正行寺山巔に又砲臺を作る。八月晦日、祐相江戸より國に歸り、九月九日、家士一同を登城せしめ、海防に關する勅書を聽かしむ。勅書に曰く

伊東左京大夫

今度拒絶御決定之處、既に去月二日、於薩州英艦渡來、及戰爭、一旦退帆之趣に候へ共、向後何時襲來も難計、殊隣國之義故、早々歸國、海防手當可爲專要之旨御沙汰候事。

九月十七日、祐相藩内の文武を獎勵し、又振徳堂學規を達す。

〔達書〕

當時、天下之形勢、彌以差迫り、何時爭亂と可相成も難測、容易之心得にては、國家も保ち難く、深く致心配候。我等事、永々病氣にて、此節下向致候に付、改て庶政一新致度候へば、何れも其心得にて、一際致奮發、吳候様にと存候。已來、太平之舊習に狎れ、文武不出精、或は行迹不埒之輩於有之は、何れも譜代之事故、相成る丈は家督も此に申付度候へども、自然、不得已、是迄之通には不申付儀も可有之候間、此旨兼て篤と可相心得候。

〔振徳堂學規〕

- 一、學校の政は、羣才の種子を蒔て花を開かせ實を結び、他日國家の用に立候趣意に候間、人々押なへて一様には不參候へ共、輕薄虛文に流れず、有用之學に可心配事。
- 一、學問之道は、今日人之人たる道を修行いたし候事にて、唯々文字を取扱ひ候迄にては無之候。さりながら、博く古今の治亂成敗を考へ、古聖賢之事迹を存し不申候ては、萬事茫然にて、道筋も不三分候間、此旨篤と可心配事。
- 一、文武之道は、一體に相心得、分け隔てなき様に可致事。
- 一、學校は、禮義之由て出る所に候へば、師弟之道、長幼之序は勿論、總て行儀を正ふ

し、殿中又は途中之式禮等も、手厚く致すべし。但し、貴賤之等級に隨ひ、過不及無之様に可心得事。

一、近年、諸藩にては、同志中聯を結び候事有之候由、一旦、隋弱之風を振り起し候には左も可有之候へ共、全體聯を結び候は、即ち黨之分れ候基ひ、黨之分れ候は、即ち國中不和の基に候へば、此藩にては、一國一聯之心得に可相成事。

一、國家之大事と心付候義は、羣を抽んで一存にて其筋に申出候は、忠節たるべく候へ共、大勢申合、國政向に口を付候は、君を要するの筋にて、未練たるべき事。

十月十六日、祐相、清武地頭山田紀之助、田原文内、河崎權之助、伊東直記を番頭に轉じて軍政を管せしめ、十二月、南郷に新外城を設け、元治元年三月八日、海防準備として梅が濱に操練を行ふ。時に高鍋藩櫛間代官横尾潜藏洋學に通ずるの聞えあるを以て、祐相、平部俊良をして往て櫛間に潜藏に會し、且つ金谷砲臺を觀せしむ。

平部俊良。字は溫卿、通稱良介、嶮南と號す。飢肥藩清武の士和田重寛の子なり。平部俊寧の養ふ所となる。夙に息軒に師事し、天保四年、江戸に出で、贅を古賀侗庵に執る。翌年郷に歸り、藩學の句讀師となり、教授に進む。後、次第に登用せられて家老となり、畫策献替する所甚だ多し。明治二十三年十月廿六日歿す。年七十六。著はす所、日向私

梅ヶ濱操練

平部嶮南

史、日向纂記、日向地誌等あり。

同年○元治三月十五日、祐相、藩内諸士をして悉く登城せしめ、條書を以て、文武兩道の益忽にすべからざるを戒め、且つ小知の士卒に施與すること各、差あり。

此度、以深思召其々へ下銀致候様被仰出候間、一統篤く相心得、御奉公筋相勵み、非常の節は、尙又忠節可心得候。尤、右割合、左の通。

- 一、銀五百匁宛 高五十石以下給人
- 一、同四百匁宛 中小姓
- 一、同三百五十匁宛 徒士
- 一、同三百匁宛 土器並外座間
- 一、同二百匁宛 足輕
- 一、同百五十匁宛 屋敷取足輕小人馬取
- 一、同百匁宛 土器以上一世扶持方

右之外高六十五石以上の面々も、格別譚有之、難澁に及び候向には、相應取替銀可被仰付候。

三月十五日

會所